

会 議 録

会議の名称		第４回つくば市高齢者福祉推進会議		
開催日時		令和８年（２０２６年）８月２１日 開会：午前１０時 閉会：正午		
開催場所		つくば市役所 防災会議室２・３		
事務局（担当課）		福祉部高齢福祉課		
出席者	委員	渡邊 多永子 委員長、山脇 博紀 副委員長 神谷 栄子 委員、佐野 洋子 委員、但野 恭一 委員、村上 義孝 委員、山中 美根子 委員、矢口 和博 委員、中山 淳子 委員、前田 久実子 委員、永木 美穂 委員、幸田 良子 委員		
	その他	-		
	事務局	福祉部：根本 祥代 部長、日下 永一 次長兼福祉政策課長 福祉部高齢福祉課：中村 銀華 課長、埜口 実 課長補佐、松尾 智美 係長、相馬 智菜津 主任、宮 亜弓 主任 福祉部地域包括支援課：飯田 恵 係長、久保 知子 係長、金子 あずさ 主任 福祉部介護保険課：小林 実 係長、石田 佳子 係長 福祉部福祉政策課：田崎 智也 主任 こども・保健部健康増進課：小池 牧子 係長 こども・保健部健康増進施設いきいきプラザ：眞鍋 郁世 保健係長 建設部住宅政策課：岡野 文雄 係長		
公開・非公開の別		■公開 □非公開 □一部公開		傍聴者数 ２人
議題		（１）つくば市高齢者福祉計画（第９期）の進捗状況評価（令和７年度分）について （２）つくば市高齢者福祉計画（第１０期）骨子案について		
会議次第	1 開会 2 新任委員自己紹介 3 議題 （１）つくば市高齢者福祉計画（第９期）の進捗状況評価（令和７年度分）について （２）つくば市高齢者福祉計画（第１０期）骨子案について 4 その他 5 閉会			

＜審議内容＞

１ 開会

○事務局（高齢福祉課）

定刻となりましたので、第４回つくば市高齢者福祉推進会議を開会いたします。

初めに、会議運営上のご案内をさせていただきます。本会議については、市政運営の透明性の向上を図ることを目的に公開することとしております。会議録の全文も市ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。また、正確な会議録の作成のため、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。発言の前にはマイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認のうえ、お名乗りいただいてから発言をお願いいたします。発言された後には再度マイクの底のボタンを押して、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。

2 新任委員自己紹介

○事務局（高齢福祉課）

8月1日付けで委員の変更がありましたので、ご紹介させていただきます。つくば市特別養護老人ホーム連絡会から、永木委員です。では、永木委員からひとこと自己紹介をお願いしたいと思います。お座りいただいたままで結構です。よろしくお願いいたします。

○永木委員

この度、つくば市特別養護老人ホーム連絡会の代表として参加させていただくことになりました、永木美穂と申します。私はつくば市大砂にありますが特別養護老人ホームまごころの杜つくばで施設長をしております。微力ではございますが、つくば市の高齢者福祉の発展にお役にたてればと考えております。今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○事務局（高齢福祉課）

ありがとうございます。それでは、ここから議題に入りますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

3 議題

議題（1）つくば市高齢者福祉計画（第9期）の進捗状況評価（令和7年度分）について

○渡邊委員長

よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席状況の確認をいたします。成島委員、齋藤委員、大曾根委員、猪野委員より欠席のご連絡をいただいております。ただいまの出席委員は12名で過半数に達しておりますので、つくば市高齢者福祉推進会議設置要項第6条第3項に基づき、この会議が成立することをご報告いたします。

それでは議題に入ります。議題1の「つくば市高齢者福祉計画（第9期）の進捗状況評価（令和7年度分）」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（高齢福祉課）

それでは事務局の方からご説明させていただきます。まず本日の資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料は事前に送付した資料1から6、参考資料1、本日、机上にて配付しております当日資料1、2となっております。もし不足や落丁等ございましたら随時事務局の方までお声掛けください。資料の方はお揃いでしょうか。

では、議題1のつくば市高齢者福祉計画（第9期）の進捗状況評価について、事務局から説明させていただきます。まず資料1をご覧ください。進捗状況評価の概要についてですが、高齢者福祉計画に掲載した取組について、毎年1回点検評価を実施することで、取組の着実な実施を図るとともに、必要に応じて、取組の見直しを図ることを目的としております。今回の評価年度ですが、9期計画2年目の令和7年度を対象としています。評価者は各担当課になります。評価は基本的には、表の数値基準をもとに行っております。目標値と比較して、達成基準が101%以上をA評価、80%から100%をB評価、60%から79%をC評価、30%から59%をD評価、29%以下をE評価としております。評価に関して、数値基準を設けましたが、必ずしも数値の通りではなく、

内容や課題も含めて検討した上での評価となっています。また、指標が設定されていない取組については、取組状況や課題を総合的に見て評価しております。

2 ページ目をご覧ください。上の段に施策目標ごとの実績数、評価数を、下の段に評価一覧を掲載しております。施策目標の対象取組数は、全部で 109、それに対して、A 評価が 20 件、B 評価が 66 件、C 評価が 17 件、D 評価が 4 件、E 評価が 0 件、事業の廃止・中止が 2 件となっております。以降 2 ページ目下部に、達成率の数値通りではない評価をつけた取組 2 件について、指標実績や評価の根拠をまとめており、3 ページ目には、D または E 評価をつけた取組 4 件について、指標実績や今後の方針を記載しております。これら 3 ページに記載した取組については、後ほど資料 3 の進捗状況評価シートにて、それぞれの内容の確認を行います。

続いて資料 2、3 についてです。資料 3 の進捗状況評価シートは、全 109 の対象取組ごとに作成しております。資料 3 の見方について、資料 2 の進捗状況評価シートの見方を用いて確認いたします。表の見方としましては、上から順に、施策目標、施策方針、取組の分類、取組名、担当課、通しナンバー、第 9 期計画への掲載ページ、取組概要、指標及び計画値、実績値、比率、評価、取組状況及び評価の根拠、取組の課題、今後の方針となっております。また、右上に赤字で示しております通り、第 9 期計画の掲載ページにて、令和 3 年度、令和 4 年度にも実施されている取組については、それぞれの年度の実績値をご確認いただけます。また、一部取組については、取組に係る補足事項等をご確認いただけます。中央に緑色で記載しております通り、数値基準と異なる評価をつける場合には、評価の根拠を記載しております。その下の赤枠に記載しております通り、指標が設定されていない取組に関しては、取組状況や課題を総合的に見て、計画の進み具合の目安により評価しております。なお、指標が設定されていない取組に関しましては、評価の根拠等の記載において、できる限り数値等を用いた上での客観的な根拠を記載するよう、担当各課に依頼しております。以上の進捗状況評価シートの見方を踏まえて、達成率の数値通りではない評価をつけた取組 2 件と、D または E 評価をつけた取組 4 件について、資料 3 により確認いたします。また、事前質問にて評価の内容についてご質問いただいている事業もありますので、そちらについてはあわせてご説明させていただきます。

初めに、資料 1、2 ページ目、下部の通しナンバー 4 をご覧ください。包括的継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者の状況や変化に応じた包括的継続的なケアマネジメントを目指すものです。ケアマネ支援として、専門的な研修会を 3 回実施するなど、介護支援専門員の技能の向上を図れているため、B 評価となっております。技能向上の評価指数は研修の回数ではなく、介護支援専門員に対する日常的個別指導相談延べ件数になります。特にアセスメント相談や同行訪問を通じた個別指導により、実務における課題解決力が向上したと評価しています。今後も引き続き、介護支援専門員等の実践力向上に向けた研修会等を実施して参ります。

次に、通し番号 44 をご覧ください。高齢者憩いの広場運営補助事業は、身近な場所を拠点として、高齢者の介護予防や孤立化防止、生きがづくり等を目的に、地域住民によって運営されている通いの場に対し補助金を交付している事業です。現在 17 団体に対し交付しており、計画を先行して団体数が増加しているものの、活動地域に偏りがあるため、B 評価となっています。圏域ごとの実績としては、令和 7 年度時点の圏域別で、豊里圏域 1 団体、谷田部東圏域 2 団体、谷田部西圏域 2 団体、桜圏域 4 団体、筑波圏域 1 団体、茎崎圏域 7 団体の活動がございます。大穂圏域にはまだ活動団体がございません。こちら第 10 期の計画値については、今後も検討して参ります。今後は団体数の少ない地域を重点的に、団体発足に向けた支援をして参ります。以上 2 点が達成率の数値通りではない評価をつけた取組となります。

続けて、D または E 評価をつけた取組 4 件について確認いたします。まず、通し番号 15 をご覧ください。認知症初期集中支援チームは、複数の専門職で訪問、観察、評価を行い、初期支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行うものです。こちらについて 1 点修正をさせていただきます。令和 7 年度の実績について、9 件と報告しておりましたが、12 件、48% に修正させていただきます。評価は D で変更ありませんので、修正をお願いいたします。初期集中支援チーム会議にかけた回数が新規支援者の数になっていますが、この会議に上がらず、相談のみの対応が、令和 7 年度は 17 件でしたが、令和 7 年度は 7 件と減少しました。会議に上げられたケースについては、困りごとを整理し、サポート医の助言のもとに適切なサービスにつなげることができています。課題としては、認知症が進行した状態や対応が困難になってからチームに依頼されるケースが多いことが挙げられます。そのため、支援チームで対応したケースの事例集を活用し、早期相談、早期対応につなげる連携支援体制を構築していきます。

次に、通し番号 29 をご覧ください。出前健康教室事業は、高齢者になっても住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるように、近くの集会所等に出向く出前健康教室を行っています。出前健康教室には、シルバーリハビリ出前体操教室と、インストラクターやリハビリ専門職等による、様々なメニューがある健康体操教室があります。令和 6 年度に比べ参加者が減少していますが、高齢等の理由により、出前健康教室を中止する団体があることや、開催の条件について、令和 6 年度から、茨城県に熱中症警戒アラートが発表された日は参加者の健康維持を優先し、当日開催予定のすべてのシルバーリハビリ体操教室を中止する予防対策をとっております。令和 7 年度は 6 月から 9 月において、熱中症警戒アラートの発表が 32 日、延べ 264 回の教室が中止となっております。このことにより、年間の延べ参加者数が減少したため、D 評価となっております。なお、今年度 6 月から 8 月中旬までに、茨城県に熱中症警戒アラート発表による教室中止は、5 日間、53 団体で、昨年度の同時期よりも少なくなっているため、延べ参加者数の回復を見込んでおります。また、今年度は教室が中心になっても、会員の方が自宅でインターネットの動画を見ながら体操に取り組むことができるよう、その視聴方法について、各団体への周知を行っております。引き続き、新規参加者や団体を増やすために、区会回覧等で広く周知して参ります。また、シルバーリハビリ体操教室は、地域の高齢者がその地域の高齢者を指導する仕組みであり、高齢者同士の繋がりや、口コミによるシルバーリハビリ体操教室の宣伝効果が期待できることから、シルバーリハビリ体操指導士を養成し、指導の担い手を増やして参ります。

次に、通し番号 46 をご覧ください。敬老祝写真贈呈事業は、70 歳、80 歳、90 歳、100 歳の方を対象に、対象事業所で利用できる写真撮影利用券をお送りしているものです。令和 5 年度に、本人を含む 2 名での撮影を、令和 6 年度からは、家族撮影に対応するため、6 名までの撮影を可能とするなど、事業内容の見直しを行っています。評価としては、計画よりは少なく、D 評価となっておりますが、令和 7 年度は対象者に対する利用率はわずかながら上昇しております。利用割合ですが、令和 5 年度では 18.23%、令和 6 年度では 20.30%、令和 7 年度では 21.01% と、少しずつ増えています。また、10 歳区切りで利用券の贈呈をしていることで、次の機会に見送る方がいる可能性があります。写真の撮影ですが、要介護認定を受けている方や医療機関に入院している方については、訪問撮影にも対応しております。今後も事業の内容の検討を行い、広報の他、地域包括支援センターや民生員定例会等での周知を行って参ります。

次に、通し番号 72 をご覧ください。高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業は、高齢者の自動車にかわる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、電動アシスト自転車及びヘルメットの購入費の補助を行うものです。利用者数が減少していますが、

本取組は補助事業の開始から3年が経過し、電動アシスト自転車が購入希望者に行き渡った結果、利用者が減少し始めていると考えられます。今後の方針としては、利用者の確保に向け、市のホームページや広報紙への掲載、区会回覧の実施、自転車販売店や警察署へのチラシ及びポスターの設置等、様々な方法で事業を広く周知するとともに、補助利用者への事後アンケート等を活用し、交通安全講習会の参加要件や申請方法、広報の仕方の見直しを図ることで、利用者数を増加させていきます。受講方法の拡大としては、令和7年度の後期日程からは、オンライン受講も導入いたしました。今後も、交通安全講習会の参加要件や参加方法、広報の仕方を検討していきます。

資料1から3については以上になります。その他、複数の取組の内容、評価についてご質問いただいております。時間の都合上すべてのご質問に口頭でのご説明が難しいため、当日資料2の通りの回答とさせていただきます。また、現在、第10期の指標の確認及び計画値の設定を各課に依頼しているところです。第10期の計画値に関するご意見などあればお願いいたします。議題1の説明は以上になります。

○渡邊委員長

ご説明ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご質問やご意見がありましたらよろしく願いいたします。先ほどご説明いただきました通り、今回の評価の内容についてや、また第10期に向けた、評価指標案、こんな評価がいいのではないかとところにつきましてもぜひよろしく願いいたします。

佐野委員よろしくお願いします。

○佐野委員

今は進捗評価のステージですよ。この進捗評価という時にいつも思うのですが、委員が前の計画の時には参加していなかったわけですよ。前の計画の進捗状況評価を任されるという場合に、前の計画というのを理解していなければいけなくて、さらに、このように細部についてご指摘いただいても、にわかにはちゃんと評価するという気持ちになれないというところがあると思うんですよ。だから、進捗状況評価に照らして、特に問題とするべきポイントがあるのかどうか、そこをご説明をまず持っていただかないと、何かイメージが結べないままに、細部にわたって説明をされて、さあそれでどうですかと言われても、自信を持って進捗状況評価に取り組むことができないという感じなんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方から何かご意見などございますでしょうか。

○事務局（高齢福祉課）

ご意見どうもありがとうございます。確かに、施策がかなりあるので、これを皆様にお渡しして、全部読み込んでいただくというのは大変なことだと思うので、ご意見、その通りだと思います。今回特に問題とするべきポイントということがお話として上がりまして、私たちとしては先ほど資料1でご説明させていただいた通り、達成の数値通りではない評価ですとか、DまたはE、こちらは計画に対して遅れが生じているとか、見直しが必要であるとか、そういったようなところに関しては、特に取り上げて、こういったところを今後の方針としているというのでご説明を

させていただいたというところになります。また、確かに委員さんが前の計画に参加されていなかったもので、比較というのが難しいところは、申し訳ないのですが、今回ご用意している資料3のところに、9期計画では何ページに掲載しているとかということが書いてありまして、そこと比較して見ていただければというところで、資料をご用意しております。

○佐野委員

今ご説明いただいたDまたはE評価をつけた取組というところがありますよね。そのDまたはE評価を受けて、今後の方針ということで、明示されているところがあります。その場合に、その部分が、この次の議題は、次の計画の骨子にかかるところですよね。そうすると、例えば、通しナンバーの29出前健康教室事業というのがあって、参加者数が目標値の半分ぐらいにしか達してないから、評価をDとしておられて、そこに今後の方針とあって、シルバーリハビリ体操指導者を養成し、指導の担い手を増やす必要があるというふうに、課題認識されてるじゃないですか。それが今度の計画の骨子を作るときに、参考にされているのですよねということを、担保していただきたいというか、そうじゃないと、進捗状況評価をして、これが課題ですよんと言って整理しただけで、次期の計画にそれが生かされるものであるということを明示していただかないと、次期計画の骨子及び計画の中身を見るときに、その部分まで委員が確認しなければならないということになるので、説明のときにそのリンクをきちんと張っているということを、明示していただきたいという気持ちです。

○渡邊委員長

ありがとうございます。第10期の計画とどう繋がっているのかというところを活かして書いて、ご説明いただきたいというご意見でしたので、事務局の方でまたご検討いただけますと幸いです。但野委員どうぞ。

○但野委員

市民委員の但野です。当日配布資料に関して、読ませていただきました。ありがとうございます。かなり質問は出させていただいたのですが、ポイントになるところだけちょっと言わせていただきたいんですけど、1番目のナンバーワンのところで、評価一覧を令和6年度の結果と比較すると、A評価が27が22、B評価の数は同じなんですけど、C評価が15から17に増え、D評価が1から4に増えている。事業の廃止も2つあると。この結果をトータルで見ると、やはり令和7年度の実績評価は、停滞ないし悪化の傾向を示しているのではないかというふうに私はとらえました。この結果について、どこにも第10期の計画の中に書かれないと、また困るので、第1部第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」の中にぜひ明記していただきたいということ。ちょっと大事なことになるので、ご指摘の通り明記いたしますと書かれていますけど、この記載はお願いしたいというふうに思いました。

あと、私の観点としては、109事業がありますので、かなりの数なんですけど、評価結果が前年度と変わったもの、特に下がったものを中心に見させていただきました。その時に、下がったものにもかかわらず、評価の内容とか、実績があまり書かれていなかったり、今後の方針が前年度と全く同じ文章になっているのが、私としては非常に気になったわけです。下がっているのにかかわらず、特にD評価にもかかわらず、前年度と同じ文章でさりげなく終わってしまっているという。今後の改善に向けては、新たな対応がしっかり記載されるべきではないかと思いましたので、

この点だけちょっと強調させていただきたいと思います。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方でもご検討いただきますと幸いです。
村上委員どうぞ。

○村上委員

市民委員の村上です。事前に質問させていただいた点につきましては、配布資料の方でご丁寧にご回答の方いただきましてどうもありがとうございました。大体わかりましたので、よかったと思います。その中に1点だけ、資料3の22ページのところで、当日配布資料の22番ですね、介護支援ボランティアについてのところで、今日いただいた答弁で、登録や参加がしやすいようにICTの活用をして、スマホを使ってやれるといいのではないかという意見に対して、登録については直接面会なので、ネットの登録が難しいというご回答をいただいているのですが、これはちょっと私の書き方が悪くて、登録をネットで簡単にした方がいいのではないかという意見ではなくて、私、食改もやっているのですが、健康増進課さんでやっているのですが、いまだに電話連絡なんですよ。そうすると、連絡の伝え漏れがあったりとか、研修の情報を聞き漏れて参加しそびれたりということが起きるんですね。なので、私が思ったのは、例えばLINEのグループなのか、何か市の防災のメルマガみたいな感じなのかわかりませんが、そういうもので、例えばこういうボランティアの募集がありますよとかこういうイベントがありますよというのを出して、参加する人は、日程調整みたいなもので、ピッとやるといいんじゃないかなという意味でのご意見なので、登録をネットで簡単に、今どきの若者のバイトみたいにやれということではなくて、うちの母も70いくつなのですが、一応スマホはラインくらいはできます。なので、スマホ教室の連携をすべきと書いたのは、70、80のちょっと元気な方であれば、スマホ教室のときに、LINEのやり方とか、日程調整の出欠のやり方みたいなものを教えていただくと、いちいち電話で確認は、たぶん大変だと思いますので、こういうボランティアがありますよ、みたいな時に、簡単にぽちっとできるといいかなという意味での意見でございます。一応そこだけ補足で意見を申し上げさせていただきます。以上ですよろしくお願いします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方から何かございますでしょうか。

○事務局（高齢福祉課）

村上委員、ご意見どうもありがとうございます。読み違えておりましたすみません。メーリングリストですとか、多くの方に配信ができるような形がとれるかどうか、これに関しては、今ご意見いただいたので、今後の検討材料とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。他の委員の皆様からありますか。

○神谷委員

ちょっと教えていただきたいのですが、資料5のピンク色の新規事業の3番ですね、お出かけ見守りシールの配布、それから認知症高齢者等個人賠償責任保険というものがあるんですけど、このお出かけ見守りシールというのは、GPSのついたカードのシールとかそういうような類のものですか。それと保険というのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいのですが、お願いします。

○渡邊委員長

第10期の方なので、この後もしかしたらご説明していただけるかと思いますので、次の議題の時によろしいでしょうか。申し訳ございません。その時に何か補足等ありましたら、事務局の方によろしくお願いいたします。

山協委員よろしくお願いします。

○山協副委員長

山協です。事前にお話をしていたときには、言わなかったのですが、こうやってざっと見てD評価というのが、目標に対して達成率が低いから、ということなんですけど。10期に反映させることを考えたときには、実は150%とか200%の比率になっているものというのは、ニーズに対して計画が甘かったというか、実は計画よりもずっと高いニーズがあったと、逆に言うとDは、本当にニーズがあるのかということもあるのかなと。そういった、ニーズと比べてどういうふうに評価していくべきなのかというのは、実はこの資料だけではなかなか読みとれないところかなと思ったんですね。なので、課内で把握しているニーズ感に対してA評価というのは、よかったねということだけではなくて、これはさらにもっと推進すべき高いニーズのものだというような認識になっているものがあれば、そういったことというのはちゃんとフォーカスをしていく必要があるのかなと思った次第です。質問というか意見です。

○渡邊委員長

山協委員ありがとうございます。確かに今回の評価については計画値があって実績値があってというところでそれに基づいて評価をするというのはある程度致し方ないところもあるかと思うのですが、一方で第10期の計画を立てるにあたっては、先ほどのようなご意見はとても大事だと思いますので、事務局の方でも、実際に事業をやっている方でないとなかなかニーズがわからないところもあると思いますので、ご検討いただけたらと思います。

他にご意見ご質問等ありましたら、何かよろしく願いいたします。

○神谷委員

ニーズの問題なんですけど、今現在どのくらい要望されているかとか、期待されているかという実態の他に、掘り起こしたらどのくらいのニーズがあるのかという予想値も含まれるんじゃないかと思うのですが。

○渡邊委員長

おっしゃる通りかと思います。その辺りも含めて事務局の方で、実際に事業を実施しての現場感みたいなのところもあるかと思いますが、事業をやったのフィードバックみたいなものも出ているかもしれないので、ご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

他に何かご意見ご質問ございますでしょうか。ちょっと資料もボリュームミーなので、今皆さんご覧になっているところかと思いますので。

○前田委員

先ほどの山脇委員とか神谷委員がおっしゃっていたことに付随するのですが、私はケアマネジャー連絡会から来ているので比較的現場に近い人間かなと思っています。それで、例えば、先ほど出ていた敬老の写真の事業を1つとっても、事業が始まったときは本人だけというくくりがあって、言葉が悪いですけど、遺影を撮るのか、ということで皆さん捨てていたんですね。でも、今見たら、家族と一緒に写ってもいいと、そういうふうにし少し中身を変えるだけでニーズが変わるのではないかと思ったので、1つご意見として挙げさせていただきます。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。そういう意味では、やりながら、ニーズを受け入れて変えて行かれたというところで、結構現場としても努力されているところなのかなと思いました。ご意見ありがとうございます。

○矢口委員

矢口です。ニーズというのは計画値とイコールで考えていいんですか。

○渡邊委員長

計画値は計画値としてあるとは思いますが、それとは別に、計画値が本当に正しいのか、それ以上にニーズがあるのではないかというようなご意見かなと思っております。本当に人数がもっとあるのであれば、計画値を見直した方がいいし、もっとニーズが少ないのであれば計画値自体をもう少し下げるべきではなかったのかみたいなそうご意見かと思います。

○矢口委員

計画値とニーズの関係がわからなくて、ちょっと苦しんでいたんですが、この計画値というのは9期の中で、もうフィックスされていて、中間で見直すとか、そういうことはあり得るんですか。

○事務局（高齢福祉課）

ご質問ありがとうございます。9期の計画値については、3年の計画になっていますので、中間評価などのタイミングはございませんで、3年間固定の指標になっております。当初、令和5年度に、担当課の方で見込んだニーズに基づいて設定した指標になっておりますので、徐々に変わってきてしまっている部分もあるかなとは思っています。

○矢口委員

そうでしょうね。やはり、3年経つと大分変わってくるし、ニーズも変わるので、やはりこの計画値のとらえ方はフィックスじゃなくて、臨機応変に対応していくべきだと思うし、それは当然ニーズによって変わってくるものだから、この後つくる計画においても、そういうところを踏まえてやっていった方がいいと思います。私はこういうのを結構やってきたのですが、ニーズに

よって計画値を作るのはすごく難しいんですよ。頻繁に変えてもいけないし、フィックスしてもいけないし、バランスというのが難しいから、やはり2年、3年に1回くらいは見直しの時期を作った方がいいのかなと思います。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。矢口委員のおっしゃる通りで、実際やってみないとなかなかニーズってわからないところもありますし、ニーズ自体も変わってくるので、当初の計画値と比較して実績で評価をつけるというのは、それはそれで客観的で妥当なところだとは思いますが、第10期に向けてはまた、第9期で行ったことも含めて、そこでとらえられたニーズとかも含めて計画を立てていただけたらと思います。

山協委員よろしくお願いします。

○山協副委員長

山協です。ニーズの話ですが、アンケートをとっているということなんですよ。ニーズ調査アンケートを。ただ、それは各事業の必要性というか、そこに対して細かくニーズを取っているわけではなくて、現状、高齢者の全体としての困り感を掴んでいるというのがアンケートの実態ですよ。その困り感に対してこういった事業が、それを支えるんじゃないかという、橋渡しがやっぱり我々にちょっと説明があるといいのかなということと、現状今見えている、この達成率が、先ほど僕が言いましたように、低ければそれがすなわちニーズが低いわけではないはずなんですよ。そのあたりは、事業課としてのニーズ感というんですかね、その両方が、今度10期の計画の中で少し重点的に反映させようと思っているんですという対応関係みたいなことが説明されるといいのかなとちょっと思った次第です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。また事務局の方でも、次に向けてという話かもしれないですけどよろしくお願いします。

他にご意見、ご質問等ありましたらお願いします。村上委員どうぞ。

○村上委員

市民委員の村上です。先ほど1点聞きそびれてしまいまして、資料3の31ページの介護支援ボランティアの話なんですけど、事前の質問で、半数を超える退会者が生じてしまったというふうに書いてあるで、17人だったのがすごく減ってしまったのかなと思いまして、そういうふうに質問したんですけれども、よく見ると実活動人数には影響がありませんということが書いてあるので、おそらく17人というのは実活動人数ということなので、登録者が半分以上やめてしまったけれど、計画値はたぶん実活動人数なんですよ。なので、登録した人が激減したんでしょうけれども、実活動人数は減っていません、むしろ増えていますみたいな回答なんですけど、多分そういう認識で合ってますでしょうかという質問です。

○事務局（高齢福祉課）

ご質問ありがとうございます。介護支援ボランティアについては今おっしゃっていただいたように、今まで1度登録していただいた方はそのまま継続で登録を続けていたんですけれども、令

和6年度末に、登録を継続しますかというようなアンケートを行いまして、その時にご高齢を理由だったり、ご病気を理由だったりでボランティアの登録をやめますというふうに申し出た方が半数以上いらっしゃって、登録者が半減したというところがあります。実活動数は登録していただいているボランティアさんの中で、さらに施設での活動などを行っている方になりますので、そちらが17名というところで、その17名が半減したというわけではないというところになります。

○村上委員

ご参考までに、登録者数は何人が何人に減ってしまったんですか。

○事務局（高齢福祉課）

およそ80名が45名ほどになりました。その後また新規の登録もありましたので、今また少し増えているところがあります。

○村上委員

ありがとうございます。おそらく認サボみたいな感じですよ。更新をかけると、それによってやめる方が出るみたいなイメージということですよ。

○事務局（高齢福祉課）

そうですね。1年間登録していただいて、来年度はどうしますかというようなアンケートを改めて行った結果、ちょっと減ってしまったというところです。

○村上委員

わかりましたありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。そろそろよろしいでしょうか。ご質問も出きったかと思いますので、次の議題に移ろうと思います。

それでは議題2のつくば市高齢者福祉計画（第10期）骨子案について事務局より説明をお願いいたします。

議題（2）つくば市高齢者福祉計画（第10期）骨子案について

○事務局（高齢福祉課）

それでは、第10期計画の骨子案についてご説明いたします。資料4、5、6、それから参考資料1をご用意いただければと思います。

では初めに参考資料1により、国の第10期介護保険事業計画の基本指針案の方向性を確認した上で、資料4から6で、骨子案のご説明をさせていただきたいと思います。なお、今回お示しするものは、計画の骨格となる段階の案であり、今後、各種推計やサービス見込み量などを踏まえまして、内容をさらに精査した上で、素案に反映させていく予定となっております。素案作成の前段階として、全体の方向性であったり、構成、施策の位置付け、といった大枠の部分に関してご意見をいただければと考えております。

では初めに参考資料 1 をご覧ください。こちらは令和 8 年 6 月 29 日に開催されました、社会保障審議会介護保険部会の資料となっております。前回の会議でお配りした参考資料 2 に記載された内容からさらに踏み込んだものとなっております。参考資料 1 の 2 ページをご覧ください。

第 10 期介護保険事業計画について、国では、2040 年にかけて、地域ごとの人口構造や介護サービス需要が変化していくことを踏まえ、これまで以上に中長期的な視点を持って計画を策定することが重要とされています。特に、都道府県と市町村が、2040 年を見据えた中長期的な推計を行い、地域の人口動態や介護ニーズを踏まえて、将来のサービス提供体制を検討することが求められています。また、その他第 10 期で記載を充実する事項としまして、医療・介護連携の強化、総合事業の多様なサービス活動の充実、頼れる身寄りがない高齢者への対応などが挙げられています。さらに住宅分野に関しましては、改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局の連携、介護人材確保については、多様な人材の確保育成、離職防止、外国人材の受け入れ環境整備、介護テクノロジーの導入といったことにつきまして記載を充実する方向性が示されています。

整理いたしますと、国の方向性を踏まえて、第 10 期計画の策定において、特に重要となるポイントとしましては、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進、認知症施策推進計画による認知症施策の総合的な推進、それから身寄りのない高齢者や、本人の意思決定への対応、健康づくり、介護予防と社会参加の一体的な推進、高齢者居住安定確保計画による居住支援の充実、それから 2040 年を見据えた介護サービス提供体制と、介護人材の確保、生産性向上といったことになってくると考えられます。このような国の方向性を踏まえて、第 10 期計画の構成を整理しています。

では、資料 6 骨子案についてのご説明に入りますので、資料 6、1 ページをご覧ください。計画全体の構成としましては、第 1 部総論、第 2 部各論、第 3 部介護保険事業量・給付費・保険料の見込み、それから資料編という構成を予定しております。

続いて、2 ページから 3 ページをご覧ください。本計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画、高齢者住まい法に基づく高齢者居住安定確保計画を一体として策定いたします。さらに第 10 期からは、認知症基本法に基づく認知症施策推進計画をこの計画内に内包いたします。なお、第 9 期において本計画に内包しておりました、成年後見制度利用促進基本計画につきましては、第 10 期においては内包行いません。こちらにつきましては、成年後見制度について、令和 8 年 6 月の法改正に基づき、令和 10 年度を目途に、制度改正が予定されています。この制度改正を踏まえて、国の次期成年後見制度利用促進基本計画の検討が開始されているところなのですが、計画案が示される予定が来年の 3 月頃を見込んでおります。そのため、例年に比べまして、こちらの成年後見制度の計画策定スケジュールが大幅に後ろ倒しとなることを考慮いたしまして、高齢者福祉計画への内包を見送りまして、成年後見制度利用促進基本計画単独で策定を行う予定としております。

続きまして、3 ページの計画期間ですが、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間となっております。こちら計画期間は 3 年間ではありますが、2040 年を見据えた中長期的な視点を持って策定することといたします。

次に 7 ページをご覧ください。7 ページからの第 2 章では、統計データやアンケート結果から見られる本市の現状と課題について整理していきます。こちらの内容については、前回の会議で詳しくご説明いたしましたので、骨子案では、概要のみ記載しております。素案では前回の会議を踏まえて、より詳しく掲載する予定としております。当市におきましても、高齢者人口や、要

支援要介護認定者、それから認知症高齢者の増加が見込まれる一方で、地域によって高齢化の状況が大きく異なっています。

令和 22 年の高齢者人口は 62,274 人、高齢化率が 22.6%を見込んでいます。また要支援・要介護認定者につきましても、令和 7 年の 8,485 人から令和 22 年、2040 年には 11,135 人となる見込みとなっております。さらに日常生活圏域別に見ますと、高齢化率の高い筑波圏域、荏岐圏域、それから高齢者人口の増加が見込まれる。桜、谷田部東、谷田部西圏域などでは、それぞれ異なる課題がありますため、全市一律ではなく、圏域ごとの人口動態や地域資源を踏まえた施策展開や、基盤整備が必要となっております。

続きまして 8 ページ、アンケート結果から見た課題というところをご覧ください。こちら前回会議で詳しくはご説明させていただいたところなんですけれども、アンケート結果の方から 8 つの課題を設定しております。この 8 つの課題につきましては、後ほどご説明いたします、基本目標に反映をしております。相談支援、在宅・医療介護連携、認知症支援を基本目標 1、生きがい・介護予防、社会参加・地域活動を基本目標 2、外出・移送支援、介護者支援を基本目標 3、介護サービス・人材確保を基本目標 4 に反映しております。こちら踏まえて後ほどご説明します基本目標の方をご覧くださいだと思います。

では、続いて 9 ページをご覧ください。こちらでは計画の基本的な考え方を記載しております。こちらだけだとわかりにくいので、補足資料としまして資料 4 をご覧くださいだと思います。カラーの A4 横のものになっております。こちらの資料 4 ですが、第 9 期計画の構成と第 10 期計画の構成案を比較した資料となっております。まず計画の基本理念というところですが、第 9 期の「高齢者と介護者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり」こちらの基本理念を継承いたします。また、「高齢者の生きる力を支えます」、「介護者の介護する力を支えます」、「地域で高齢者の生活を支えます」という 3 つの基本視点についても、これまでのものを継承いたします。

続いて、施策目標につきましては、第 9 期の 6 つの施策目標を、第 10 期では 4 つの基本目標に再編いたします。カラーの列のところですが、第 10 期では基本目標 1 を、「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進」としまして、第 9 期の施策目標 1 「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、それから施策目標 2 の「認知症支援や成年後見制度の利用促進」を統合いたしまして、相談支援、在宅医療・介護連携、認知症施策、権利擁護などを一体的に整理していきます。続いて基本目標 2 につきましては、「健康づくり・介護予防・社会参加の推進」としてあります。従来の介護予防と健康づくり、それから社会参加に関する施策を整理しまして、高齢者が健康づくりや介護予防に取り組むだけではなく、地域の中で役割や生きがいを持つということを重視して施策の推進を図って参ります。次に基本目標 3 につきましては、「安心して暮らし続けられる生活環境の整備」としてあります。こちらは第 9 期の施策目標 4 「生活支援の推進」と施策目標 5 「高齢者の住まいの確保と災害対応の強化」こちらの 2 つを統合いたしまして、在宅生活支援、家族介護者支援、移動・買物支援、住まいの確保、それから災害対策というところまでを 1 つの基本目標として整理しています。こちらはソフトとハードの両面から生活環境の整備を一体的に推進していくというものになっております。最後に基本目標 4 ですが、「持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営」としてあります。介護サービス提供体制の確保、それから介護人材の確保、生産性向上、サービスの質の向上、給付適正化、利用者負担の軽減などをまとめまして、2040 年を見据えた持続的な制度運営に向けた方針を明確に位置づけるものとしてあります。

また、第10期基本目標1の1つ下の階層に設定しています、基本施策につきましては、第9期施策方針と、その下に位置付けておりました具体的施策と今回書いている小分類を統合分割して、階層をそろえたものになっております。こちらの基本施策は、3つの基本視点との紐づけを明確にしていまして、右側の列に基本視点というところにそれぞれ紐づく基本視点を記載させていただいております。ただ、この基本視点が複数の分野を跨る場合がありますため、1つの基本施策に複数の基本視点を設定している場合がございます。

以上のように第10期の構成については、第9期の方向性を大きく変更するものではなく、現在及び将来の課題を合わせて、関連する施策をまとめ、計画全体の構造をわかりやすく整理することを基本として、見直しを行っております。

では、次に資料5をご覧ください。カラーのA3のものになります。こちらは先ほどご説明いたしました4つの基本目標と基本施策の下に、具体的な取組を整理したものになっております。右から2列目の移行区分というところにつきましては、第9期に記載のある取組につきましては、継続、第10期から新たに追加する取組については、新規と赤で記載しております。この新規の区分につきましては、令和9年度から開始する新規事業をとという意味合いではなく、9期には載っていなかったんですけど、10期から位置付けとして追加するという意味合いになっておりますので、ご留意いただければと思います。

では、まず基本目標1「地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進」というところからご覧いただければと思います。こちらは4つの基本施策で構成されています。1つ目が「包括的な支援体制の充実と多職種連携の推進」です。こちらは地域包括支援センターの運営や生活支援体制整備事業などに加えまして、新たに重層的支援体制整備事業を位置付けております。また、在宅医療・介護連携につきましても、この施策の中で一体的に整理をしております。

2つ目が、「情報提供とデジタル活用支援の推進」です。こちらは従来の市民への情報提供や、出前講座に加えまして、高齢者向けのスマートフォン講座について今回から位置付けております。単に情報発信するだけでなく、情報を受け取ることや、ご本人で情報を探すということが難しい方も含めて、必要な制度やサービスに繋がることのできるよう支援していくことを目的としております。

3つ目が「認知症施策の総合的な推進」です。こちらについては、第10期から認知症施策推進計画として位置付けを行いまして、認知症施策を総合的に整理しております。チームオレンジ、認知症地域支援推進員、本人ミーティング・家族ミーティング、お出かけ見守りシール、認知症高齢者等個人賠償責任保険につきましては、第10期から新たに位置付けるものとなっております。なお、第9期で認知症施策の1つとして位置付けておりました、認知症高齢者等保護支援事業につきましては、今回事業廃止のため削除しております。

続きまして、4つ目が「権利擁護の推進」です。高齢者虐待の防止や、成年後見制度の利用促進などを位置付けています。9期では、権利擁護事業を主な取組の1つとして記載しておりましたが、権利擁護事業を構成する、虐待防止や、成年後見制度に関する事業について、個別の記載をしておりますため、権利擁護事業としての、1つの個別の記載は削除いたします。また、第10期計画では、成年後見制度利用促進基本計画を内包いたしません、成年後見制度の利用促進ということそのものにつきましては、引き続き施策として実施していく整理としております。

続いて、基本目標2「健康づくり・介護予防・社会参加の推進」です。基本施策は3つになっています。1つ目は健康づくりの推進です。健康診査や健康相談に加えまして、フレイル予防相談、栄養改善、生活習慣病等の重症化予防などの取組を新たに位置付けております。なお、第9

期では高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきまして、主な取組の1つとして記載しておりましたが、第10期では本事業を構成する生活習慣病の重症化予防、介護予防実態把握訪問、いきいき・元気はつらつ運動教室、出前運動教室につきまして個別に記載をしておりますため、一体的実施事業としての記載は削除しております。

2つ目は、「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」です。総合事業では、住民主体の生活支援、移動支援である、訪問型サービスB、訪問型サービスDについて第10期から新たに位置付けております。また、素案の作成にあたりましては、総合事業における事業名と各取組の対照関係が明確になるような表を作成して、整理を行う予定としております。

3つ目が、「社会参加と生きがいづくりの推進」です。社会参加につきましては、高齢者支援センターを中心として、サロン、シルバー人材センター、ボランティア活動など、高齢者が地域の中で役割を持ち続けるための取組を位置付けております。こちらに関して、第9期に記載しておりました、おひさまサンサン生き生きまつりにつきましては、事業廃止のため削除しております。

続きまして、裏面に移っていただきまして、基本目標3「安心して暮らし続けられる生活環境の整備」です。こちらの基本施策は5つとなっています。1つ目は「在宅生活・見守り支援の充実」です。在宅福祉事業や見守りということに加えて、ごみ出し支援、補聴器購入補助、高齢者台帳事業について、新たに位置付け、在宅生活の継続を支える環境の整備について、一体的に整理をしております。

2つ目は「家族介護者支援の充実」です。認知症高齢者の家族支援の観点から、再掲という形で記載を充実させております。

3つ目は、「移動支援・買物支援の充実」です。従来のタクシー運賃助成などに加えて、住民主体の移動支援サービスである、訪問型サービスDを新たに再掲という形で位置付けております。

4つ目は、「住まいの確保と居住支援の充実」です。住まいに関する施策を整理いたしまして、高齢者居住安定確保計画として位置付けております。なお、第9期で主な取組として位置付けておりました、ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発につきましては、本市においては、バリアフリーマスタープランに基づき推進が図られておりますため、本計画からは、記載を削除しております。また高齢者居宅生活支援体制の確保につきましても、見守り等、具体的取組の内容について記載しておりますため、個別の記載を削除しております。

最後に5つ目は、「災害対策の推進」です。災害につきましては、第10期では高齢者居住安定確保計画の中に位置付けられておりましたが、第10期では分離して独立した基本施策といたします。また、福祉避難所については新たに追加をしております。

最後に、基本目標4「持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営」です。基本施策は、「介護サービス提供体制の確保」、「介護人材の確保と介護現場の生産性向上」、「介護サービスの質の向上と給付適正化」、「介護保険制度の適正運営と負担への配慮」こちらの4つとなっております。国の基本指針案におきましても、2040年を見据えたサービス提供体制の確保、介護人材の確保、生産性向上ということが強く求められておまして、本市の計画におきましても、1つの基本目標として明確に整理するものとしております。

続きまして、骨子案の構成に沿って、特にポイントとなる点についてご説明させていただきます。では資料6に戻っていただいて、資料6の10ページをお開きいただければと思います。資料の分量が多いため、かいつまんでポイントとなるところだけご説明させていただければと思いま

す。

では、まず 10 ページから記載しております基本目標 1 についてご説明いたします。高齢者を取り巻く課題については、介護だけでなく、医療、住まい、生活困窮、権利擁護、社会的孤立など複雑化複合化しています。特に今後は、身寄りのない高齢者や家族からの支援を受けることが難しい高齢者への対応、それから本人の意思決定を尊重した支援ということが重要になります。そのため、地域包括支援センターを中核として、総合相談、地域ケア会議、生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業などを組み合わせまして、制度や分野を超えた支援体制を構築して参ります。

重層的支援体制整備事業につきましては、事前にご質問もいただきましたので簡単にご説明をさせていただきます。本事業は、各分野の制度や、縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関、地域の関係者が、相談を断らずに受けとめ、繋がり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することで、多様で複雑な福祉課題に対応するというものです。本市では令和 7 年度から事業を開始いたしまして、現在は地域包括支援課を中心として、体制の整備を推進しております。なお本事業につきましては、本計画の上位計画である、地域福祉計画において、重層的なセーフティーネットを構築するための分野横断的な支援体制の推進に資する基盤として位置付けておりますため、地域福祉計画との整合性を十分に図りながら推進して参りたいと思います。

続いて、医療と介護の双方を必要とする高齢者が増加することから、在宅医療・介護連携につきましても、多職種連携の観点から推進して参ります。認知症施策については、理解促進、早期相談、居場所と社会参加、家族支援、この 4 つを重点目標として掲げ、計画を策定していく方向で整理をしております。認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って地域で暮らし続けられることを基本として、本人家族ミーティングやチームオレンジなど、当事者の視点をより重視した施策を進めて参ります。

続いて 17 ページから記載している基本目標 2 についてご説明をさせていただきます。介護予防につきましては、単に運動教室等を実施するというだけでなく、健康づくり、介護予防、社会参加を一体的にとらえるということを重視しております。運動、栄養、口腔機能、認知機能などの心身の健康に加えまして、就労や地域活動、ボランティアへの参加など、人との繋がりや地域での役割を持つことも含めて、介護予防を推進して参ります。また日常生活圏域ごとの高齢化の状況や生活機能のリスク、地域資源が異なることから、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターなどと連携し、それぞれの地域の実情に応じた通いの場や支え合い活動を推進して参ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス活動を推進し、多様な主体による支え合い活動の充実を図ります。基本目標 2 につきましては、資料 5 の施策体系案と、資料 6 の施策の位置付けにずれがございましたので、申し訳ございません、訂正させていただきます。18 ページの主な取組 4 「出前健康教室」、それから 22 ページの主な取組 6 「介護支援ボランティア」、この 2 つにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に分類されますため、資料 5 の並びに合わせまして、20 ページの主な取組 11 「傾聴ボランティア」の下に位置付けを修正させていただきたいと思います。但野委員ご指摘ありがとうございました。

続きまして、24 ページから記載しております、基本目標 3 についてご説明いたします。高齢者が地域で暮らし続けるためには、介護、医療だけでなく、日常生活の支援、見守り、家族介護者への支援、移動、買い物、住まい、防災といった生活全体への支援が必要となってきます。特に

移動につきましては、運転免許返納後の通院や買い物など日常生活を維持する上で重要な課題となっておりますため、第10期では基本施策として明確に位置付けを行っております。また、住まいにつきましては、高齢者居住安定確保計画として、計画内に位置付けております。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、保証人の確保が難しい高齢者、ということも想定しまして、居住支援協議会を中心とした連携や、住宅セーフティネット制度等も活用しながら、住宅部局と福祉部局が連携して、居住支援を推進して参ります。居住支援協議会につきましては、来年度の設立に向けて準備を進めており、骨子案においては、取組としては明記はしてありませんが、素案において記載を充実させていただく方向で調整を行っております。

最後に34ページから記載しております。基本目標4についてご説明いたします。こちらでは2040年を見据えて、必要な介護サービスを将来にわたり安定的に提供するための、体制整備において必要な事項について整理していきます。サービスの需要そのものが増える一方で、生産年齢人口が減少することから、単純に介護サービスの量を増やすだけではなく、介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上、サービスの質の確保、給付適正化といったことを一体的に進める必要があります。人材確保につきましては、就労支援やキャリアアップ支援、介護の仕事の魅力発信ということに加えまして、外国人介護人材を含めた、多様な人材が活躍できる環境づくりについて、国や県、関係機関との連携を踏まえながら検討して参ります。またICTや介護助手の活用などにより、生産性向上を図り、介護職員が利用者のケアへ、より多くの時間を充てられる環境づくりを進めて参ります。さらに給付適正化や、事業所への指導・支援、ということを通じまして、サービスの質の確保を行っていくとともに、低所得者への保険料や利用者負担の軽減制度を適切に運用し、制度の持続可能性と利用者負担への配慮の両立を図って参ります。

第10期計画の骨子案の概要については以上になります。今後は本日いただいたご意見等を踏まえまして、施策体系等を整理するとともに、各施策の指標や、目標値の設定、それからサービス見込み量の推計、基盤整備方針の検討をということを引き続き進めまして、素案に反映させて参りたいと考えております。議題2の説明は以上になります。

○渡邊委員長

ご説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見があればお願いします。

○神谷委員

先ほどの質問ですが、15ページに書いてあったので、このことについては了解しました。ありがとうございます。それで、東京都の渋谷区だったと思うのですが、GPSの機能のついた登録を行って、高齢者がふらっと出て行って、わからなくなるということで、登録料が1人3,000円で、それを区の方で負担すると。それで月額600円ほどかかる料金を200円だけで済ませることができるようシステムを作って登録してもらったと。GPS機能ですから、それで見つかった場合に何が問題になるかということ、地域の人たちが協力してくれないと、あそこに今いるようだということがわかって、その人のところにたどり着くことができないというような、結局、地域みんなが協力して探してくれる状態にないと、なかなか難しいというような課題があるということを知りました。私、思うのですが、安食に住んでいるのですが、高齢者はそんなに尊敬されるのか、大事にされているのかなというのが、この前、聞いた話なんですけれども、道路を近所のおじいさんが歩いていた。狭い道なので、片側によけて、立ち止まって車が通るのを見送った。

その車は、もうちょっと行ったところで止まってよその玄関に入りそうになったので、おじいさんは、よけてあげたんだから、お辞儀をするとか、どうもと一声くらいかけてもいいんじゃないか、というのを、茨城弁で言ったそうです。なんていうのか私も茨城弁で表現できないですけど、そうした方がよかっぺとか言ったんだと思います。そしたら、出てきた女の方が、「すみません。私茨城弁わからないので、標準語で話していただけますか。」と言ったそうです。つまり、高齢者は何か1人の人間として尊重されているような、いないような、働くという力に欠けているから、何となく低く見られているのか、私は自分が住んでいる安食の地区で、何となくそんな寂しい思いを感じたことがありますので、いろんな施策があると思うんですけども、高齢者は戦後の日本を支えてここまで来た人たちですから、もうちょっと尊敬するとか、大事にされとかっていうことがあってもいいんじゃないかなと。そういう地区ばかりではないとは思いますが。自分が住んでいる地区で、何かこう悲しい思いをしましたので。

○渡邊委員長

ご意見ありがとうございます。例えば、何かそういったことを事業に生かしていただいたらというようなご意見ですかね。事務局の方もそういった観点も含めてご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

他にご意見などはありますか。佐野委員いかがですか。

○佐野委員

いろいろなことをまとめて言ってしまうかなと思うんですが、先ほどおっしゃったみたいに、これから高齢者福祉というのは、まさしく地域福祉が鍵であって、この計画の上位計画であるところの地域福祉計画、まだこの計画の進捗よりは遅れていますよね。だから、その上位計画とどう整合を取ろうとするのかというところが、ちょっと具体的なプランが見えないなというところがまず第1になるんですけども、その場合にですね、重層的支援体制整備事業、あと生活支援体制整備事業が置かれていますけど、重層的支援体制整備事業の中に生活支援体制整備事業が入っているんですよね。重層的支援体制整備事業は、地域福祉計画と非常に密接に関連しているということなので、地域福祉をどうやって実現していこうとするのかというところの、算段が見えない感じがするんですよ。重層的支援体制整備事業の方で、例えば生活支援体制整備事業と連携を図るとか、連携を図るという言葉が便利なようにいろいろなところで散らばっているんだけど、本当に連携を図るといえるのはどういう形で連携を図ろうとするのかという具体的な連携の図り方について、全然言及がなされないままに、ある意味美辞麗句が踊る形で計画を定めても、本当に欲しいのは地域福祉の充実なんです。それで、重層的支援体制整備事業の中でも、別に市役所の中が連携すればいいということじゃなくて、地域福祉を担う、地域住民との間の連携も強めるということが制度趣旨なものですから、この計画の中で言えば、もちろんその生活支援体制整備事業もそうですが、例えば、今度作ろうとしておられる訪問型サービスのBとかDとか、そこでの連携をどうするかとか、それから、ここには書いてないのでちょっと不満なんですけど、ボランティア輸送の事業の創設とか、そちらの方も踏まえた形で、地域福祉を担う主体をどう創出していくかというような、縦串を一本刺したプランの明示というのが必要なような気がします。それが第1点と、それから、日常生活圏域の設定があるんですけど、生活支援体制整備事業とか、そういうところで大きく関わってくる圏域なんですけど、非常に広域で、地域福祉を考える上で、地域住民にとってみると、そんな広いところまで同じ我が圏域だと思えないというところがある

んですよ。だから、日常生活圏域だけで地域割りを考えるのではなく、サブカテゴリーをもうちょっと作る形で、各事業を運営していった方がいいのではないかと思います。それから、介護人材の確保ということが大きな項目として挙げられているんですけども、介護人材の確保となったときに、今結構、介護の学校とかで、目指すのは外国人なんですよ。だから、外国人の介護人材の確保をするとすると、今度は外国人によって選ばれるまちであることが必要になってきて、そうすると、今度はまるっきり高齢者福祉とは関係ないように見える、外国人に対するソーシャルワークが必要になってくるんですよ。それから 8050 問題、高齢者福祉においては、非常に重要な問題ですよ。その 8050 問題が、重層的支援体制整備事業の 1 つのターゲットになっているんだろうけれども、そういうような、高齢者福祉におけるメインイシューとなっている事柄を、どこかにコラムみたいな形でもいいからちゃんとまとめて取り上げて、市民の目にわかりやすいように提示していただきたいと思うのと、それから、会議の見直しですよ。各事業について、様々な会議が用意されていると思うんですよ。それが何か重複しているような感じもするんですよ。なので、無駄だし、自分たちが何の会議でどの目的で出ているのかということもわからなくなってしまうと思うんですよ。だから、分野横断的に、会議で重複がないかどうか、整理できるものがないかどうかということ、よく見直していただきたいと思います。最後に 1 つ質問になるんですが、高齢者台帳作成事業が新規事業として挙げられていたのですが、高齢者台帳を作成するのは、前から行われていたことなのではないかと思うんですけど、その点どうなんでしょうということ、そこだけちょっと質問させていただければと思います。

○渡邊委員長

では、事務局の方で意見も含めて、ご回答できるところをよろしく願いいたします。

○事務局（高齢福祉課）

佐野委員、様々なご意見の方ありがとうございます。今後どうしていくかというところは、今は具体的な回答は難しいものにもなっておりますので、今回いただいたご意見を含めまして、素案の作成にあたって、どう活かせるかというところを、また関係部署と共有しながら考えていきたいと思います。

ご質問をいただいた、高齢者台帳のことなんですけれど、他の委員の方からもちょっと質問があったのですが、資料 5 の移行区分というところの記載方法がわかりにくかったかと思うんですけども、高齢者台帳は、確かに佐野委員のおっしゃる通りで、以前から実施していた事業になります。ただ、9 期までは計画の方に位置付けていなかったものになりまして、地域福祉という観点からも大事な事業かと思いましたので、今回新たに位置付けを行ったという意味合いになります。新規事業ではないんですけども、重要性を見直しましてここに追加しております。

○佐野委員

なるほどわかりましたが、高齢者台帳の作成については、今度から毎年行っていたものが 3 年に 1 回になるということに変更されていると思うんですけど。その場合に、前回の計画で位置付けが行われてなかったから、3 年に 1 回にすることなので、そうすると福祉サービスとしては低下することになりますよね。そのことが、ちゃんと市民に対して明確に示せていないというような効果もあるように思うんですよ。ですので、新規事業としてではなく、従来行っていたものをちゃんと明確に表示するようにしたということで、了解しましたけれども、やはり、漏

れなく市民に対してサービスの内容を示す場合に、これまで高齢者台帳の調査というのが潜っていたのであれば、他の事業についても潜ることがないようにご配慮をお願いしたいと思います。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方から何かご回答はございますか。

○事務局（高齢福祉課）

佐野委員、ご意見どうもありがとうございます。今回、確かに台帳の他にも、前からやっていたんですけれども計画に載っていない事業というのがいくつかありまして、今回のピンクの中には本当の新規もあれば、前からやっていたけれども10期で初めて出てくるというものもあります。今回の骨子をつくるにあたって、庁内でやっている事業を1回洗い出して、漏れないようにというふうに考えて出したものになりますので、今後も、いろいろな課で新規事業が出てくると思うので、そちらも潜ることがないように配慮して、こちらに載せていきたいと思います。ご意見どうもありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。

○神谷委員

ご意見たくさんいただいてありがたいんですが、いろんな会議を、重複する会議もあるし、会議ばかりやっていて、無駄ではないかというのは、これはちょっと言葉の暴力じゃないかと思うので、そういう言い方はちょっと失礼かと思います。私は地域のためにいろいろ言っている、言うよりは少し活動した方がいいと思ひまして、介護支援ボランティアを微力ながら、何かできるんじゃないかと思ってやっています。その中から見えてくるものもありますけれども、何か微力ながら貢献したいなと思ってやっております。

○佐野委員

ボランティアの皆さんが会議に加わるとか、そういう部分については、もちろん会議をすることによる意義もありますので、私が無駄じゃないかという言葉を使ったので、ちょっとその意味では言い過ぎだったかと思います。全てのことを無駄と言ったわけではなくて、会議も皆さん日当をもらって来ているでしょう、だから予算がついているわけですよ。だから、その部分については、会議の内容が重複していると感じられるものだったら、それはやっぱり、重複を避けるべきだし、一方では必要な会議がちゃんと運営されているのかという、全体の会議管理みたいなものが、必要だと思うんですよ。その部課ごとに、それぞれの事業ごとの会議が設定されていて、本当はそれを連携して1つにまとめればOKなのに、まとめることをしないで、分散的に会議をして、しかもその会議の結果も連携しないで終わるみたいなことがたぶんあると思うんですよ。私も名指しはしませんが、そういう部分の印象を強く持つ会議を傍聴したこともありますし、実際に参加したこともあります。ということで、事業が多岐にわたって、その事業ごとにいろんな会議があるんですよね。その会議を1回俯瞰で見て整理するというのは必要なことなんじゃないかと思って、その意味で申し上げました。

○渡邊委員長

おっしゃる通りなところもあるかと思うんですけども、会議自体に参加していらっしゃる方が不必要とかそういうことではなく、不必要な会議は避け、必要な会議は行って、ちゃんと施策に生かせるように、会議の方もちゃんと整理していただけたらいいかなというようなご意見かなと思っておりました。

○神谷委員

会議が適正に行われているかというのを評価するような部署ってあるんですか。ないですね。

○佐野委員

別にこの市の会議、福祉関係の会議において、私が説明する立場では全くないんですけども、でもやっぱり皆さん、何となく思い当たる節があるんじゃないかなと思うんですよ。会議の内容を公開されているサイトをご覧になればわかると思うんだけど、いろいろな会議がありますよね。その会議を1つ1つ子細に読んでいるうちに、この話題とこの話題は違うところで同じことを言っているみたいな印象を持つことがあるんですよ。だからそういう意味で、会議の在り様を1回脱構築してみて、ちゃんと無駄がないように会議の在り様を設計するということも、言ってみればこの重層的支援体制整備事業は、各部署の連携を深めるという事業ですから、その重層的支援体制整備事業の中の取組の1つとして位置付けられると思います。以上です。

○神谷委員

もう終わりにしましょう。昔から会議は踊ると言って、よくあることだと思いますけれども、改善していったらいいと思います。

○渡邊委員長

ありがとうございます。但野委員どうぞよろしくお願いします。

○但野委員

佐野委員の意見はいろいろと議論を生むと思いますけど、高齢者福祉計画の骨子案にちょっと戻りますね。資料6の骨子案の内容に関して私は基本的には賛成です。この内容でいいと思うんですけど、ただ1点ですね、総論の中に10期計画の場合に2040年の見込みというか、2040年を見据えた計画にしてくださいということを、国としても強調されてると思います。そういう中で、例えば第2章の高齢者を取り巻く現状と課題の中に1項目を設けていただいて、つくば市の2040年の高齢者の状況ですとか、市がどんなふうになっていきそうなのかといった、要するに2040年のつくば市の姿というのを項目として記載された方がいいんじゃないかと思います。書くにあたっては大変なのはわかります。すごく大変なのはわかるんですけど。2040年の姿というのをやっぱり1つ思い描いて、それに対する対応計画というふうに構成すべきじゃないかと思うので、そこを1点意見として述べさせていただきます。

あともう1点だけ質問ですけど。資料編に関して、第9期計画は6項目ぐらい入っていますけど、資料編の構成はおおよそどんなふうになりそうなのか説明いただけますか。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方から、2040年のつくば市のあり方というところと資料編につきましてご回答できるところがありましたら、よろしくお願いいたします。

○事務局（高齢福祉課）

但野委員、ご意見ありがとうございます。大変貴重なご意見かと思えます。2040年、2040年と言っているんですけれども、そこがまとまったものが今のところないということで、いろいろなデータがあるかと思えますので、その辺をまとめまして、2040年の姿ということで、整理できればいいかなと思います。どの程度のものになるのかは、現時点では何とも言えないんですけれども、推計データや給付データなどいろいろありますので、その辺を再度確認させていただきたいと思えます。

それから、資料編なんですけれども、構成としては大体9期のようなものを予定しております。何かこういったものを追加した方がいいとか、見ていただいた上で、ご意見などあれば反対に、伺えればと思うのですが、何かそういったものはありますでしょうか。

○但野委員

用語解説が結構貴重だったので、ここに例えば重層的支援体制とかそういうものを加えていただいて、少し用語を解説する項目数を増やしていただいた方がいいのかなと思っています。

○事務局（高齢福祉課）

ありがとうございます。確かに9期から最新用語が変わってきている部分もあると思えますので、漏れがないかどうか、元々不足がなかったのかどうか、というところを再度確認させていただいて、追加などをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○渡邊委員長

ありがとうございます。貴重なご意見だったかと思えます。

○山中委員

市民委員の山中です。骨子案についてご質問がございます。番号3のつくば市避難行動要支援者制度なんですけれども、A3の表の方では、新規ではなく継続になっているかと思えます。こちらの概要の本文で、支援が必要な方を対象とする、避難行動要支援者名簿を作成し随時更新していきますとなっていますけれども、これは、現状はどういったところまで進んでいるのか、ちょっと細かいところを教えていただけると助かります。

○事務局（福祉政策課）

避難行動要支援者制度につきましては福祉政策課の方で担当を行っておりまして、つくば市の地域防災計画の方で、こういった方が避難行動要支援者ですというところの位置付けがなされております。具体的に申し上げますと要介護3以上の認定を受けている高齢者の方ですとか、身体障害者手帳の1級、2級を持っている身体障害者の方など、こういった方が該当するということで決められておりまして、今年度、昨年度等におきましては毎年4月1日新しく要件に該当した方に対して、ご案内の方をお送りいたしまして、この避難行動要支援者名簿に登録されている

ということで、ご自身の氏名ですとか連絡先等を地域の支援者の方に提供しても問題ないかということの同意を取ったり、あとは個別の避難計画というものの作成の方を進めておるような形となっております。なお、令和8年8月10日現在の数値になるんですけれども、8月10日現在で要支援者2,157名に対して1,290名の方の個別避難計画を作成している状況となっております。今後も作成の方を推進していく予定となっております。以上になります。

○山中委員

ありがとうございました。情報提供について、後でちょっと個別に教えていただきたいことがありますので、よろしくお願いします。

○事務局（福祉政策課）

承知しました。よろしくお願いします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。他にご意見などありますか。どうぞよろしくお願いします。

○永木委員

4番の2の介護人材確保と介護現場の生産性向上というところで、すべての事業が継続ということになっているんですが、私たち特別養護老人ホーム連絡会の方でもお話に上がりますが、介護人材の確保に非常に苦勞しております。介護の部分で、生産性向上とかICT化、外国人の採用、今、つくば市の方がおっしゃられていることはほとんどやっている中で、プラス介護人材をどう確保していくか、介護補助員も含めてすべての対応をしながらも、本当に1人退職者が出てしまうとその欠員を埋めるのが非常に困難になってきています。継続ということで今のこの状況を私たちは何とか地域で、福祉の向上を支える上で、介護人材の確保を地域で考えていきたいというところもありまして、私たちが今やっていることは前野小学校さんに出前の講座ということで介護の魅力を発信しようということで、施設単独では、そういうことを何とかやっていかないと、ということでやっておりました。先ほど、介護の魅力を発信ということでお話がありましたが、そこが、なかなか今後何をされるのかというのが見えてこなかったもので、その辺何をどのような施策を考えているのか教えていただければと思っております。

○渡邊委員長

ありがとうございます。事務局の方からよろしくお願いいたします。

○事務局（高齢福祉課）

ご質問ありがとうございます。現時点では、大きなものでこれが新規事業というふうに挙げられるものはないのですが、ただ、今年度いろいろと介護人材の確保のための就職に関しての支援のところすとか、あとは、介護助手の方をなるべく養成して、採用すとか、そういったようなところの流れを、今後検討して、今年度中に可能であれば実施に向けられないかなというところで考えているようなところではあります。

○永木委員

ありがとうございました。子供たちとか学生さんが介護に触れる機会というところも含めて、何かご協力いただけたところがあればと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。そろそろ時間になりつつあるんですけど、最後に何かこれだけはどういうようなご意見あったら、お願いいたします。大丈夫ですかね。今回、盛り上がりまして、ありがとうございました。

では、次にその他につきまして、事務局から何かあればよろしくお願いいたします。

4 その他

○事務局（高齢福祉課）

ありがとうございます。事務局より次回の会議についてご連絡いたします。机上に配布しております開催通知をご覧ください。第5回の日程は、10月19日10時から正午ごろまでを予定しています。議題は10期計画の素案を予定しています。出欠について、出席される方も欠席される方もお手数ですが全員ですね、10月5日月曜日までに高齢福祉課までご連絡ください。よろしくお願いいたします。以上です。

○渡邊委員長

ありがとうございました。

○但野委員

10月19日の会合はわかったんですけど、今後10期のパブコメまでいくんだと思うんですけど、今後の日程について、どんなスケジュールで考えているのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○事務局（高齢福祉課）

但野委員、ご質問ありがとうございます。素案の方を、先ほどの通り10月19日にまずこちらの会議の方で、お示しさせていただきたいと思います。その後いくつかご指摘いただいた部分などがあれば、その辺りをちょっと修正をいたしまして、内部の話にはなるんですけども庁議ということで、庁内で確認の方を行います。それが11月になります。その後、パブリックコメントが12月8日から1月7日を予定しておりますので、開始するまでには、もう一度パブリックコメントに使用する最終案の方を委員の皆様にご送付させていただければと思います。簡単なスケジュールは以上になるんですけども、よろしいでしょうか。

○但野委員

つまり10月19日が会議としては、パブリックコメント前は最後になりますか。

○事務局（高齢福祉課）

はい。

○但野委員

次回、とても大事だということで認識して参ります。よろしくお願いします。

○渡邊委員長

ありがとうございます。スケジュール感も最初に示していただいた方がもしかしたらわかりやすいかもしれないなと思いました。

それでは以上で委員長の任を解かせていただきます。本日はありがとうございました。

5 閉会

○事務局（高齢福祉課）

委員長ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議は、すべて終了となります。ありがとうございました。

第4回つくば市高齢者福祉推進会議 次第

令和8年(2026年)8月21日(金)

午前10時から正午まで

つくば市役所本庁舎2階防災会議室2・3

1 開会

2 新任委員自己紹介

3 議題

(1) つくば市高齢者福祉計画(第9期)の進捗状況評価(令和7年度分)について

(2) つくば市高齢者福祉計画(第10期)骨子案について

4 その他

5 閉会

つくば市高齢者福祉推進会議委員名簿（第10期）

任期：令和7年(2025年)10月6日から令和10年(2028年)3月31日まで

番号	区分	所属等	氏名
1	市民（一般公募）	介護保険第1号被保険者	神谷 栄子
2	市民（一般公募）	介護保険第1号被保険者	佐野 洋子
3	市民（一般公募）	介護保険第1号被保険者	俎野 恭一
4	市民（一般公募）	介護保険第2号被保険者	村上 義孝
5	市民（一般公募）	介護保険第2号被保険者	山中 美根子
6	学識経験者代表	国立大学法人筑波大学	渡邊 多永子
7	学識経験者代表	国立大学法人筑波技術大学	山脇 博紀
8	学識経験者代表（住宅団体）	一般財団法人茨城県住宅管理センター	矢口 和博
9	医療団体代表	一般社団法人つくば市医師会	成島 淨
10	医療団体代表	つくば市歯科医師会	齋藤 徹
11	福祉関係団体代表	社会福祉法人つくば市社会福祉協議会	中山 淳子
12	福祉関係団体代表	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	飯野 正
13	介護サービス事業者代表	つくば市リハビリテーション専門職協議会	大曾根 賢一
14	介護サービス事業者代表	つくばケアマネジャー連絡会	前田 久実子
15	介護サービス事業者代表	つくば市特別養護老人ホーム連絡会	永木 美穂
16	介護サービス事業者代表	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会	猪野 勇一
17	介護サービス事業者代表	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会	幸田 良子

つくば市高齢者福祉計画（第9期）施策進捗状況評価について

＜概要＞

令和6年(2024年)3月に策定された「つくば市高齢者福祉計画（第9期）」に掲載した取組の進捗状況について、毎年1回点検・評価を実施し、取組の着実な実施を図るとともに、必要に応じて取組の見直しを図っていきます。

評価年度 令和7年度（2025年度）

評価者 各担当課

評価基準

実績評価	実施状況
A	計画を先行して進んでいる。（達成率 101%以上）
B	計画どおりに進んでいる。（同 80～100%）
C	概ね計画どおりに進んでいる。（同 60～79%）
D	計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同 30～59%）
E	計画の見直しの必要性が生じている。（同 29%以下）
—	事業の廃止・中止

※評価に関して、指標達成率の数値基準を設けておりますが、必ずしも達成率の数値どおりでなく、内容や課題も含めて検討した上での評価をしています。

※指標が設定されていない取組は、取組状況や課題を総合的に見て評価しております。

施策目標ごとの実績評価数

区分	対象取組数
施策目標 1 地域包括ケアシステムの深化・推進	11
施策目標 2 認知症支援や成年後見制度の利用の促進	11
施策目標 3 介護予防や健康づくりの推進	26
施策目標 4 生活支援の推進	25
施策目標 5 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）	15
施策目標 6 介護保険サービスの充実と制度の活用	21
計	109

評価一覧

評価	1	2	3	4	5	6	計
A	1	2	6	5	1	5	20
B	9	6	11	13	13	14	66
C	1	1	7	5	1	2	17
D	0	1	2	1	0	0	4
E	0	0	0	0	0	0	0
—	0	1	0	1	0	0	2

※以降 6 件の取組については、会議当日に口頭説明を実施いたします。

達成率の数値どおりではない評価をつけた取組（2 件）

通しNo.	取組名	指標実績	評価	評価の根拠
4	包括的・継続的 ケアマネジメ ント支援事業	相談指導件数 1896/2800 件 (68%)	B	ケアマネ支援として、専門的な研修会を 3 回実施する等、介護支援専門員の技能の向上を図れているため。
44	高齢者憩いの 広場運営補助 事業	団体数 17/15 団体 (113%)	B	計画を先行して団体数が増加しているものの、活動地域に偏りがあるため。

D または E 評価をつけた取組（4 件）

通しNo.	取組名	指標実績	評価	今後の方針
15	認知症初期集中支援チーム	利用者数 9/25 人 (36%)	D	地域包括支援センター、専門職に向けて初期集中支援チームについての研修や、交流会を通じて啓発を継続して実施する。 また、初期集中支援チームで対応したケースの事例集を活用し、地域包括支援センターとケース共有を行う。
29	出前健康教室事業	実参加者数 2882/5100 人 (57%) 延べ参加者数 22486/39500 人 (57%)	D	・新規参加者や団体を増やすために区会回覧等で周知する。個別支援が必要な方については、他課や関係機関と連携して支援していく。 ・シルバーリハビリ体操教室は、地域の高齢者がその地域の高齢者を指導する仕組みであり、高齢者同士のつながりや口コミによるシルバーリハビリ体操教室の宣伝効果が期待できることから、シルバーリハビリ体操指導士を養成し、指導の担い手を増やす必要がある。
46	敬老祝写真贈呈事業	利用者数 945/1600 人 (59%)	D	利用者を増やすための事業内容の見直しを行う。広報での事業周知を引き続き行い、その他、地域包括支援センターや民生委員定例会等を介した周知も行う。
72	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	利用者数 190/560 人 (34%)	D	交通安全講習会の参加要件や申請方法、広報の仕方を検討し、交付者数を増加させる。

進捗状況評価シートの見方

施策目標 第1章 地域包括ケアシステムの深化・推進										
施策方針 第1節 地域包括支援センター等の相談窓口や情報提供の充実										
1-2 多職種連携の推進										
No.3 取組名：包括的・継続的ケアマネジメント支援事業										
担当課：地域包括支援課					通しNo.：4					
9期計画P.74										
取組概要										
地域包括ケアネットワークを活用しながら、医療と介護の連携強化に努め、介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。 また、高齢者の介護予防ケアマネジメント、要支援認定者の介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを行います。										
指標①		令和6年度			令和7年度			令和8年度		
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業延べ相談指導件数（件）		計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
		2,700	1,735	64%	2,800	—	—	2,900	—	—
評価										
指標の比率に応じて、評価基準を下記のとおり設けております。 A：達成率101%以上 B：同80～100% C：同60～79% D：同30～59% E：同29%以下 —：事業の廃止・中止 ※評価は必ずしも上記の数値基準どおりでなく、内容や課題も含めて検討した上での評価をしています。数値基準と異なる評価を付ける場合は、 <u>評価の根拠を記載しております。</u>										
B 介護支援専門員が抱える困難事例の対応等について、ケアマネジメントプロセスの視点から介護支援専門員に助言等を行うことで、利用者の新たな課題の気づきとなり、具体的な支援につなげることができた。 ケアマネ支援として、専門的な研修会を3回実施する等、介護支援専門員の技能の向上を図れているためB評価とする。										
指標が設定されていない取組は、取組状況や課題を総合的に見て下記の目安により評価しております。 A：計画を先行して進んでいる B：計画どおりに進んでいる C：概ね計画どおりに進んでいる D：計画に遅れが生じており、努力が必要である E：計画の見直しの必要性が生じている —：事業の廃止・中止										
取組の課題										
様々な相談に対応できるよう、介護保険に関係する他制度の理解、課題解決に必要な視野を広げられるようスキルアップが必要である。 また、地域のネットワーク構築において、利用者に必要なインフォーマルサポートも踏まえたネットワーク構築を図る必要がある。										
今後の方針										
多様な生活課題を抱える高齢者等が地域でその人らしい生活が継続できるよう、介護支援専門員・主任介護支援専門員の実践力向上に向けた研修会を実施していく。										

高齢者福祉計画（第9期）の冊子にて、R3・R4の指標の実績値や本取組にかかる補足事項等が御確認いただけます。

つくば市高齢者福祉計画（第10期）構成案

第9期体系

【基本理念】

高齢者と介護者が生きがいをもち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

【基本視点】

基本視点

- I 「高齢者」の生きる力を支えます
- II 「介護者」の介護する力を支えます
- III 「地域」で高齢者の生活を支えます

第10期体系案

【基本理念】

高齢者と介護者が生きがいをもち、住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり

【基本視点】

基本視点

- I 「高齢者」の生きる力を支えます
- II 「介護者」の介護する力を支えます
- III 「地域」で高齢者の生活を支えます

基本理念・
基本視点を
継承

施策目標		施策方針	具体的施策
1	地域包括ケアシステムの 深化・推進	1 地域包括支援センター等の相談窓口 や情報提供の充実	・地域包括支援センターの機能強化 ・多職種連携の推進 ・地域支え合い体制の整備 ・介護・福祉サービスの情報提供・相談体制の充実
2	認知症支援や成年後見制 度の利用の促進	1 認知症高齢者の支援 2 権利擁護の推進 3 成年後見制度の利用促進	・認知症高齢者の支援 ・権利擁護の推進 ・成年後見制度利用促進基本計画
3	介護予防や健康づくりの 推進	1 介護予防事業の推進 2 高齢者の健康づくりと社会参加の支 援	・介護予防・生活支援サービス事業 ・一般介護予防事業 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ・健康づくりの推進 ・社会参加と生きがいづくりの推進 ・敬老事業の推進
4	生活支援の推進	1 在宅高齢者・家族介護者の支援の充 実 2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯へ の支援の充実 3 高齢者の移動手段の確保と買物支援 の充実	・在宅福祉サービスの充実 ・家族介護者の支援 ・日常生活に必要なサービスの充実 ・ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実 ・外出支援の充実 ・買物支援の充実
5	高齢者の住まいの確保と 災害対応の強化（つくば 市高齢者居住安定確保計 画）	1 ニーズに合わせた多様な住まいの供 給 2 適切な住まいに入居できるための情 報提供の支援 3 安全安心な居住環境の確保 4 災害に強い住まいづくり	・賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化 ・民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供 ・高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進 ・安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築 ・災害に強い住まいづくり
6	介護保険サービスの充実 と制度の活用	1 介護サービス事業所の整備・質の向 上 2 低所得者の利用負担等の軽減 3 介護保険料の減免・細分化	・適切な介護サービス事業所の整備の推進 ・介護サービスの質の向上 ・介護サービス事業所の指導・監査の強化 ・介護人材の確保 ・介護現場の生産性向上と負担軽減 ・低所得者の利用負担等の軽減 ・介護保険料の減免・細分化

旧1と旧2を
新1へ統合

旧4と旧5を
新3へ統合

基本目標		基本施策	基本視点
1	地域包括ケアシステムの 深化と地域共生社会の推 進	1 包括的な支援体制の充実と多職種連携 の推進 2 情報提供とデジタル活用支援の推進 3 認知症施策の総合的な推進（認知症施 策推進計画） 4 権利擁護の推進	I、II、III I、III I、II、III I、III
2	健康づくり・介護予防・ 社会参加の推進	1 健康づくりの推進 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推 進 3 社会参加と生きがいづくりの推進	I I I
3	安心して暮らし続けられ る生活環境の整備	1 在宅生活・見守り支援の充実 2 家族介護者支援の充実 3 移動支援・買物支援の充実 4 住まいの確保と居住支援の充実（高齢 者居住安定確保計画） 5 災害対策の推進	I、III II I、III I、III III
4	持続可能な介護サービス 提供体制の確保と介護保 険制度の適正運営	1 介護サービス提供体制の確保 2 介護人材の確保と介護現場の生産性向 上 3 介護サービスの質の向上と給付適正化 4 介護保険制度の適正運営と負担への配 慮	II II II II

資料 5

つくば市高齢者福祉計画（第10期）施策体系案

No.	基本目標	基本施策	取組名	担当	移行区分	備考
1	地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進	1 包括的な支援体制の充実と多職種連携の推進	1 地域包括支援センターの運営	地域包括支援課	継続	重層的支援体制整備事業
2			2 総合相談支援事業	地域包括支援課	継続	
3			3 地域ケア会議の充実	地域包括支援課	継続	
4			4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課	継続	
5			5 重層的支援体制整備事業	地域包括支援課	新規	
6			6 生活支援体制整備事業	地域包括支援課	継続	重層的支援体制整備事業
7			7 地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	継続	
8			8 資金等貸付事業	社会福祉協議会	継続	
9			9 在宅医療・介護連携の推進	地域包括支援課	継続	
10		2 情報提供とデジタル活用支援の推進	1 市民に対する情報提供	介護保険課 高齢福祉課 地域包括支援課	継続	
11			2 出前講座	介護保険課 地域包括支援課	継続	
12			3 高齢者向けスマホ講座	デジタル政策課	新規	
13		3 認知症施策の総合的な推進（認知症施策推進計画）	1 認知症サポーター養成事業	地域包括支援課	継続	
14			2 チームオレンジの整備	地域包括支援課	新規	
15			3 認知症初期集中支援チームによる支援の推進	地域包括支援課	継続	
16			4 認知症地域支援推進員の配置	地域包括支援課	新規	
17			5 認知症ケアパスの普及啓発	地域包括支援課	継続	
18			6 オレンジカフェ（認知症カフェ）の充実	地域包括支援課	継続	
19			7 認知症本人・家族交流会（本人ミーティング・家族ミーティング）の開催	地域包括支援課	新規	
20			8 認知症高齢者等SOSネットワーク事業	地域包括支援課	継続	
21			9 おでかけ見守りシールの配布	地域包括支援課	新規	
22			10 認知症高齢者等個人賠償責任保険	地域包括支援課	新規	
23			11 若年性認知症の支援	地域包括支援課	継続	
24		4 権利擁護の推進	1 高齢者虐待の防止	地域包括支援課 介護保険課	継続	
25			2 高齢者の消費者トラブルの防止	地域包括支援課	継続	
26			3 成年後見制度の利用促進	地域包括支援課 障害者地域支援室	継続	
27			4 養護老人ホーム入所措置	高齢福祉課	継続	
28			5 日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	継続	
29	健康づくり・介護予防・社会参加の推進	1 健康づくりの推進	1 健康診査事業	健康増進課	継続	
30			2 健康相談事業	健康増進課	継続	
31			3 フレイル予防相談事業	健康増進課	新規	
32			4 栄養改善事業	健康増進課	新規	
33			5 生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導（75歳以上）	健康増進課	新規	高齢者の保健事業と介護予防と一体的実施事業
34		2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	1 基準緩和型訪問サービス	介護保険課	継続	サービス・活動事業_訪問型サービスA
35			2 訪問型サービスB	高齢福祉課	新規	サービス・活動事業_訪問型サービスB
36			3 訪問型短期集中予防サービスC	地域包括支援課	継続	サービス・活動事業_訪問型サービスC
37			4 訪問型サービスD	高齢福祉課	新規	サービス・活動事業_訪問型サービスD
38			5 基準緩和型通所サービス	介護保険課	継続	サービス・活動事業_通所型サービスA
39			6 介護予防実態把握訪問	地域包括支援課	継続	一般介護予防事業_介護予防把握事業 高齢者の保健事業と介護予防と一体的実施事業
40			7 いきいき・元気はつらつ運動教室事業	健康増進課	継続	一般介護予防事業_介護予防普及啓発事業 高齢者の保健事業と介護予防と一体的実施事業
41			8 運動活動グループ支援事業	健康増進課	継続	
42			9 こころとからだの健康教室	地域包括支援課	継続	一般介護予防事業_介護予防普及啓発事業
43			10 高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課	継続	一般介護予防事業_介護予防普及啓発事業
44			11 傾聴ボランティア事業	地域包括支援課	継続	一般介護予防事業_介護予防普及啓発事業
45			12 介護支援ボランティア事業	高齢福祉課	継続	一般介護予防事業_介護予防活動支援事業 重層的支援体制整備事業
46			13 出前健康教室事業	健康増進課	継続	一般介護予防事業_介護予防活動支援事業 重層的支援体制整備事業 高齢者の保健事業と介護予防と一体的実施事業
47			14 地域リハビリテーション活動支援事業	地域包括支援課	継続	一般介護予防事業_地域リハビリテーション活動支援事業
48		3 社会参加と生きがいづくりの推進	1 高齢者支援センターの運営	高齢福祉課	新規	
49			2 シルバークラブ育成事業	高齢福祉課	継続	
50			3 いきいきサロン	高齢福祉課	継続	
51			4 ふれあいサロン事業	社会福祉協議会	継続	
52			5 いばらきねりんスポーツ大会	高齢福祉課	継続	
53			6 ボランティア育成・支援・研修事業	福祉政策課	継続	
54			7 シルバー人材センター	高齢福祉課	継続	
55			8 高齢者文化芸術鑑賞助成事業	高齢福祉課	継続	
56			9 敬老祝写真贈呈事業	高齢福祉課	継続	
57			10 長寿をたたえる事業	高齢福祉課	継続	
58			11 敬老祝金給付事業	高齢福祉課	継続	

No.	基本目標		基本施策		取組名	担当	移行区分	備考
59	3	安心して暮らし続けられる生活環境の整備	1	在宅生活・見守り支援の充実	1 高齢者等ごみ出し支援事業	高齢福祉課 障害福祉課 環境衛生課	新規	
60					2 ねたきり高齢者理美容料助成事業	高齢福祉課	継続	
61					3 在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業	高齢福祉課	継続	
62					4 在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業	高齢福祉課	継続	
63					5 高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）	高齢福祉課	継続	
64					6 あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう術 術費助成事業	高齢福祉課	継続	
65					7 高齢者補聴器購入費補助事業	高齢福祉課	新規	
66					8 緊急通報システム事業	高齢福祉課	継続	
67					9 愛の定期便事業	高齢福祉課	継続	
68					10 宅配食事サービス事業	高齢福祉課	継続	
69					11 高齢者台帳調査実施事業	高齢福祉課	新規	
70					12 つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい	福祉政策課	継続	
71					13 傾聴ボランティア事業（再掲）	地域包括支援課	再掲・継続	2-2
72			2	家族介護者支援の充実	1 介護教室	地域包括支援課	継続	
73					2 総合相談支援事業（再掲）	地域包括支援課	再掲・継続	1-1
74					3 認知症ケアパスの普及啓発（再掲）	地域包括支援課	再掲・継続	1-3
75					4 オレンジカフェ（認知症カフェ）の充実（再掲）	地域包括支援課	再掲・継続	1-3
76					5 認知症本人・家族交流会（本人ミーティング・家族ミーティング）の開催（再掲）	地域包括支援課	再掲・新規	1-3
77					6 認知症高齢者等SOSネットワーク事業（再掲）	地域包括支援課	再掲追加	1-3
78					7 おでかけ見守りシールの配布（再掲）	地域包括支援課	再掲・新規	1-3
79					8 認知症高齢者等個人賠償責任保険（再掲）	地域包括支援課	再掲・新規	1-3
80					9 介護事業所等関係者に対する情報提供（再掲）	地域包括支援課	再掲・継続	4-3
81			3	移動支援・買物支援の充実	1 高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課	継続	
82					2 福祉有償運送事業	高齢福祉課 障害者地域支援室	継続	
83					3 高齢者移動支援担い手育成事業	高齢福祉課	継続	
84					4 高齢者運賃割引証の交付	総合交通政策課	継続	
85					5 高齢者運転免許自主返納支援事業	防犯交通安全課	継続	
86					6 高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	高齢福祉課	継続	
87					7 つくば市高齢者等買物支援事業	高齢福祉課	継続	
88					8 訪問型サービスD（再掲）	高齢福祉課	新規	2-2
89			4	住まいの確保と居住支援の充実（高齢者居住安定確保計画）	1 有料老人ホームの供給と適正化	介護保険課	継続	
90					2 サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化	介護保険課 住宅政策課	継続	
91					3 高齢者への市営住宅の供給	住宅政策課	継続	
92					4 つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	住宅政策課	継続	
93					5 住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供	住宅政策課	継続	
94					6 居住支援団体等の情報提供	住宅政策課	継続	
95					7 住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進	介護保険課	継続	
96					8 市営住宅のバリアフリー化	住宅政策課	継続	
97			5	災害対策の推進	1 耐震改修の促進	建築指導課	継続	
98					2 家庭でできる防災対策の普及	危機管理課	継続	
99					3 つくば市避難行動要支援者制度	福祉政策課	継続	
100					4 福祉避難所の受入れ体制の構築	福祉政策課	新規	
101	4	持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営	1	介護サービス提供体制の確保	1 介護事業所・施設の整備	介護保険課	継続	
102			2	介護人材の確保と介護現場の生産性向上	1 介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築	介護保険課	継続	
103					2 つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	高齢福祉課	継続	
104					3 つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	高齢福祉課	継続	
105					4 介護ロボット・ICT 導入支援	介護保険課	継続	
106					5 文書負担の軽減	介護保険課	継続	
107					6 リスクマネジメントの推進	介護保険課	継続	
108					7 ハラスメント対策の推進	介護保険課	継続	
109					8 介護施設等の災害・感染症対策の強化	介護保険課	継続	
110			3	介護サービスの質の向上と給付適正化	1 介護サービス事業所の指導及び監査	福祉政策課	継続	
111					2 介護サービス相談員派遣事業	介護保険課	継続	
112					3 要介護（支援）認定の適正化	介護保険課	継続	
113					4 介護予防ケアマネジメント	地域包括支援課	継続	
114					5 ケアマネジメント等の適正化	介護保険課	継続	
115					6 住宅改修等の適正化	介護保険課	継続	
116					7 事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化	介護保険課	継続	
117					8 つくば市看取り介護給付金事業	介護保険課	継続	
118					9 つくば市要介護度改善ケア給付金事業	介護保険課	継続	
119					10 介護事業所等関係者に対する情報提供	地域包括支援課	継続	
120			4	介護保険制度の適正運営と負担への配慮	1 社会福祉法人による利用者負担額減免事業	介護保険課	継続	
121					2 特定入所者介護（予防）サービス費事業	介護保険課	継続	
122					3 高額介護（予防）サービス費事業	介護保険課	継続	
123					4 高額医療・高額介護合算サービス費事業	介護保険課	継続	
124					5 保険料の減免	介護保険課	継続	
125					6 保険料段階区分の細分化	介護保険課	継続	

つくば市高齢者福祉計画（第 10 期）骨子案

第 10 期構成

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の趣旨と概要

第 2 章 高齢者を取り巻く現状と課題

第 3 章 計画の基本的な考え方

第 2 部 各論

第 1 章 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進

第 2 章 健康づくり・介護予防・社会参加の推進

第 3 章 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

第 4 章 持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営

第 3 部 介護保険事業量・給付費・保険料の見込み

資料編

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定の趣旨と概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、少子高齢化の進行に伴い、高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進展しており、いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる 2040 年頃には、85 歳以上人口の増加や介護ニーズの更なる高まりが見込まれています。一方で、介護人材の不足や地域による人口構造の変化などにより、介護サービスを取り巻く環境は大きく変化しており、将来を見据えた持続可能なサービス提供体制の構築が重要な課題となっています。

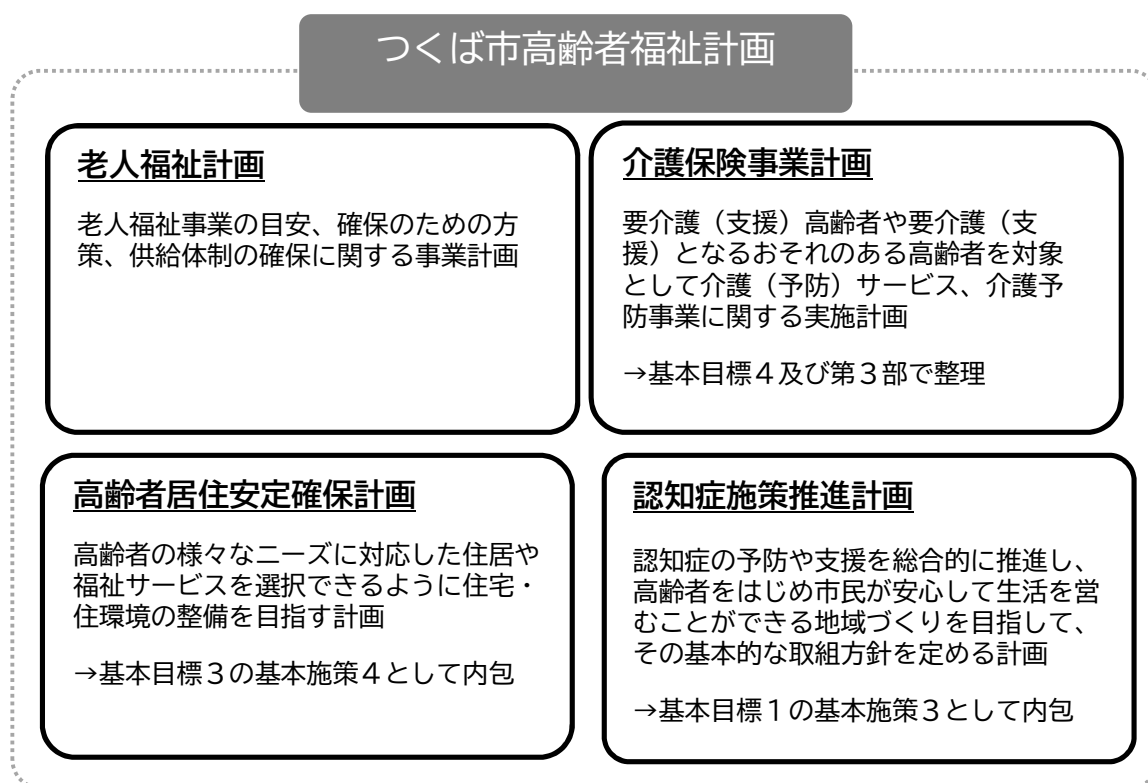
本市においても、高齢化の進展に加え、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、身寄りのない高齢者への対応など、高齢者を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。また、地域とのつながりの希薄化や担い手不足などにより、従来の制度や支援だけでは対応が難しい課題も増加しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現を目指し、保健・医療・介護・福祉・住まい・生活支援が一体となった施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。本計画は、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「市町村高齢者居住安定確保計画」を一体的に策定し、本市の高齢者施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として位置付けるものです。

2 計画の性格と位置付け

(1) 根拠法令

本計画は、老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）、介護保険事業計画（介護保険法第117条）及び高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2）を一体として策定します。第10期では、これに加えて、認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条）を内包するものとします。

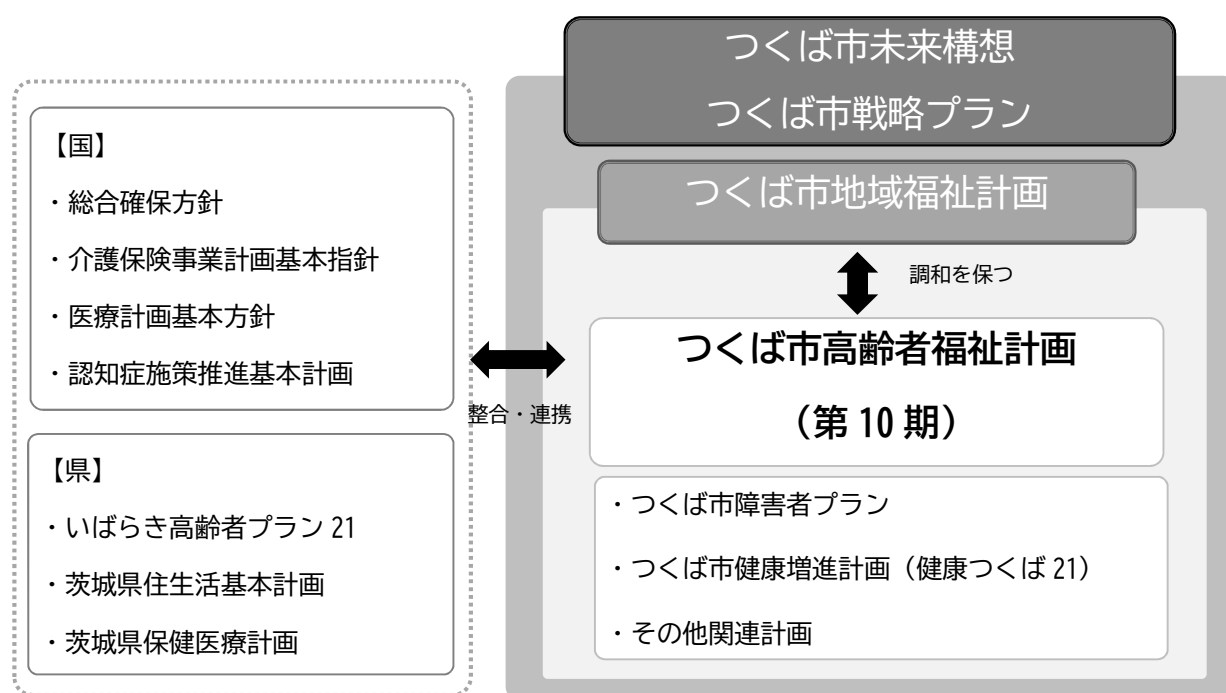


※第10期では、成年後見制度利用促進基本計画は内包しません。

(2) 関連計画等との関係

本計画は、国、県と整合性を図り、市の総合計画である「つくば市未来構想・つくば市戦略プラン」、上位計画である「つくば市地域福祉計画」、関連計画の「つくば市障害者プラン」、「つくば市健康増進計画（健康つくば21）」等との調和を保って策定していきます。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の理念を踏まえて計画を推進していきます。



(3) 計画期間

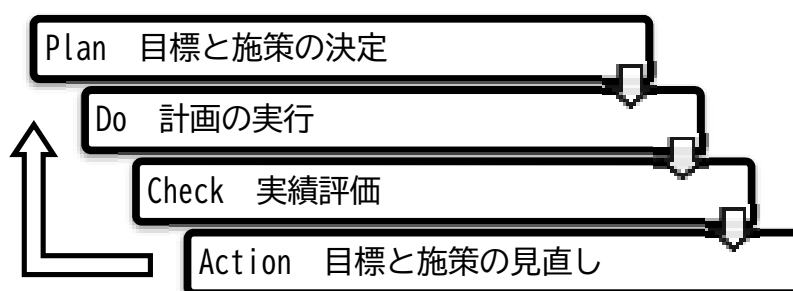
計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3か年とします。あわせて、令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持ち、法制度の改正や社会情勢、地域の人口動態、介護ニーズの変化に応じて、適宜見直し・改善を図っていきます。

令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	令和 12年度 (2030年度)	令和 13年度 (2031年度)	令和 14年度 (2032年度)
＜令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点＞								
第9期			つくば市高齢者福祉計画 (第10期)			第11期		

3 計画の策定体制

(1) つくば市高齢者福祉推進会議による検討

高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営には、幅広い関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとする事が求められます。そのため、本市では、市民委員、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び介護サービス事業所の代表で構成する「つくば市高齢者福祉推進会議」を設置しています。本計画の策定にあたって、「つくば市高齢者福祉推進会議」において、各種施策等の計画内容を協議・検討し、意見や要望の集約を図ります。また、計画の推進にあたっては、会議内で PDCA サイクルによる計画の進捗評価を実施し、適切な進行管理に努めます。



(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者、要支援認定者、総合事業対象者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅の要支援・要介護認定者を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としています。

(3) パブリックコメントの実施

より多くの市民の意見を反映させるため、令和8年〇月〇日から令和9年〇月〇日までパブリックコメントを実施します。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が徒歩や身近な移動手段で日常生活を営むことができる範囲を基本として、市町村が地域の実情に応じて設定する区域です。介護保険事業計画では、この日常生活圏域を単位として、地域包括支援センターをはじめ、介護、医療、生活支援、介護予防などのサービスを総合的・一体的に提供する体制を整備する必要があります。

第10期計画では、第9期の設定を基本に7つの日常生活圏域を設定し、圏域ごとの人口動態、認定者数、サービス資源、移動、住まい等の状況を把握した上で、地域に応じた課題解決及びサービス提供体制の確保を目指します。



※令和8年度地域包括支援センター委託変更に伴い、一部日常生活圏域の区分けを変更しています。
(北郷：谷田部東→大穂、藤本：谷田部東→谷田部西、今泉：谷田部東→谷田部西、西原：谷田部東→大穂)

日常生活圏域区分け対応表

圏域	地名
筑波	筑波、上大島、国松、沼田、臼井、神郡、漆所、大貫、杉木、上菅間、中菅間、洞下、高野原新田、磯部、池田、明石、田中、小沢、北条、小泉、泉、平沢、山口、小和田、小田、大形、下大島、北太田、君島、山木、水守、作谷、寺具、安食、上沢、和台、田水山、和台原
大穂	佐、若森、大曾根、鹿島台、玉取、大穂、前野、長高野、北原、大久保、大砂、西高野、吉沼、篠崎、立原、南原、蓮沼、花畑1丁目、花畑2丁目、花畑3丁目、要、西沢、本沢、五人受、筑穂1丁目、筑穂2丁目、筑穂3丁目、北郷、西原
豊里	旭、沼崎、今鹿島、上里、田倉、上郷、緑ヶ原1丁目、緑ヶ原2丁目、緑ヶ原3丁目、緑ヶ原4丁目、手子生、木俣、野畑、高野、百家、酒丸、土田、東光台1丁目、東光台2丁目、東光台3丁目、東光台4丁目、東光台5丁目、中東原新田、遠東、東光台、豊里の杜1丁目、豊里の杜2丁目、中東、酒丸元西酒丸、酒丸元中東、酒丸元西谷ヶ代
桜	栗原、上野、上境、柴崎、東岡、金田、中根、栄、松栄、松塚、横町、大、古来、吉瀬、花室、上ノ室、倉掛、上広岡、下広岡、大角豆、妻木、天王台1丁目、天王台2丁目、天王台3丁目、天久保1丁目、天久保2丁目、天久保3丁目、天久保4丁目、吾妻1丁目、吾妻2丁目、吾妻3丁目、吾妻4丁目、竹園1丁目、竹園2丁目、竹園3丁目、千現1丁目、千現2丁目、並木1丁目、並木2丁目、並木3丁目、並木4丁目、梅園1丁目、梅園2丁目、桜1丁目、桜2丁目、桜3丁目、花園、春風台、さくらの森、流星台
谷田部東	西平塚、東平塚、下平塚、葛城根崎、苅間、原、西大橋、西岡、島、西郷、春日1丁目、春日2丁目、春日3丁目、春日4丁目、東新井、小野崎、二の宮1丁目、二の宮2丁目、二の宮3丁目、二の宮4丁目、松野木、上原、小野川、西大沼、中内、松代1丁目、松代2丁目、松代3丁目、松代4丁目、松代5丁目、手代木、榎戸、北中妻、南中妻、館野、長峰、東1丁目、東2丁目、稲荷前、赤塚、下原、梶内、新牧田、稲岡、北中島、市之台、下横場、高野台1丁目、高野台2丁目、高野台3丁目、鷹野原、学園の森1丁目、学園の森2丁目、学園の森3丁目、研究学園1丁目、研究学園2丁目、研究学園3丁目、研究学園4丁目、研究学園5丁目、研究学園6丁目、研究学園7丁目、学園南1丁目、学園南2丁目、学園南3丁目
谷田部西	梶内新牧田下原入合地、面野井、高田、鬼ヶ窪、上河原崎、下河原崎、中別府、下別府、高須賀、高良田、鍋沼新田、真瀬、島名、水堀、御幸が丘、大白碓、小白碓、平、八幡台、柳橋、新井、山中、大わし、藤本、上横場、今泉、谷田部、上萱丸、下萱丸、中野、花島新田、西栗山、片田、飯田、古館、根崎、境松、境田、緑が丘、東丸山、羽成、観音台1丁目、観音台2丁目、観音台3丁目、谷田部字鷹野原、谷田部荳崎町房内飛地、上河原崎元宮本、上河原崎元中北、上河原崎下河原崎入会地、高良田元上新田、高良田元下新田、台町1丁目、台町2丁目、台町3丁目、みどりの1丁目、みどりの2丁目、みどりの中央、みどりの東、みどりの南
荳崎	小荳、下岩崎、庄兵衛新田、上岩崎、房内、若栗、菅間、樋の沢、大井、高崎、天寶喜、牧園、宝陽台、城山、佐貫町、池の台、田宮、桜が丘、松の里、西の沢、森の里、若葉、あしび野、高見原1丁目、高見原2丁目、高見原3丁目、高見原4丁目、高見原5丁目、富士見台、自由ヶ丘、梅ヶ丘、駒込、小山、荳崎、大舟戸、細見、泊崎、九万坪、六斗、明神、稲荷原、中山、西大井、池向

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題（概要）

1 統計から見た本市の現状

項目	現状	課題
人口・高齢者人口	総人口は令和2年 240,383 人から令和7年 261,771 人に増加。高齢者人口は 46,613 人から 50,503 人に増加。	高齢化率は全国・県より低い一方、高齢者数そのものは増加傾向にあり、介護予防、生活支援、介護サービス需要増加への備えが必要となる。
前期・後期高齢者	令和5年に後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回り、令和7年は後期高齢者が 27,221 人、前期高齢者が 23,282 人。	医療・介護ニーズの高い後期高齢者の増加を念頭に、在宅医療・介護連携、認知症支援、移動支援、家族介護者支援の強化が必要。
高齢者世帯	高齢者単身世帯は令和2年 9,561 世帯から令和7年 12,125 世帯へ、2,564 世帯増加。高齢者夫婦世帯も 9,647 世帯へ増加。	身寄りのない高齢者等の増加に対応するため、見守り、権利擁護の推進に加え、住まい・居住支援の強化が必要。
将来人口	総人口は令和16年まで増加し、令和17年以降緩やかに減少。令和22年の高齢者人口は 62,274 人、高齢化率 22.6%の見込み。	第10期計画期間中のみでなく、2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保を念頭に、介護人材確保、生産性向上の推進が必要。
要支援・要介護認定者	認定者数は令和2年 7,806 人から令和7年 8,485 人へ 679 人増加。推計では令和22年 11,135 人の見込み。	介護予防・重度化防止とともに、必要なサービス量の確保、給付適正化、制度運営の安定化が必要。
認知症高齢者	認知症自立度Ⅱ以上は令和7年 4,757 人。九州大学研究班の有病率に基づく推計では令和22年に認知症高齢者 7,142 人、MCI 高齢者 8,726 人の見込み。	認知症施策推進計画を内包し、相談、早期対応、家族支援、見守り、社会参加、若年性認知症支援を総合的に推進することが必要。
圏域差	高齢化率は筑波 39.58%、荃崎 37.83%が高く、谷田部東 13.31%が低い。高齢者数の将来推計は桜、谷田部東、谷田部西で増加傾向。筑波、荃崎は減少傾向。	高齢化の進んだ圏域と人口増加圏域の双方に対応し、圏域別のリスク・資源・需要を踏まえた施策の展開が必要。

2 生活機能リスクから見た課題

リスク項目	市内全体	最も高い圏域	課題
運動器	10.3%	大穂 15.1%	転倒予防、筋力・移動能力の維持、圏域別の介護予防プログラムの推進が必要。
閉じこもり	14.6%	筑波 22.3%	通いの場、移動支援、見守りを一体的に推進し、閉じこもりの防止が必要。
転倒	31.5%	大穂 36.5%	年齢にかかわらず一定のリスクがあり、早期からの普及啓発が必要。
口腔機能	24.7%	筑波 32.3%	低栄養、フレイル、社会参加低下との関連を意識した口腔・栄養支援が必要。

リスク項目	市内全体	最も高い圏域	課題
認知機能	43.8%	豊里 50.8%	認知症の早期相談、正しい理解、見守り支援の充実が必要。
うつ	41.9%	筑波 47.0%	生きがいの創出と社会参加の一体的な推進が必要。
知的能動性	3点以下：48.9% 2点以下：17.5%	3点以下：豊里 54.7% 2点以下：豊里 22.2%	学習や情報への関心を高めるとともに、必要な情報にアクセスしやすくする工夫が必要。
社会的役割	3点以下：63.1% 2点以下：32.1%	3点以下：谷田部東 69.1% 2点以下：大穂 33.6%	地域活動への参加だけでなく、役割を持てる場づくりが必要。

3 アンケート結果から見た課題

分野	主な結果	課題
相談支援	地域包括支援センターを「全く知らない」は、ニーズ調査 28.9%、在宅介護実態調査 16.8%。	包括的な相談支援、重層的支援体制整備、広報紙・回覧板・支援関係者を通じた周知の強化が必要。
在宅医療・介護連携	人生会議（ACP）を「言葉も内容も知らない」はニーズ調査 70.3%、在宅介護実態調査 65.7%。一方、自宅での生活希望はニーズ調査 45.0%、在宅介護実態調査本人 60.5%。	人生会議（ACP）の普及、医療・介護連携、ICT 活用推進が必要。
認知症支援	認知症相談窓口を知らない割合 66.7%。重点を置くべきことは相談窓口体制の充実 60.4%、早期発見・早期診断 55.8%、家族負担軽減 55.4%。	認知症施策推進計画として相談、早期対応、本人・家族支援、見守り、社会参加、若年性認知症支援の一体的な推進が必要。
生きがい・介護予防	趣味が思いつかない 21.2%、生きがいと思いつかない 32.4%、日常的孤独を感じる 25.6%。	フレイル予防、口腔・栄養、通いの場、傾聴ボランティア、就労支援の一体的な推進が必要。
社会参加・地域活動	地域づくり活動に参加者として「参加したい・してもよい」は 61.0%、企画・運営では「参加したくない」が 49.8%。	地域活動の担い手づくりにつなげる伴走支援と情報発信の強化が必要。
外出・移送支援	今後必要な支援として移送サービスはニーズ調査 24.3%、在宅介護実態調査 25.8%。外出控えの理由は足腰の痛み 43.2%、交通手段がない 17.6%。	タクシー助成、福祉有償運送、訪問型サービス D の推進による移動支援の強化及び買物支援、通いの場による外出促進が必要。
介護者支援	主介護者の 74.7%が何らかの負担を感じ、困りごととは精神的疲労 39.1%、肉体的疲労 26.2%。介護継続に必要な支援は緊急ショートステイ 47.2%。	相談窓口、オレンジカフェ（認知症カフェ）、介護教室の参加促進とサービス利用に関する情報提供の充実が必要。
介護サービス・人材	介護支援専門員が不足を感じるサービスは訪問介護 52.6%が最多。	訪問型サービス B や、介護支援ボランティア制度による担い手の活用促進や介護職の魅力発信などによる介護人材確保及び生産性向上の推進が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第9期計画の基本理念を継承し、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進を通じて、高齢者本人と介護者の双方が安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

**高齢者と介護者が生きがいを持ち、
住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるまちづくり**

2 基本視点

基本視点	内容
I「高齢者」の生きる力を支えます	高齢者一人ひとりの尊厳と意思を尊重し、包括的な相談支援や権利擁護、認知症施策、健康づくり、介護予防、社会参加、住まいの確保などを総合的に推進することで、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう支援します。
II「介護者」の介護する力を支えます	家族介護者への支援や相談支援、在宅医療・介護連携の充実を図るとともに、介護サービス提供体制の確保、介護人材の確保・定着、介護現場の生産性向上、介護保険制度の適正な運営を推進し、介護者が安心して介護を続けられる環境を整備します。
III「地域」で高齢者の生活を支えます	地域包括支援センターを中核として、地域住民、保健・医療・介護・福祉関係者、事業者など多様な主体が連携し、重層的支援体制整備事業とも連携を図りながら、見守り、生活支援、移動支援、住まい、防災などを推進し、地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現を目指します。

3 基本目標と基本施策

No.	基本目標	基本施策
1	地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進	1. 包括的な支援体制の充実と多職種連携の推進 2. 情報提供とデジタル活用支援の推進 3. 認知症施策の総合的な推進（認知症施策推進計画） 4. 権利擁護の推進
2	健康づくり・介護予防・社会参加の推進	1. 健康づくりの推進 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 3. 社会参加と生きがいづくりの推進
3	安心して暮らし続けられる生活環境の整備	1. 在宅生活・見守り支援の充実 2. 家族介護者支援の充実 3. 移動支援・買物支援の充実 4. 住まいの確保と居住支援の充実（高齢者居住安定確保計画） 5. 災害対策の推進
4	持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営	1. 介護サービス提供体制の確保 2. 介護人材の確保と介護現場の生産性向上 3. 介護サービスの質の向上と給付適正化 4. 介護保険制度の適正運営と負担への配慮

第2部 各論

第1章 地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の推進

1 施策の方向性

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスの充実だけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化させるとともに、地域住民や関係機関、多様な主体が支え合う地域共生社会の実現を進めていくことが重要です。

本市では、地域包括支援センターを中核として、総合相談支援、権利擁護、在宅医療・介護連携、認知症施策などを推進するとともに、地域ケア会議や生活支援体制整備事業などを通じて、地域課題の把握や支え合いの体制づくりに取り組み、高齢者一人ひとりの状況に応じた包括的な支援体制の充実を図ってきました。

一方、高齢化の進展や単身高齢者、高齢者のみの世帯の増加、家族形態や地域社会の変化に伴い、高齢者を取り巻く課題は複雑化・複合化しています。特に、身寄りのない高齢者や家族等による支援を受けることが困難な高齢者の増加により、日常生活上の支援や権利擁護、意思決定支援などの必要性が高まっています。また、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても本人の意思決定が尊重され、その人らしい暮らしを継続できるよう、本人の意思決定支援を推進するとともに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる地域づくりが一層重要となっています。同時に、制度やサービスを必要としていても、情報が十分に届かず、必要な支援につながらないケースも見られます。

このような状況を踏まえ、第10期では、地域包括支援センターを中核とした包括的な相談支援体制を充実するとともに、重層的支援体制整備事業との連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法及び認知症施策推進計画を踏まえ、認知症の本人や家族への支援、認知症への理解促進、社会参加の推進などを総合的に進めるとともに、本人の意思決定支援を推進し、認知症になっても希望を持って安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。あわせて、身寄りのない高齢者を含め、支援を必要とする高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携や権利擁護の充実を図り、必要な人が必要な支援につながる地域包括ケアシステムの深化を目指します。

関連する主な現状・課題

- 地域包括支援センターを全く知らない層が一定数存在する。
- 人生会議（ACP）の認知度が十分ではない。
- 介護支援専門員と医師との連携機会の不足が課題となっている。
- 認知症相談窓口の認知度が十分ではない。
- 認知症の人の家族の精神的・身体的負担が大きい。
- 認知症高齢者数の増加が見込まれる。
- 高齢者単身世帯の増加により、見守り・権利擁護・身寄りのない高齢者等への支援が重要となる。

2 基本施策

(1) 包括的な支援体制の充実と多職種連携の推進

高齢化の進展や単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加に伴い、高齢者が抱える課題は多様化・複雑化しています。また、医療と介護の双方を必要とする高齢者の増加や家族形態、地域とのつながりの変化により、従来の制度や支援だけでは対応が困難な事例も増加することが見込まれます。このため、地域包括支援センターを中核として、総合相談支援や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を一体的に推進するとともに、地域ケア会議や生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業を通じて、分野横断的な支援体制の充実を図ります。また、保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携し、切れ目のない在宅医療・介護提供体制を整備するとともに、本人の意思を尊重した医療・介護の実現を目指します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	地域包括支援センターの運営	市民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するための中核的な機関として、市では、日常生活圏域ごとに7か所、市直営1か所、計8か所の地域包括支援センターを設置し、総合相談を始めとした様々な施策を展開しています。	地域包括支援課
2	総合相談支援事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、地域の高齢者等の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携を強化し、適切な支援を行っています。	地域包括支援課
3	地域ケア会議の充実	保健・医療・介護・福祉等の多職種が協働し、高齢者等の個別課題の解決に向けた協議をして、介護支援専門員等をはじめとするケアチームによる在宅医療・介護連携、自立支援及び介護予防に資するケアマネジメントの実践力を高めます。また、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化するとともに、共有された地域課題の解決のため、つくば市地域ケア会議において検討し、必要な社会資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげます。	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当
4	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括ケアシステムを活用しながら、医療と介護の連携強化に努め、介護支援専門員、主治医をはじめ、地域の様々な関係者が連携・協働することで、保健・医療・介護・福祉・その他の生活支援サービスなどを含め、地域における様々な資源を活用し、途切れることなく、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。 また、高齢者の介護予防ケアマネジメント、要支援認定者の介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを行います。	地域包括支援課
5	重層的支援体制整備事業	高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施している既存の相談支援体制では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築していきます。	地域包括支援課
6	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置をすることで、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進します。地域の高齢者の支援ニーズに合った地域資源の開発、ネットワーク構築、マッチングを行うことで、フレイルや認知症になっても本人らしい生活を地域で続けられるような地域の構築を目指します。	地域包括支援課
7	地域見守りネットワーク事業	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、「ふれあい相談員」や「見守り支援員」と社会福祉協議会が協力し、見守りが必要な方に対し地域で見守ることができる仕組みづくりを進めています。必要に応じて専門機関や行政と連携し、地域の安心を支える活動です。①近隣住民によるさりげない見守り活動、②気になる方への「見守りチームづくり」、③孤立した要援護者の発見と報告、これら3つの役割を柱とし、この活動を支援する地域の組織づくりも同時に推進しています。	社会福祉協議会
8	資金等貸付事業	経済的な困窮を含めた深刻な生活課題に関しては、地域包括支援センターなどとの連携のもとに、社会福祉協議会の資金貸付事業等（生活福祉資金・小口資金貸付・生活困窮援助物資支給）により、要件に該当する世帯へ支援を行います。	社会福祉協議会
9	在宅医療・介護連携の推進	高齢者が住み慣れた地域で必要な医療サービス及び介護サービスを一体的に受けられることで、安心して在宅生活を続けられるように、医療及び介護に係る関係機関の調整並びに連携の強化を図り、在宅医療・介護連携を推進します。	地域包括支援課

（２）情報提供とデジタル活用支援の推進

高齢者等が安心して地域で暮らし続けるためには、必要な時に適切な制度やサービスを利用できることが重要です。しかし、制度やサービスに関する情報にアクセスできない、相談先が分からない、デジタル機器の利用が困難である等の理由で必要な支援につながらないケースも見られます。市ホームページや広報紙、パンフレットなどによる情報発信に加え、出前講座やスマートフォン講座など多様な手法を活用し、高齢者一人ひとりの状況に応じて必要な支援へ円滑につなげていきます。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	市民に対する情報提供	市民に対して、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険全般に関するわかりやすい情報の提供を市広報紙や市ウェブサイトを通じて周知しています。	介護保険課 高齢福祉課 地域包括支援課
2	出前講座	地域の住民グループの要請に応じて集会場や地域交流センターなど地域に出向き、希望に沿った介護や福祉に関する講話や介護保険制度の説明等を行うことにより、介護や福祉等への関心を高め、地域福祉活動のきっかけをつくります。 また、市民に対する普及啓発を行うとともに、地域で行われている福祉活動への支援を図っています。	介護保険課 地域包括支援課
3	高齢者向けスマホ講座	スマートフォンを十分に使いこなせていない、またはスマートフォンを所持していない高齢者向けに、デジタルサービスの恩恵を享受することができるようスマートフォン活用支援の講座を実施します。	デジタル政策課

（３）認知症施策の総合的な推進（認知症施策推進計画）

高齢化の進展に伴い、今後も認知症の人や軽度認知障害（MCI）の人が増加することが見込まれます。認知症は誰もがなり得るものであり、本人や家族だけの問題ではなく、地域社会全体で支えていくことが求められています。令和６年に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現が基本理念として掲げられています。本市では、高齢者福祉計画に基づき認知症施策を推進してきましたが、今後は認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症の本人の視点や家族の想いをより重視し、地域全体で支える体制を一層強化することが求められます。

認知症の人や家族を対象にしたアンケート調査では、「住み慣れた地域でつながりを持ち、自分らしく暮らしたい」という声が寄せられました。市では、この当事者の皆様の思いを受け止め、「理解促進」、「早期相談」、「居場所と社会参加」、「家族支援」の４つを重点目標に掲げます。

こうした背景を踏まえ、市における認知症施策を総合的・計画的に推進するため、認知症施策推進計画を策定し、認知症になっても地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進していきます。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成講座を地域や職域、学校などで開催し、認知症についての理解を広めていきます。 特に若い世代や地域の企業等に向けて講座を実施し、講座を受講した方が実際に地域での活動に結びつくよう、認知症ステップアップ講座の受講やサポーターが活躍できる場も提供していきます。 また、認知症サポーターがチームを組み、認知症の人を支援するチームオレンジの活動も支援していきます。	地域包括支援課
2	チームオレンジの整備	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症サポーターや地域住民、関連機関等が連携するチームオレンジの活動を推進します。認知症になっても通い続けられる交流の場や、社会参加の機会の充実を図るとともに、本人の希望や能力を生かした地域活動への参加を支援していきます。	地域包括支援課
3	認知症初期集中支援チームによる支援の推進	複数の専門職（認知症初期集中支援チーム）が、認知症が疑われる人や生活上の困難を抱えている認知症高齢者及びその家族の自宅を訪問し、生活状況の観察・評価を行い、おおむね6か月以内を目安に本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートを行います。	地域包括支援課
4	認知症地域支援推進員の配置	認知症になっても安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・介護・福祉などの関係機関との連携体制を構築するとともに、相談支援や認知症に関する普及啓発、認知症カフェや本人・家族ミーティングなどの地域活動を支援し、地域住民、関係機関と協働しながら、認知症になっても希望を持ち自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進します。	地域包括支援課
5	認知症ケアパスの普及啓発	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当
6	オレンジカフェ（認知症カフェ）の充実	認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催しています。 レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人の認知症理解のための啓発などを行います。	地域包括支援課
7	認知症本人・家族交流会（本人ミーティング・家族ミーティング）の開催	本人交流会では、認知症本人が安心して思いや希望を語り、互いに交流できる本人発信の場として、家族交流会では、介護に関する悩みや不安等を家族同士で共有し、介護者の精神的負担軽減や孤立防止に繋げています。認知症疾患医療センターと連携し、支援体制の充実を図っていきます。	地域包括支援課
8	認知症高齢者等SOSネットワーク事業	行方不明の恐れのある認知症高齢者等を事前登録し、行方不明となった場合に、早期に発見できるよう認知症支援メールの登録者や協力事業所に情報発信を行う支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を行います。	地域包括支援課
9	おでかけ見守りシールの配布	認知症等の人の衣服等に貼るQRコード付き見守りシールを交付することにより、行方不明となったときに発見者と家族が早期に連絡を取れる体制をつくります。	地域包括支援課
10	認知症高齢者等個人賠償責任保険	認知症高齢者等やその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、認知症やその疑いがある人が、日常生活での偶発的な事故などにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その賠償金を保険で補償します。	地域包括支援課
11	若年性認知症の支援	認知症の本人や家族が適切な支援につながるよう、認知症疾患医療センターと連携し、本人や、家族の状況に応じた相談支援や、情報提供を行うなど、支援体制の充実に取り組みます。また、自らの希望や必要としていることを語り合う場の整備を行い、認知症当事者の発信支援を行っています。	地域包括支援課

（４）権利擁護の推進

認知症や加齢等により判断能力が低下する高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者等の増加により、権利擁護に関する支援の必要性は今後さらに高まることが予想されます。高齢者虐待の防止や早期対応、消費者被害防止、成年後見制度の利用支援に取り組むとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関が連携し、権利擁護を必要とする人を適切な支援へつなげられる体制づくりを推進します。また、身寄りのない高齢者など、様々な生活課題を抱える高齢者についても、本人の意思を尊重しながら、必要な支援へつなげる体制の充実を図ります。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	高齢者虐待の防止	高齢者虐待の対応では、通報・相談機関として位置づけられ、関係者のネットワークを構築して虐待発生の防止、被虐待者の保護、養護者への支援など問題解決に向けた取組を図っています。	地域包括支援課 介護保険課
2	高齢者の消費者トラブルの防止	高齢者の消費者トラブルを防止するために、消費生活センターと連携し情報発信、相談業務を行います。	地域包括支援課
3	成年後見制度の利用促進	認知症や精神障害、知的障害等で判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域での安心した生活が続けられるように、財産管理や障害福祉・介護サービスの契約等を行います。また、関係機関と連携し、本人の意思決定支援を念頭に置いた必要な権利擁護支援を行っていきます。	地域包括支援課 障害者地域支援室
4	養護老人ホーム入所措置	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者で、入所の判定が妥当であると認められた場合に、養護老人ホームへの入所手続きを進めています。	高齢福祉課
5	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等とそれに伴う日常的金銭管理を支援するものです。 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）で、なおかつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方が対象となります。 茨城県社協からの委託事業となっており、三者契約（本人、茨城県社協、つくば市社協）となります。	社会福祉協議会

第2章 健康づくり・介護予防・社会参加の推進

1 施策の方向性

高齢者等が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくりや介護予防に主体的に取り組み、生きがいを持って社会参加できる環境を整えることが重要です。また、介護予防は、運動、栄養、口腔機能、認知機能など心身の健康づくりに加え、就労や地域活動、ボランティア活動などへの参加を通じて、人とのつながりや地域における役割を持ち続けることが重要となります。

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進するとともに、地域における通いの場の充実、就労やボランティア活動への参加促進など、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援してきました。一方で、高齢化の進展や生活様式の変化により、閉じこもりや社会的孤立、フレイルの進行が課題となっており、地域ごとに高齢化の状況や社会資源などにも違いが見られます。

第10期では、高齢者一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた介護予防を推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をさらに推進し、健康寿命の延伸と重症化予防に取り組みます。また、日常生活圏域ごとの課題や地域資源を踏まえ、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、関係機関等と連携しながら、住民主体による通いの場や健康づくり活動、支え合い活動の充実を図り、多様な主体が参画する地域づくりを推進します。さらに、高齢者が身近な地域で気軽に健康づくりや交流活動に参加できる環境を整備し、就労やボランティア活動など多様な社会参加の機会を充実させることで、人とのつながりや役割を持ち続け、健康で生きがいを持って暮らし続けられる地域づくりを推進します。

関連する主な現状・課題

- ・ 社会的役割、知的能動性、うつ、認知機能などのリスクが高い。
- ・ 趣味・生きがいが見つからない高齢者、孤独感を感じる高齢者が一定数存在する。
- ・ 地域活動への参加意向はあるが、企画・運営の担い手希望者が少ない。

2 基本施策

(1) 健康づくりの推進

健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病の重症化予防だけでなく、運動、栄養、社会参加等によるフレイル予防など、高齢者の特性を踏まえた健康づくりを推進することが重要です。

本市では、医療・介護データを活用しながら、保健師、管理栄養士等の専門職による支援の充実をはかるとともに、出前健康教室や運動教室等においてフレイル予防対策を実施することにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進します。また、健康教育や健康相談、フレイル予防相談などを通じて、高齢者が主体的に健康づくりに取り組める環境の整備を促進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	健康診査事業	生活習慣病の予防や疾患の早期発見を目的とし、特定健康診査対象者の40歳以上国保加入者と後期高齢者医療保険加入者に対し個人案内をし、集団健診と医療機関健診を実施します。未受診者へ受診勧奨を行い、受診率向上を図ります。	健康増進課
2	健康相談事業	生活習慣病の予防や健康増進を図る目的で、保健師や管理栄養士が年間を通じ、健診結果の見方や食事や運動等に関する相談を個別に実施します。	健康増進課
3	フレイル予防相談事業	市民の健康増進のため、壮年期から、フレイル予防に重点をおいた啓発や教育、気づきのための相談を実施します。	健康増進課
4	栄養改善事業	低栄養予防を目的に65歳以上の市民を対象にした調理講習会及び栄養講話を実施します。保健センター、地域交流センター等を会場として各地域で開催します。	健康増進課
5	生活習慣病等の重症化予防に関わる相談・指導(75歳以上)	75歳以上の高齢者の疾病の発症と重症化を予防することを目的に、集団健診や医療機関健診及び人間ドックを受診した結果、検査高値者(血糖・血圧)や腎機能不良未受診者、治療中断者(糖尿病・高血圧)に対して、健康相談を実施し、健診や医療機関等の受診勧奨を行います。	健康増進課

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう支援するとともに、高齢者が地域で主体的に介護予防に取り組める環境を整備するための重要な事業です。

高齢化の進展に伴い、介護予防の対象となる高齢者は今後さらに増加することが見込まれます。一方で、高齢者の生活機能や生活課題は多様化しており、一律のサービス提供ではなく、一人ひとりの状態や生活環境に応じた支援が求められています。また、介護予防はサービスを利用するだけでなく、高齢者自身が人とのつながりや役割を持ちながら主体的に取り組むことが重要です。

本市では、サービス・活動事業において、訪問型サービスや通所型サービスの充実を図り、自立した生活の維持・継続を支援します。また、住民主体による生活支援を行うサービス・活動Bや移動支援を行うサービス・活動Dの実施を推進し、多様な生活課題に対応できるサービス提供体制の充実を図ります。あわせて、一般介護予防事業においては、高齢者が身近な地域で継続的に介護予防に取り組めるよう、住民主体による通いの場や健康づくり活動、地域活動の充実を図るとともに、リハビリテーション専門職等による支援を通じて自立支援・重度化防止を推進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	基準緩和型訪問サービス	介護サービス全体の人材確保につながる仕組みとして、生活援助のみに従事可能な新たな担い手を活用した基準緩和型訪問サービスについて、必要に応じて事業所指定を行います。	介護保険課
2	訪問型サービスB	高齢者の日常生活を支援するため、住民団体等が主体となって、掃除や洗濯、調理等の身体介護を伴わない生活援助を行う訪問型サービスです。市では令和8年度から補助金を交付し、その活動団体を支援しています。サービス内容や補助事業を広く周知し、団体の設立や継続的な活動を支援していきます。	高齢福祉課
3	訪問型短期集中予防サービスC	保健・医療の専門職によって、心身の状況に応じた個別計画に基づいた運動指導を短期集中的に行うことで、生活機能や日常生活動作の維持・改善を行い、地域での活動や自立につなげる仕組みを構築します。	地域包括支援課
4	訪問型サービスD	住民団体等が主体となり、買物、病院、通いの場等への送迎及び送迎に係る乗車又は降車の介助を行うサービスです。 市では令和8年度から補助金を交付し、その活動団体を支援しています。サービス内容や補助事業を広く周知し、団体の設立や継続的な活動を支援していきます。	高齢福祉課
5	基準緩和型通所サービス	早期に通所介護が利用できる仕組みを構築することで、フレイルを予防して健康寿命を長くし、利用者の社会参加の促進及び生活機能の維持または向上を目指します。	介護保険課
6	介護予防実態把握訪問	KDBシステムから対象者を抽出し、閉じこもりや生活能力低下、認知機能低下、社会性の低下、医療等で関わり支援が必要な対象者へ訪問等を実施し介護予防につなげます。	地域包括支援課
7	いきいき・元気はつらつ運動教室事業	中高齢者が長期に自立した生活を営むことができるよう、自らの健康について振り返り運動の習慣を身に付けるように支援します。フレイル対策として、転倒や閉じこもり等を予防し、いきいきとした生活が送れるように、年齢と強度を分けた運動指導や健康講話、体力測定、栄養指導等を実施します。	健康増進課
8	運動活動グループ支援事業	高齢者が継続的に運動できる場として、健康増進課介護予防事業を経て発足した運動団体と介護予防を目的として発足した20名以上の団体を対象に、運動環境の支援として、備品の貸出や体力測定の実施、募集広報活動の協力等を行います。	健康増進課

No.	取組名	概要	担当
9	こころとからだの健康教室	講話や実践を通して高齢者の閉じこもり予防や健康増進を図り、自立した日常生活が継続できるよう支援を行います。	地域包括支援課
10	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。団体数は増加していますが、活動地域に偏りがあるので、団体数の少ない地域を重点的に、高齢者の通いの場の確保を支援していきます。	高齢福祉課
11	傾聴ボランティア事業	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。 多くの高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。	地域包括支援課
12	介護支援ボランティア事業	高齢者が介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進します。ボランティア登録できる人は市内に住所を有する65歳以上の高齢者となります。介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、ポイントを換金した交付金を交付します。	高齢福祉課
13	出前健康教室事業	高齢者になっても住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるように、近くの集会所等に出向く出前健康教室を行います。出前健康教室には、シルバーリハビリ体操指導士によるシルバーリハビリ出前体操教室とインストラクターやリハビリ専門職等による運動等の様々なメニューがある健康体操教室があります。	健康増進課
14	地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といった、リハビリテーション専門職が、住民や介護職員等への介護予防及び重症化予防に関する技術的助言、ケアマネジメント支援を行います。	地域包括支援課

(3) 社会参加と生きがいの推進

高齢者の生活様式や価値観が多様化する中で、地域活動への参加の仕方も多様になっています。また、退職や家族構成の変化などをきっかけに地域とのつながりが希薄になり、外出機会や交流機会が減少することで、社会的孤立や閉じこもりにつながる場合があります。そのため、高齢者一人ひとりの興味や生活スタイルに応じて参加できる多様な活動機会を確保するとともに、誰もが無理なく地域と関わり続けられる環境づくりを進める必要があります。さらに、高齢者を「支えられる側」としてだけではなく、「地域を支える担い手」として活躍できる環境づくりを進めていくことも重要です。

本市では、ボランティア活動や就労など、高齢者の希望や能力に応じた活動への参加を支

援するとともに、高齢者が地域の担い手として活躍できる環境づくりを推進します。また、介護支援ボランティア事業などを通じて、高齢者の社会参加と介護予防を一体的に推進するとともに、世代間交流や地域コミュニティの活性化を図ります。さらに、地域活動に参加するきっかけづくりや情報提供を充実し、高齢者が地域社会とのつながりを持ち、生きがいを感じながら暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会の充実を図ります。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	高齢者支援センターの運営	高齢者支援センターは、地域の高齢者の相談に応じるとともに、健康の増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供する施設で、市内に4施設あります。講座の開催や入浴施設の運営により、高齢者に生きがいや集いの場を提供し、地域での生活を支援していきます。	高齢福祉課
2	シルバークラブ育成事業	シルバークラブは、おおむね60歳以上の方が自主的に組織・運営し、健康づくりや介護予防、生きがいづくり、地域の支え合い活動などを行う団体です。市では補助金の交付や社会福祉協議会への委託による運営支援を実施し、その活動を支援しています。しかし、会員数やクラブ数の減少、担い手不足などにより、活動の継続が課題となっています。情報発信の充実や若手会員の加入促進により、組織の活性化に向けた支援を実施していきます。	高齢福祉課
3	いきいきサロン	市内在住のおおむね60歳以上の方を対象に社会参加の促進と生きがいづくりのために、高齢者支援センター等4会場で歌、体操、絵手紙制作などの講座を開催しています。また、交通手段がないため参加できない方々を対象に、出前サロンを実施しており、身近な地域でおおむね10名以上集まれば、年2回を限度に利用できます。今後も委託先である社会福祉協議会との連携を図り、サロンの充実に向けて支援していきます。	高齢福祉課
4	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会に地域のサロンとして登録している活動団体に、活動費の助成、保険への加入手続き、機材の貸し出し、情報交換会や研修の開催、情報提供などの支援を行うことにより、地域の関係づくりや閉じこもりの防止など地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざしています。	社会福祉協議会
5	いばらきねんりんスポーツ大会	高齢者に適したスポーツ競技を通じて、健康の保持増進や地域間の交流を深めることを目的として、「いばらきねんりんスポーツ大会」の予選会を開催しています。ゲートボール、パタンク、輪投げ、グラウンドゴルフの種目を実施しています。大会を通じてスポーツを楽しむことを支援し、親睦と交流	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当
		の場を提供できるよう努めます。 円滑な事業運営に向けて、運営委員会等で開催内容を検討するとともに、シルバークラブ活動の活性化を支援していきます。	
6	ボランティア育成・支援・研修事業	ボランティア活動への理解と福祉の心を育むため、ボランティアの育成と福祉教育を推進するための諸事業を実施します。ボランティア相談支援事業では、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談や登録の受付、需給調整を行います。福祉移動教室及び青少年ボランティア体験講座では、小中学校・高校の児童生徒等を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座を開催します。市民ボランティア育成講座では、ボランティア活動の基本となる知識スキルを修得し、自らが活動できるボランティアを養成します。ボランティアネットワーク支援では、ボランティアが交流・情報交換できる場を提供します。高齢者・障害者のためのパソコン相談では、高齢者や障害者を対象として、パソコンの利用に関する様々な相談を受け付ける場を提供します。	福祉政策課
7	シルバー人材センター	高齢者が収入を得るためのほか、生きがいのための就労という観点から、健康的な高齢者が臨時又は短期的な就業の機会を得るための支援をしています。 主な業務は、植栽の維持、駐輪場管理、施設管理、スーパーの商品管理、襖・障子張り、自転車修理、販売事業、子育て支援などです。新規の就業先の開拓に向けて、シルバー人材センターと連携を図りながら支援をしていきます。	高齢福祉課
8	高齢者文化芸術鑑賞助成事業	高齢者の健康の保持増進、社会参加の促進及び生きがいづくりの推進を図るため、市内在住の70歳以上の高齢者に対し、文化芸術振興事業のチケット料金の一部を助成します。つくば文化振興財団と協力連携し、高齢者が利用しやすい内容を検討していきます。	高齢福祉課
9	敬老祝写真贈呈事業	70歳・80歳・90歳・100歳の方を対象に対象事業所で利用できる写真撮影利用券を送付します。 多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者に対し、長寿を祝し敬老の意を表するとともに福祉の増進に寄与することを目的としています。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っています。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当
10	長寿をたたえる事業	今年度 100 歳を迎える方に、老人週間の前後 2 週間以内に、ほう状などを贈呈します。 長寿をたたえるとともに、高齢者を敬愛する意識の啓発を図ることを目的としています。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っています。	高齢福祉課
11	敬老祝金給付事業	77 歳、88 歳、100 歳及び 101 歳以上の方へ敬老祝金を給付することにより、長寿を祝福し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進に寄与することを目的としています。 高齢者が利用しやすい内容となるよう引き続き検討していきます。	高齢福祉課

第3章 安心して暮らし続けられる生活環境の整備

1 施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスや医療だけではなく、日常生活を支える生活支援や見守り、家族介護者への支援、移動手段の確保、住まい、防災対策など、生活全般を支える環境を総合的に整備していくことが重要です。

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加するとともに、地域とのつながりの希薄化や家族構成の変化などにより、日常生活に不安を抱える高齢者や家族介護者が増加することが見込まれます。また、運転免許返納後の移動手段の確保や買物・通院への支援、住まいの確保、災害時の避難支援など、高齢者を取り巻く生活課題は多様化しています。さらに、家族介護者の介護負担の増大や介護離職、介護と仕事・子育てとの両立なども重要な課題となっています。

本市では、在宅福祉サービスや見守り支援、家族介護者への支援、移動支援・買物支援、高齢者居住安定確保計画に基づく居住支援などを推進し、高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んできました。

第10期では、高齢者一人ひとりの生活課題に応じた在宅生活支援の充実を図るとともに、介護者が孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援や情報提供、認知症の本人や家族への支援、介護負担の軽減、介護と仕事の両立に配慮した取組など、家族介護者への支援を充実します。また、運転免許返納後も安心して外出できるよう、地域の多様な主体との連携を図りながら、通院や買物、社会参加を支える移動支援の充実を進め、高齢者の外出機会の確保と社会的孤立の防止につなげます。あわせて、買物支援、住まいの確保、防災対策を総合的に推進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる生活環境の整備を目指します。

関連する主な現状・課題

- 主介護者の精神的・身体的負担が大きい状況がみられる。
- 移送サービス、外出同行、買物支援へのニーズがみられる。
- 高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加により、見守り・生活支援・住まいの確保が重要となる。

2 基本施策

(1) 在宅生活・見守り支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、介護サービスだけでは対応できない日常生活上の困りごとに対する支援や、見守り体制の充実が必要です。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加し、日常生活への支援を要する高齢者は今後も増加することが見込まれます。

本市では、高齢者の日常生活を支えるごみ出し支援や各種在宅福祉サービスに加え、緊急通報システムや配食サービスなどの見守り支援を充実させるとともに、民生委員やボランテ

ィア等、多様な主体との連携を強化し、地域全体で高齢者を見守る体制づくりを推進します。さらに、高齢者一人ひとりの生活状況や心身の状態に応じた適切な支援を行うとともに、支援が必要な高齢者を早期に把握し、必要なサービスや相談支援へ円滑につなげる仕組みの構築を図ります。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢や障害などの理由で、ごみ集積所までのごみ出しが困難な世帯に対し、戸別に生活系ごみの訪問収集を行います。収集の状況によっては安否確認も実施します。対象者だけではなく、民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員等に広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 環境衛生課
2	ねたきり高齢者理美容料助成事業	理容所又は美容院に行けない寝たきりの高齢者が、家で理容又は美容を受ける場合の料金の一部を助成します。助成券は、市に協力を申出している理容所又は美容院で利用できます。在宅の寝たきり高齢者が介護保険外で利用できるサービスとして、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の保健福祉関係者への事業周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
3	在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業	掛布団、毛布、敷布団の各1枚ずつを丸洗い乾燥し、健康維持を図ります。代替りの布団がない場合は、貸し出しも行っています。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
4	在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業	日常生活上、紙おむつ等を使用している在宅の高齢者が、紙おむつと尿取りパッドを購入する際の費用の一部を助成します。助成券は、市に協力を申出している紙おむつ取扱店で利用できます。紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の負担軽減を図ります。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課
5	高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）	75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯が、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（部屋の掃除・窓ふき・電球の交換等）を市に協力を申出している事業所に依頼した際にかかる費用の一部を助成します。対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当
6	あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業	在宅の70歳以上の高齢者に対して、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅうの施術を受ける際、その費用の一部を助成しています。助成券は市に協力を申出している施術所で利用できます。あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与します。今後も継続した広報活動を行っていくほか、施術所と協力し、市民が助成券を使用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。	高齢福祉課
7	高齢者補聴器購入費補助事業	65歳以上の、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満であり、身体障害手帳（聴力障害）の対象にならない方が、補聴器を購入する際、費用の一部を助成しています。補聴器は管理医療機器として認証を受けた物に限り、本体の購入費の2分の1、上限金額30,000円を補助します。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
8	緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等の日常生活での健康不安の解消や、急病等緊急時の迅速かつ適切な対応を図るため、ペンダント型無線発信機や緊急通報機器一式を貸与します。利用できる方は、概ね65歳以上で病弱又は、重度の身体障害のあるひとり暮らしの方、75歳以上のひとり暮らしの方です。高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保することを目的としています。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
9	愛の定期便事業	70歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消を図るため、週に3回まで、乳製品を手渡しで配達します。乳製品は市に協力を申出している事業所が配達します。今後も利用条件や事業周知について検討し、ひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消に寄与していきます。	高齢福祉課
10	宅配食事サービス事業	心身の障害などの理由で、調理や買物が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者向けのお弁当を調理している委託業者が、利用者の希望の曜日に食事を手渡しで配達することにより、安否確認と健康維持を図っています。今後も本事業を必要としているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への周知のため、対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当
11	高齢者台帳調査実施事業	70 歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで生活している高齢者世帯について、健康状況や緊急連絡先などを把握するため、調査を行います。継続可能な調査を実施していくため、事業内容の検討を行っていきます。	高齢福祉課
12	つくば市救急医療情報便ツクツク見守りたい	高齢者・障害者・日常生活で健康に不安を抱えている方が、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員等が迅速な処置を行えるよう、救急時の備えとして、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」を、自宅の冷蔵庫に貼っていただきます。	福祉政策課
13	傾聴ボランティア事業（再掲）	ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。 高齢者の閉じこもり予防の効果を得ることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。	地域包括支援課

（２）家族介護者支援の充実

高齢者が在宅生活を継続するためには、高齢者本人への支援だけでなく、日常的に介護を担う家族介護者への支援が不可欠です。一方で、介護期間の長期化や重度化等により、介護者の身体的・精神的負担は増大しています。また、老老介護や認知介護、仕事と介護の両立など、介護者を取り巻く状況は多様化しており、それぞれの状況に応じた支援が求められています。介護者が一人で介護を抱え込むことなく、必要な相談支援や介護サービスを利用しながら介護を継続できる環境を整備するとともに、介護者自身の健康や生活にも配慮した支援を充実していく必要があります。

本市では、介護者が安心して介護を続けられるよう、相談支援や情報提供の充実を図るとともに、介護保険サービスや支援制度の適切な利用を促進します。また、介護者同士が交流できる機会の創出や認知症の人を介護する家族への支援を充実し、介護負担の軽減を図ります。さらに、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携し、家族介護者の状況に応じた支援体制の充実を進めます。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	介護教室	①家族介護のための講座 介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。 ① 若年層（小学生）向け講座 加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当
2	総合相談支援事業（再掲）	高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携を強化し、適切な支援を行っています。	地域包括支援課
3	認知症ケアパスの普及啓発（再掲）	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。	地域包括支援課
4	オレンジカフェ（認知症カフェ）の充実（再掲）	認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催されています。レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人々の認知症理解のための啓発などを行います。	地域包括支援課
5	認知症本人・家族交流会（本人ミーティング・家族ミーティング）の開催（再掲）	本人交流会では、認知症本人が安心して思いや希望を語り、互いに交流できる本人発信の場として、家族交流会では、介護に関する悩みや不安等を家族同士で共有し、介護者の精神的負担軽減や孤立防止に繋げている。認知症疾患医療センターと連携し、支援体制の充実を図っていきます。	地域包括支援課
6	認知症高齢者等SOSネットワーク事業（再掲）	行方不明の恐れのある認知症高齢者等を事前登録し、行方不明となった場合に、早期に発見できるよう認知症支援メールの登録者や協力事業所に情報発信を行う支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を行います。	地域包括支援課
7	おでかけ見守りシールの配布（再掲）	認知症等の人の衣服等に貼るQRコード付き見守りシールを交付することにより、行方不明となったときに発見者と家族が早期に連絡を取れる体制をつくります。	地域包括支援課
8	認知症高齢者等個人賠償責任保険（再掲）	認知症高齢者等やその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、認知症やその疑いがある人が、日常生活での偶発的な事故などにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その賠償金を保険で補償します。	地域包括支援課
9	介護事業所等関係者に対する情報提供	在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケア	地域包括支援課

No.	取組名	概要	担当
	(再掲)	マネジャー連絡会等を通して行います。	

(3) 移動支援・買物支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、医療機関への通院や日用品の買物、地域活動への参加など、日常生活に必要な移動手段を確保することが重要です。本市では地域によって自家用車に依存した生活を送る高齢者も少なくありません。そのため、加齢による身体機能の低下や運転免許の自主返納などにより、自ら移動することが難しくなると、通院や買物など日常生活に支障を来すだけでなく、外出機会の減少や社会的孤立、フレイルの進行につながるおそれがあります。また、地域によって交通環境や生活環境は異なることから、一律の支援ではなく、地域の実情に応じた多様な移動支援・買物支援を検討していく必要があります。

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域の実情や高齢者一人ひとりの状況に応じた移動支援・買物支援を推進します。高齢者タクシー運賃助成事業や福祉有償運送など、既存の移動支援制度の適切な運用を図るとともに、担い手の育成を強化し、多様な主体による移動手段の確保に取り組みます。また、買物支援や地域における支え合い活動を推進するとともに、外出機会の確保を通じて、高齢者の社会参加や介護予防にもつながる環境づくりを推進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	高齢者タクシー運賃助成事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、または70歳以上の高齢者世帯、または市民税非課税世帯に属する70歳以上、80歳以上の高齢者に対して、外出するためのタクシー運賃の一部を助成します。利用券は、市に協力を申し出ている事業所のタクシーを利用した時に使用できます。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っています。	高齢福祉課
2	福祉有償運送事業	NPO法人等が、一人で公共交通機関等を利用することが困難な障害者や高齢者を対象に行う有償移送サービスです。 市内には福祉有償運送事業者が5団体あります。 つくば市福祉有償運送運営協議会では新規登録や更新登録等重要事項の決定や福祉有償運送の必要性や安全の確保、サービス内容を含めた事項について協議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。 事業者が継続して運営できるよう引き続き支援を行うとともに、今後の運営支援について検討していきます。	高齢福祉課 障害者地域支援室

No.	取組名	概要	担当
3	高齢者移動支援担い手育成事業	既存の福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援をするほか、移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始めるための一助とするため、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催します。事業や福祉有償運送、ボランティア輸送を広く周知し、団体の活動を支援していきます。	高齢福祉課
4	高齢者運賃割引証の交付	65歳以上のつくば市民を対象に、高齢者運賃割引証を交付し、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行っています。	総合交通政策課
5	高齢者運転免許自主返納支援事業	高齢者の交通事故防止対策として、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に「つくバス乗車券」または「PASMOカード」を交付し、運転免許返納の促進を図っています。	防犯交通安全課
6	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業	自動車に代わる移動手段の確保、高齢者の社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、市の交通安全講習会を受けた65歳以上の方に電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行います。事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っています。	高齢福祉課
7	つくば市高齢者等買物支援事業	身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対して、見守り等を行いながら移動販売事業を行います。	高齢福祉課
8	訪問型サービスD（再掲）	住民団体等が主体となり、買物、病院、通いの場等への送迎及び送迎に係る乗車又は降車の介助を行うサービスです。市では令和8年度から補助金を交付し、その活動団体を支援しています。 サービス内容や補助事業を広く周知し、団体の設立や継続的な活動を支援していきます。	高齢福祉課

（４）住まいの確保と居住支援の充実（高齢者居住安定確保計画）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて、安全で安心して暮らせる住まいを確保するとともに、住まいと生活支援、介護、医療が一体となって支えられる環境を整備することが重要です。近年では、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、家族構成の変化などにより、住まいに関する課題は多様化しています。また、身体機能や認知機能の低下により、住み慣れた住宅での生活が困難となる場合や、身寄りがいないことや保証人の確保が難しいことなどを理由に、住宅確保に不安を抱える高齢者も増加しています。

本市では、居住支援協議会の体制整備に向け関係機関との連携を強化するとともに、住宅

確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）などの居住支援に関する情報提供や活用促進に努めます。さらに、高齢者一人ひとりの状況に応じて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等を含めた多様な住まいの選択肢について適切な情報提供と相談支援を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる居住環境の整備を推進します。また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく高齢者居住安定確保計画を本計画と一体的に策定し、住まいの確保と居住支援を総合的に推進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	有料老人ホームの供給と適正化	有料老人ホームの市民ニーズを把握し、ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。運営事業者は、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。また、高齢者への市内の有料老人ホームの情報提供も推進します。 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項の運用 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内有料老人ホームの情報提供 ・運営実態把握のための立入検査	介護保険課
2	サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化	有料老人ホームの供給と同様に、市民ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。住宅運営事業者は、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項」及び「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、住宅の安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項の運用 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ・運営実態把握のための立入検査	介護保険課 住宅政策課
3	高齢者への市営住宅の供給	真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、市営住宅抽選時の優遇措置などにより、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。 高齢者単身世帯の増加に備えるため、建替えなどの際に、2DK以下の住宅を整備することを検討します。	住宅政策課

No.	取組名	概要	担当
4	つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部と協定を締結し、高齢者のみの世帯など、住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。	住宅政策課
5	住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供	高齢者が所有する住宅資産を活用し、希望する高齢者向け住宅等に住み替えるために、一般社団法人移住・住み替え支援機構によるマイホーム借上げ制度や独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度の情報提供を行います。	住宅政策課
6	居住支援団体等の情報提供	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、茨城県の審査を経て登録された民間の居住支援法人やセーフティネット住宅の情報を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者が適切な住宅の選択ができるように支援します。	住宅政策課
7	住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進	高齢者が安心して快適な生活を営むことができるよう、自宅で居住する高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための住宅改修を促進します。 高齢者と日々接している介護・福祉・保健医療の専門家（ケアマネジャー等）と、住宅改修の内容を相談し、改修費用の金銭的負担の軽減を行います。	介護保険課
8	市営住宅のバリアフリー化	既存の市営住宅の大規模改修にあたっては、手すりの設置、屋内の段差解消等の配慮に努め、そのほか個別ニーズに対応した改修によりバリアフリー化を推進します。 市営住宅の建替えを検討する場合は、高齢者等へ配慮した構造、間取り等とし市営住宅に相応しい住宅とします。	住宅政策課

（５）災害対策の推進

近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発・激甚化しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、平時から災害に備えることが重要となっています。高齢者は、加齢による身体機能や認知機能の低下などにより、災害時の避難や避難生活に配慮が必要となる場合があります。特に、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、自力で避難することが困難な高齢者への支援体制の充実が求められています。

本市では、災害時に配慮が必要な高齢者が必要な支援を受けられるよう、つくば市避難行動要支援者制度の適切な運用を推進するとともに、地域住民や関係機関が連携した避難支援体制の充実を図ります。また、福祉避難所の受入れ体制を充実するとともに、平時から関係機関との連携を強化し、高齢者が安心して暮らし続けられる地域防災体制の構築を推進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	耐震改修の促進	耐震性の低い住宅では、地震による被害が大きくなり、生命が脅かされる危険性が高くなります。 高齢者の生命、財産を守るために、木造住宅耐震診断士の派遣や木造住宅耐震改修費補助により昭和 56 年以前に建築された旧耐震基準による住宅を主な対象として耐震改修の促進を図ります。	建築指導課
2	家庭でできる防災対策の普及	家庭での備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集等の重要性について、出前講座や防災イベント等を通じて啓発するとともに、広報紙やホームページ・登録制メール等により、広く防災意識の啓発や災害関連情報の発信を行います。	危機管理課
3	つくば市避難行動要支援者制度	東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正を受け、災害時の避難の際に自力での避難が困難であり、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。 この名簿に基づき、要支援者本人の同意により平常時から警察機関、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供を行い、災害に備えた個別避難計画の作成や日頃の見守りに活用します。	福祉政策課
4	福祉避難所の受入れ体制の構築	指定避難所で過ごすことが困難な人のために、災害時に福祉避難所として開設が可能な福祉施設等と高齢者、障害者などの中でも特に配慮が必要な方の受入に関する協定を締結するなど、緊急時の受け入れ態勢を整備します。	福祉政策課

第4章 持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営

1 施策の方向性

介護保険制度は、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための重要な社会基盤です。高齢化の進展に伴い介護サービスの需要は今後も増加することが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足や介護サービス事業所を取り巻く経営環境の変化など、介護保険制度を取り巻く状況は大きく変化しています。本市においても、高齢者人口や介護ニーズの変化を踏まえながら、地域に必要な介護サービスを将来にわたり安定して提供できる体制を構築することが重要です。

第10期では、2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、持続可能な介護サービス提供体制の確保と介護保険制度の適正運営を総合的に推進し、高齢者が必要な介護サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

関連する主な現状・課題

- 要支援・要介護認定者数は令和22年に11,135人となる見込み。
- 介護支援専門員調査では、訪問介護の不足感が最も高い。
- サービス供給量だけでなく、人材確保、生産性向上、質の確保が不可欠となる。

2 基本施策

(1) 介護サービス提供体制の確保

本市では、高齢者人口や介護サービスの利用状況を踏まえながら、介護保険施設や地域密着型サービスなどの計画的な整備を進めてきました。一方、2040年頃には高齢者人口や要介護認定者数の増加に加え、生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足が一層深刻化することが見込まれています。本市においても、高齢者人口や介護サービス需要の変化を見据えながら、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に整備していく必要があります。また、介護人材不足や事業所の経営環境の変化を踏まえ、既存事業所が安定してサービスを提供できる環境を維持するとともに、在宅サービス、施設サービスそして地域密着型サービスのバランスを考慮したサービス提供体制を構築することが重要です。さらに、社会情勢や介護ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、サービス提供体制を継続的に検証・見直していくことも求められています。2040年頃を見据えた中長期的な視点に立ち、高齢者人口や介護サービス需要の推移を踏まえながら、地域包括ケアシステムを支える持続可能なサービス提供体制の構築を推進します。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	介護事業所・施設の整備	介護保険事業計画に基づいて、必要な介護事業所・施設を整備していきます。	介護保険課

(2) 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の確保・定着を図るとともに、介護現場における業務効率化や働きやすい職場環境づくりを進めることが重要です。一方、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口は減少しており、介護人材不足は全国的な課題となっています。本市においても、介護サービス需要の増加が見込まれ、介護人材の確保・定着は今後ますます重要となります。また、介護現場では、職員の負担が大きく、限られた人材で質の高い介護サービスを提供するためには、ICTを活用した業務改善や生産性向上を一層進める必要があります。さらに、災害や感染症の発生時にも介護サービスの提供を継続できる体制の整備や、ハラスメント対策、リスクマネジメントなど、安全で安心して働ける環境づくりも重要な課題となっています。加えて、介護人材不足が深刻化する中、外国人介護人材は介護サービスを支える担い手の一つとして期待されており、多様な人材が能力を発揮しながら安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことが求められています。

本市では、介護人材の確保・定着を図るため、介護職員の就労支援やキャリアアップ支援を推進するとともに、介護の仕事の魅力発信や職場環境の改善に取り組みます。また、外国人介護人材を含め、多様な人材が地域の介護を支える担い手として活躍できるよう、国や県の施策や関係機関との連携を踏まえながら、受入れ環境の充実や職場への定着につながる取組について検討を進めます。加えて、ICTや介護ロボット等の導入、介護助手の活用促進、文書負担の軽減などを推進し、介護現場の生産性向上を図ることで、職員が利用者へのケアにより多くの時間を充てられる環境づくりを進めます。さらに、リスクマネジメントやハラスメント対策、災害・感染症対策を推進し、安全で質の高い介護サービスを継続して提供できる体制の充実を図ります。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築	介護職員等処遇改善加算により介護職員の賃金改善を推進するとともに、上位加算の算定のためキャリアアップや職場環境等の改善を促し、介護職員の確保・定着に努めます。	介護保険課
2	つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	つくば市内の介護事業所等に新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。	高齢福祉課
3	つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	つくば市内の介護事業所等に勤務している方で、介護職員初任者研修や実務者研修等を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。	高齢福祉課

No.	取組名	概要	担当
4	介護ロボット・ICT 導入支援	介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット・ICTを導入する費用について県の補助制度の活用を促し、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保に努めます。	介護保険課
5	文書負担の軽減	介護サービス事業者の事務負担軽減や情報共有の円滑化に向け、「電子申請・届出システム」の円滑な利用促進や「介護情報基盤」の導入・運用を進めるため、これらのシステムの事業者への周知と丁寧な活用支援を行うとともに、新たなデジタル基盤の活用体制を整え、オンライン化による業務効率化と持続可能なサービス提供体制の確保を推進していきます。	介護保険課
6	リスクマネジメントの推進	介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。	介護保険課
7	ハラスメント対策の推進	全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられていることを踏まえ、介護サービス事業所に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。	介護保険課
8	介護施設等の災害・感染症対策の強化	災害・感染症発生時においても必要な介護サービスを継続して提供できるよう、各介護施設等の業務継続計画（BCP）の策定や訓練の実施状況を確認し、必要に応じて助言・支援を行います。 介護施設等の運営指導の際には、避難訓練の実施状況や非常口の確保、消火器の使用期限、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報装置等の消防用設備の点検状況について確認・指導を行います。	介護保険課

（３）介護サービスの質の確保と給付適正化

介護サービスに対するニーズが多様化する中、高齢者一人ひとりの状態や希望に応じた質の高い介護サービスを提供するためには、介護サービス事業者による適切なサービス提供と質の向上が必要です。また、介護保険制度への信頼を維持し、限られた財源を有効に活用するためには、介護給付の適正化を推進し、真に必要な介護サービスが適切に提供される環境を整備することが重要です。今後も、事業者への指導や介護相談員による利用者の声の把握、介護給付適正化を着実に実施し、介護サービスの質の向上と介護保険制度の適正な運営を推進する必要があります。

本市では、介護サービス事業者への運営指導や介護サービス相談員の派遣などを通じて、利用者本位の質の高い介護サービスの提供を推進します。また、要介護認定の適正化、ケア

プラン点検、住宅改修及び福祉用具購入に関する点検など、介護給付の適正化を推進します。さらに、介護サービスの質の向上と介護給付の適正化を一体的に推進することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境づくりを進めていきます。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	介護サービス事業所の指導及び監査	平成 25 年 4 月 1 日から、茨城県より、介護保険法等の事業所指定等に関する権限がつくば市に移譲されたため、市内の介護サービス事業所に対し、「介護給付等対象サービス」の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第 24 条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施します。	福祉政策課
2	介護サービス相談員派遣事業	介護サービスを提供している事業所に、介護サービス相談・地域づくり連絡会が主催する介護サービス相談員養成研修を受講した相談員を派遣し、利用者からの介護サービスに関する疑問や不安、また、職員に直接言いにくいことなどの相談に応じて、介護サービス提供事業所との橋渡しをすることで、問題の改善や介護サービスの質の向上を図っています。	介護保険課
3	要介護（支援）認定の適正化	介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行う必要があることから、研修等を通じ、認定調査及び認定審査会における適正化、平準化に努めます。また、介護サービスを必要とする方への迅速なサービス提供体制の構築には、認定申請から結果通知までにかかる期間短縮は重要度の高い課題です。これについては、認定調査対応及び主治医意見書入手の迅速化、介護認定審査会運営の効率化、ICT 活用による介護認定審査業務の効率化を進めます。	介護保険課
4	介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択（希望）に基づき必要な援助を行っています。	地域包括支援課
5	ケアマネジメント等の適正化	利用者の「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向け、居宅介護（介護予防）サービス計画について、介護支援専門員資格を有する市職員とサービス計画を作成した介護支援専門員がともに確認検証を行うことで、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、適正なケアプランの作成の推進に努めます。	介護保険課
6	住宅改修等の適正化	住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。	介護保険課

No.	取組名	概要	担当
7	事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化	事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化について、縦覧点検や医療情報との突合を実施し、すべての事業者がルールを順守したサービス提供及び介護報酬の請求ができるように支援します。	介護保険課
8	つくば市看取り介護給付金事業	人生の最終段階においても住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、対象施設における高齢者の看取り体制の推進を図ることを目的として給付金を交付します。	介護保険課
9	つくば市要介護度改善ケア給付金事業	施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資することを目的とし、高齢者の要介護度が改善された場合に給付金を交付しています。	介護保険課
10	介護事業所等関係者に対する情報提供	在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケアマネジャー連絡会等を通して行います。	地域包括支援課

（４）介護保険制度の適正運営と負担への配慮

介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える重要な社会保障制度として、多くの市民に利用されています。一方で、高齢化の進展に伴う介護給付費の増加により、介護保険制度を持続可能なものとしていくためには、制度の適正な運営と被保険者負担への配慮の両立が求められています。

介護保険制度の適正かつ安定的な運営を図るため、介護保険財政の健全な運営に努めるとともに、介護保険制度の適切な周知と情報提供を推進します。また、低所得者への介護保険料軽減や利用者負担軽減制度を適切に運用し、必要な介護サービスを安心して利用できる環境づくりを進めます。

【主な取組】

No.	取組名	概要	担当
1	社会福祉法人による利用者負担額減免事業	介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得者で生計が困難である方の利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする制度です。 この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。 社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。	介護保険課

No.	取組名	概要	担当
2	特定入所者介護（予防）サービス費事業	介護保険施設の入所又は短期入所を利用した場合に発生する介護費用以外の食費、居住費について、低所得者の世帯に対して過重な負担増により施設入所が困難になることがないよう、所得や預貯金等の資産状況に応じた定額の負担限度額を設けることにより、食費、居住費の一部を給付し負担軽減を図ります。	介護保険課
3	高額介護（予防）サービス費事業	介護保険サービスの利用者負担が著しく高額にならないように、世帯での負担合計が一定の上限（負担上限額）を超えた場合に、その超えた分を高額介護（予防）サービス費として給付することで、利用者負担を軽減します。	介護保険課
4	高額医療・高額介護合算サービス費事業	医療費と介護サービス費を合算した際の利用者負担が著しく高額にならないように、それらを合算した負担額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分を高額医療・高額介護合算サービス費として給付することで、利用者負担を軽減します。	介護保険課
5	保険料の減免	介護保険制度での保険料の段階は、所得状況及び市民税の課税状況に応じて設定されていますが、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行います。	介護保険課
6	保険料段階区分の細分化	第10期計画の令和9年度から令和11年度の3年間の保険料段階区分について、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引続き多段階化を実施します。	介護保険課

第3部 介護保険事業量・給付費・保険料の見込み

介護保険事業計画として必要なサービス見込量、地域支援事業費、介護給付費、介護保険料の見込みを整理します。施策体系上は基本目標4と連動させますが、数値・推計部分は計画書上独立して掲載します。

No.	項目	記載内容
1	サービスごとの給付実績と見込量	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業の実績と見込量を整理する。
2	日常生活圏域ごとの整備状況	圏域別の施設・居住系サービス、地域密着型サービス、居宅サービスの状況を整理する。
3	介護（予防）給付費・地域支援事業費の推移と見込み額	サービス見込量を基に、介護給付費、予防給付費、地域支援事業費を推計する。
4	介護保険料の算定	標準給付費、地域支援事業費、調整交付金、基金、所得段階等を踏まえて保険料を算定する。



基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

- 2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要となる。
- その際、「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」等について、第9期までの取組を前提に、第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。

見直しのポイント（案）

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

- ① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。
- ② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。
- ③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。
- ② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

第10期計画において記載を充実する事項（案）

- 第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

- **介護サービス基盤の計画的な整備**

- ① **介護保険事業（支援）計画の策定**

- ・ 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
 - ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
 - ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
 - ・ 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

- ② **地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**

- ・ 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
 - ・ 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
 - ・ 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

- **地域包括ケアシステムの深化**

- ・ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
 - ・ 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
 - ・ 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
 - ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
 - ・ 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
 - ・ 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
 - ・ 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

- **介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- ・ 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

基本指針の全体構成について（基本的考え方）

見直し後の構成の考え方

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

基本理念・地域包括ケアの推進、
共通して取り組むべき事項に関すること

計画作成の基本的考え方、作成手順、
計画の進捗管理に関すること

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

計画作成等に係る手続に関すること

基本的記載事項（必須記載事項）に関すること

任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

計画作成等に係る手続に関すること

基本的記載事項（必須記載事項）に関すること

任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載

第四 指針の見直し

別表 1 地域分析指標

別表 2 参酌標準

現行の構成

前文

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

- 一 地域包括ケアシステムの基本的理念
- 二 中長期的な目標
- 三 医療計画との整合性の確保
- 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待防止対策の推進
- 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十 介護サービス情報の公表
- 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- 十二 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
- 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

- 一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
- 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項

第四 指針の見直し

別表 参酌標準

左記の考え方
に沿って
構成を整理

基本指針の構成について①（第一 基本的事項）

改正案	現行
一 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 6 介護に取り組む家族等への支援の充実 7 認知症施策の推進 8 高齢者の住まいの安定的な確保 9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 （一）高齢者虐待防止対策の推進 （二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 （三）介護サービス情報の公表 （四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 （五）災害・感染症対策に係る体制整備 二 介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項 1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 2 地域医療構想等との整合性の確保 3 効果的・効率的な介護給付の推進 4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 5 保険者機能強化推進交付金等の活用	一 地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 2 介護給付等対象サービスの充実・強化 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 4 日常生活を支援する体制の整備 5 高齢者の住まいの安定的な確保 二 中長期的な目標 三 医療計画との整合性の確保 四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 六 介護に取り組む家族等への支援の充実 七 認知症施策の推進 八 高齢者虐待防止対策の推進 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 十 介護サービス情報の公表 十一 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 十二 効果的・効率的な介護給付の推進 十三 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 十四 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 十五 保険者機能強化推進交付金等の活用 十六 災害・感染症対策に係る体制整備

基本指針の構成について②（第二 市町村介護保険事業計画）

改正案	現行
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>都道府県との連携</u> 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み <u>及び2040年度を含む中長期的な推計</u> 3 各年度における地域支援事業の量の見込み <u>及び2040年度を含む中長期的な推計</u> 4 <u>2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項</u> 5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保 <u>及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等</u> 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 <u>及び要介護者等の入居状況</u> 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討	一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握等 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 <u>中長期的な推計</u>及び第9期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 <u>日常生活圏域の設定</u> 7 他の計画との関係 8 その他 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 災害に対する備えの検討 11 感染症に対する備えの検討

基本指針の構成について③（第三 都道府県介護保険事業支援計画）

改正案	現行
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援等 ← 統合 5 第10期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 ← 統合 8 その他 ← 統合 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 ← 統合 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 4 認知症施策の推進 5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 6 介護サービス情報の公表に関する事項 7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 8 災害に対する備えの検討 9 感染症に対する備えの検討	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等の実態の把握等 3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 4 市町村への支援 5 中長期的な推計及び第9期の目標 6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 7 老人福祉圏域の設定 8 他の計画との関係 9 その他 二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項 1 老人福祉圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整 5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保 三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項 1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 5 認知症施策の推進 6 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 7 介護サービス情報の公表に関する事項 8 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 9 災害に対する備えの検討 10 感染症に対する備えの検討

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

構成等の見直し案（第134回部会から追加した主な内容は赤字で記載）

※「見直しの方針案」のページ番号は資料2-2「基本指針（案）について（新旧案）」のページに対応。

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
前文	・過年度の経緯に関する記載は削除。(P2) ・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期計画の策定に向けた背景や現状について記載。(P2) ・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくことについて記載。(P3) ・介護現場における生産性向上の基本的な考え方について記載。(P3)
一 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現	・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて記載。(P3) ・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について記載。(P3)
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P6)
2 地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化	・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載。(P6)
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について記載。(P8)
4 日常生活を支援する体制の整備	・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について記載。(P9) ・総合事業にかかる継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P9)
5 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について記載。(P9) ・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載。(P10)
6 介護に取り組む家族等への支援の充実	・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について記載。(P10)
7 認知症施策の推進	・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P11)
8 高齢者の住まいの安定的な確保	・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について記載。(P14) ・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P14)

基本指針の記載事項について（第一 基本的事項②）

（見直し後の構成に基づき整理）

項目（前文、第一 基本的事項）	見直しの方針案
9 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等	・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載。（P15）
10 その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項	
（一）高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者向け住まい等における虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について記載。（P17）
（二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進	・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について記載。（P18）
（三）介護サービス情報の公表	—
（四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて記載。（P19）
（五）災害・感染症対策に係る体制整備	・災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。（P19） ・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。（P19） ・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。（P20）
二 介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項	
1 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携	・2040年に向けた中長期的な推計にあたり、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築などの取組を進めることについて記載。（P21）
2 地域医療構想等との整合性の確保	・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について記載。（P23） ・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応について記載。（P23）
3 効果的・効率的な介護給付の推進	・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて記載。（P30）
4 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	・PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方やロジックモデルの活用について記載。（P31）
5 保険者機能強化推進交付金等の活用	・自治体による介護予防の取組の充実や、中山間・人口減少対応等の新たな役割が発揮できるよう保険者機能の更なる強化につなげていくこと、地域の実情に応じて高齢者の自立支援・重度化防止に向けた成果目標等を設定した取組を推進していくことの重要性について記載。（P32）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画①）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	◎計画策定にあたっては、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置き、地域住民等の関係者を交えて議論することについて記載。（P33、80） ◎計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。（P34、80）
2 要介護者等地域の実態の把握等	2 要介護者等の実態の把握等	◎都道府県と市町村が共有の課題認識を持ってサービス提供のあり方を議論することについて記載。（P34、81） ◎地域密着型サービスの整備促進について記載。（P35、81） ○分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標を追加。（P35） ○計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表1に掲げる指標を参考とすることについて記載。（P35）
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	◎介護保険事業（支援）計画作成委員会の構成員の例示として、住宅関係者を追加。（P38、82） ●複数の市町村が市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組む場合に、都道府県が支援を行うことの必要性について記載。（P82）
4 都道府県との連携	4 市町村への支援等	◎都道府県と市町村との連携等が重要な事項の具体例（※）について記載。（P38、84） ※都道府県と市町村の連携等が重要な事項（例） ・中山間・人口減少地域において人材確保やICT機器の活用等の生産性向上に係る支援を行うことや、それでもなおやむを得ない場合に新たな特例介護サービスや対象地域の検討。 ・介護サービスの見込み量を適切に定めるために有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者の状況等の把握に関する連携。 ・有料老人ホーム内等で提供される居宅サービスに対するケアプラン点検や指導監督の趣旨や観点（本人の自立支援や重度化防止等に資すること等）。 ●老人福祉圏域ごとの広域的調整を進めるため、意見交換の場を設ける等により、都道府県と市町村が緊密な連携を図ることの重要性について記載。（P84）
5 第10期の目標	5 第10期の目標	◎中長期的な推計（県は県全域及び老人福祉圏域別に作成）を踏まえて第10期の保険料や具体的な施策を定めることについて記載。（P40、86）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画②）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	●点検ツールを活用した市町村が施策・事業の振り返りを行うための支援等について記載。（P87）
7 他の計画との関係	7 市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係	
	（一）市町村介護保険事業計画との整合性の確保	●基本的記載事項から移行。（P88）
（一）市町村老人福祉計画との一体性	（二）都道府県老人福祉計画との一体性	—
（二）市町村計画との整合性	（三）都道府県計画との整合性	—
	（四） <u>地域医療構想及び医療計画</u> との整合性	●介護保険事業（支援）計画の作成過程における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容や時期等に関する基本的な考え方について記載。（P89）
（三）市町村地域福祉計画等との調和	（五）都道府県地域福祉支援計画との調和	○重層的支援体制整備事業に加えて、小規模市町村における新たな事業について記載。（P43）
（四）市町村高齢者居住安定確保計画との調和	（六）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	—
（五）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	（七）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。（P45、92）
<u>（六）その他法律の規定による計画等との調和</u>	<u>（八）その他法律の規定による計画等との調和</u>	◎調和を保つものとする計画を列挙する形で整理。（P47、93）
8 その他	8 その他	—
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域	1 老人福祉圏域	◎圏域設定の考え方等に関する項目を統合・整理。（P47、94）
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計	◎2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。（P48、94） ○地域密着型サービスについて、地域住民や医療機関等への周知及び整備の推進、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進の必要性について記載。（P48）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画③）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
3 各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計		○2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。（P51） ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。（P51） ○通いの場の参加率の目標値を2040年までに更新。（P52）。 ○介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。（P52） ○介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて記載。（P53）
4 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	3 2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項	◎2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上・経営改善支援等）について記載。（P53、96）
5 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。（P99） ○頼れる身寄りのない高齢者等への支援について、地域包括支援センター等の業務負担軽減等に留意しつつ、地域全体の課題として連携・議論を行い、連携先の整理や社会資源の検討を行いながら、改めて市町村における相談支援体制の整備を行うことが重要である旨記載。（P55） ○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。（P56）
	5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定	●介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームの構築・活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（人材推計の実施、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、ハラスメントへの対応、外国人材の受入環境整備等）について記載。（P101） ●生産性向上、経営改善支援等については、協議会の活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（介護事業者からの相談対応や伴走支援、経営の協働化による経営基盤の強化等）について記載。（P102） ●訪問看護に関する総合的な支援について記載。（P106） ●「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載（P106）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画④）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項	
（一）在宅医療・介護連携の推進	（一）在宅医療・介護連携の推進	◎既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について記載。（P58、107）
（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	（二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	◎一体的実施の取組に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることについて記載。（P59、107）
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	◎互助の推進について追記し、多様な主体の例示について記載。（P59、107） ○多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握の重要性について記載。（P60） ●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。（P108）
（四）地域ケア会議の推進	（四）地域ケア会議の推進	◎頼れる身寄りがない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援について記載。（P60、108） ○地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業）において、頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて記載。（P61）
	（五）介護予防の推進	—
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携	（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携	◎改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。（P62、109）
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策		○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。（P62） ○新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性について記載。（P63）
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		○総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について記載。（P65）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑤）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
	2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。（P110）
4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等		○介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について記載。（P65） ○介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）について記載。（P65） ○生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について記載。（P67） ○「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載。（P70）
5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	3 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	
（一）介護給付等対象サービス		—
（二）総合事業		○総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。（P71）
（三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化		○地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について記載。（P72） ○地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について記載。（P72） ○地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて記載。（P73）
（四）介護に取り組む家族等への支援の充実		○家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について記載。（P74）
（五）高齢者虐待防止対策の推進		◎養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について記載。（P74、114）
（六）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進		◎国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について記載。（P74、114）

基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑥）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

項目①（第二 市町村計画）	項目②（第三 都道府県計画）	見直しの方針案
6 認知症施策の推進	4 認知症施策の推進	◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。（P75、114）
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	5 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況	◎改正老人福祉法施行後においては、登録制の対象となるホーム等について、入居定員総数を記載することの追記。（P77、117） ◎将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることについて記載。（P77、117） （注）次頁の八も確認すべき指標・状況として考えられる。
8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	6 介護サービス情報の公表に関する事項	—
	7 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等	—
9 市町村独自事業に関する事項		—
10 災害に対する備えの検討	8 災害に対する備えの検討	◎災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。（P79、119） ◎介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。（P79、119） ◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。（P79、119）
11 感染症に対する備えの検討	9 感染症に対する備えの検討	◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。（P80、120）

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三分人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）） 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量（計推）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等である入居者の状況 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミティング、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

当日配布資料1

第4回つくば市高齢者福祉推進会議（第10期） 事務局出席者名簿

	部・課名等	役職	氏名
1	福祉部	部長	根本 祥代
2	福祉部	次長 兼福祉政策課長	日下 永一
3	福祉部 高齢福祉課	課長	中村 銀華
4	福祉部 高齢福祉課	課長補佐	埜口 実
5	福祉部 高齢福祉課	係長	松尾 智美
6	福祉部 高齢福祉課	主任	相馬 智菜津
7	福祉部 高齢福祉課	主任	宮 亜弓
8	福祉部 地域包括支援課	係長	飯田 恵
9	福祉部 地域包括支援課	係長	久保 知子
10	福祉部 地域包括支援課	主任	金子 あずさ
11	福祉部 介護保険課	係長	小林 実
12	福祉部 介護保険課	係長	石田 佳子
13	福祉部 福祉政策課	主任	田崎 智也
14	こども・保健部 健康増進課	係長	小池 牧子
15	こども・保健部 健康増進施設いきいきプラザ	保健係長	眞鍋 郁世
16	建設部 住宅政策課	係長	岡野 文雄

第4回つくば市高齢者福祉推進会議事前質問一覧

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
1	資料1	2	但野委員	評価一覧を令和6年度の結果と比較すると、A評価は27→20、B評価は66で変わらず、C評価は15→17、D評価は1→4、事業の廃止・中止が0→2となっており、令和7年度の実績評価は停滞ないし悪化の結果（傾向）を示していると考ええる。この結果については第10期計画の中の「第1部 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題」の中に明記する必要がある。	ご指摘のとおり明記いたします。
2	資料1	2	但野委員	【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業】 評価結果はBではなくCとすべきです。また、令和8年度の指標である計画値2,900は下げる必要があります。評価の根拠は研修会の回数（前年と同じ）ではなく、その内容と実績を根拠とすべきであり、介護支援専門員の技能の向上を図れているとする具体的な評価ポイントを明示していただきたい。	技能向上の評価指標は研修回数ではなく、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談延べ件数です。特にアセスメント相談や同行訪問を通じた個別指導により、実務における課題解決力が向上したと評価しています。
3	資料1	3	但野委員	通しNo. 15はB→Dへ低下し、通しNo. 72はD→Dと前年と同じであり、「計画に遅れが生じており、努力が必要」との評価であるが、記載されている今後の方針は前年と全く同じ文章となっている。今後の改善に向けては新たな対応が記載されるべきと考えますがいかがでしょうか？	No. 10、No. 21の欄で回答いたします。
4	資料3	1	但野委員	前年度から評価が変動した項目について、評価が下がったことの原因と今後の方針が前年度の記載とほぼ変わりがなく、改善に向けた方向性が明記されていないのが気になります。（以下No. 4～24まで同じ） 【地域包括支援センターの運営体制】 取組の課題の記載整備：向上を図る必要があるとともに→向上を図る必要があるとともに	記載内容を「向上を図る必要があるとともに」に修正します。
5	資料3	2	但野委員	【在宅医療・介護連携の推進】 指標②は開催回数となっているが、回数ではなく得られた成果で評価すべきである。	多職種向け研修・意見交換会については、開催回数だけでなく、開催を通じて多職種間の相互理解や連携が深まったかなど、取組の成果を評価することが重要であると認識しています。 現在は、取組の実施状況を把握する観点から「開催回数」を指標としていますが、ご指摘を踏まえ、取組の成果をより適切に評価できる指標のあり方について検討してまいります。
6	資料3	9	但野委員	【出前講座】 令和7年度評価はBからCに下がっているが、評価の根拠に下がった理由が記載されていない。	計画値に対する実績値の達成率が65%であるため、C評価としました。
7	資料3	11	但野委員	【介護サービス相談員派遣事業】 令和7年度評価はBからAに上がった。	訪問事業所数と受入れ事業所数がともに増加し、計画値を超えたため、A評価としております。
8	資料3	12	但野委員	【認知症サポーター養成事業】 令和7年度評価はBからAに上がった。	A評価にあげた理由としては、多世代や企業への講座実施を通じ、地域全体の認知症理解を促進でき、サポーター養成だけでなく、チームオレンジ等の実活動へ移行する支援の仕組みを構築できたことがあげられます。定期ミーティングによる意見交換や情報共有を通じてボランティアの質の向上とモチベーション維持を図り、持続可能な体制を構築しています。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
9	資料3	13	但野委員	【認知症ケアパスの普及啓発】 令和7年度評価はAからBに下がっているが、評価の根拠は前年度と全く同じ文章であり、下がった理由が記載されていない。	令和6年度は、保険会社と連携して、必要な方へ個別でケアパスを配布する仕組みを構築したことを、新規成果としてA評価としました。令和7年度は、その仕組みが安定的に定着し、継続して連携できている状態に移行したため、B評価としました。
10	資料3	15	但野委員	【認知症初期集中支援チーム】 令和7年度評価はBからDに下がっているが、評価の根拠、取組の課題、今後の方針は前年度と全く同じ文章であり、改善のためには下がった理由、課題、今後の方針を加筆する必要がある。	初期集中支援チーム会議にかけた回数が新規支援者数の数になっていますが、この会議にあがらず相談のみの対応が令和6年度は17件でしたが、7年度は7件と減少しました。 課題は、認知症が進行した状態や対応が困難になってからチームに依頼されるケースが多いことがあげられます。そのため、支援チームで対応したケースの事例集を活用し、早期相談、早期対応につなげる連携支援体制を構築していきます。
11	資料3	29	但野委員	【出前健康教室事業】 令和7年度評価はCからDに下がっているが、下がった理由が明記されていない。 評価の根拠の記載整備：指導に担い手を→指導の担い手を 取組の課題の記載整備：・高齢者等の を改行	令和6年度から、茨城県に熱中症警戒アラートが発表された日は、参加者の健康維持を優先し、当日開催予定の全てのシルバーリハビリ体操教室を中止する予防対策をとっています。令和7年度は、6～9月において熱中症警戒アラート発表が32日延べ264回の教室が中止となりました。このことにより、年間の延べ参加者数が減少し、Cの評価基準を満たすことができなかったため、評価をDとしました。 なお、今年度6月以降8月中旬（8月19日現在）までに茨城県に熱中症警戒アラート発表による教室中止は、5日間53団体で、昨年度の同時期よりも少なくなっているため、延べ参加者数の回復を見込んでいます。また、今年度は教室が中止になっても、会員が自宅でインターネットで動画を見ながら運動に取り組むことができるよう、その視聴方法について各団体への周知を行っています。 記載上の不備については修正いたします。
12	資料3	31	但野委員	【介護支援ボランティア事業】 令和7年度の受入可能施設数は最大何施設あったのでしょうか？実稼働への影響はどうだったのでしょうか？	令和7年度の受入可能施設数69施設です。従来の介護施設に加え「オレンジカフェ」が新たに受入先として加わったことで活動場所の幅が広がり、実活動者数が増加しました。
13	資料3	33	但野委員	【地域リハビリテーション活動支援事業】 令和7年度評価はAからBに下がっているが、申し込みがなかったためと記載しているが、その理由が明記されていないので、課題と今後の方針が不明確である。	団体等からの申請に至らなかった要因として、令和7年度も周知に努めたものの、必要な情報が十分に浸透しきれなかった点が挙げられます。今後は、チラシ内容の見直しや、情報提供の回数を増やすとともに、地域団体へも幅広くアプローチを行うなどの周知を行い、積極的な利用を促進していきます。
14	資料3	45	但野委員	【高齢者文化芸術鑑賞助成事業】 令和7年度評価はBからCに下がっているが、利用者数が落ち込んだことへの言及がなく、今後の方針が不明確である。	【今後の方針の修正案】 利用者が減少しているため、つくば文化振興財団と協力連携し、対象者への周知・対象公演の広報活動をするとともに、より利用しやすい事業となるよう模索していきます。
15	資料3	46	但野委員	【敬老祝写真贈呈事業】 令和7年度評価はCからDに下がっているが、いろいろな取組を行っているにもかかわらず実績値が伸びない理由が明記されていない。事業内容をどう見直すのかについて記載してほしい。 評価の根拠の記載整備：評価の根拠 写真サイズ→キャビネ版	評価は下がっているものの、令和7年度はこれまでよりも対象者が少なかったにもかかわらず利用者数は令和5年度・令和6年度よりも多く、年々利用率は僅かながら上昇しています。 【利用率推移】 令和4年度 18.55% 令和5年度 18.23% 令和6年度 20.30% 令和7年度 21.01% 【今後の方針の修正案】 利用者を増やすため年齢区分を見直す等、事業内容の見直しを行う。広報での事業周知を引き続き行い、その他、地域包括支援センターや民生委員定例会等を介した周知も行う。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
16	資料3	48	但野委員	【敬老祝金給付事業】 令和7年度評価はAからBに下がっているが、課題と今後の方針が前年度と全く同じ記載内容である。 記載数字の確認：給付率96.7%とありますが、該当者総数は計画値3500人より少し多いのでしょうか？	計画通りに進んでいるが、先行している状況ではないためBとしています。 毎年、口座情報の取り扱いで確認作業に多くの時間を要する状況であったため、本年度から市役所内で保有している個人情報（口座情報等）の利用について、個人情報保護法第69条第2項2号に基づき、目的外利用が可能との判断を受け、事務処理の軽減を図る取り組みを開始し、適切な給付管理と事務負担軽減の取り組みを進めています。 R7年度の対象者人数は3,579人
17	資料3	49	但野委員	【ねたきり高齢者理美容料助成事業】 令和7年度評価はBからCに下がっているが、利用者数が落ち込んだことへの言及がなく、今後の方針が前年度の記載と全く同一であり改善の方向が明確でない。	交付者数は減少していますが、交付者数に対する利用率は以下のとおり上昇しています。 【利用数/申請者数】 令和5年度 87/152×2 28.6% 令和6年度 84/130×2 32.3% 令和7年度 78/115×2 33.9% 【今後の方針の修正案】 交付者数は減少している一方、交付者に対する利用率は、令和5年度57.2%、令和6年度64.6%、令和7年度67.8%と上昇しており、制度の利用が必要な方において利用につながっているものと考えられる。今後は、利用実態を踏まえつつ、引き続き市民及び理美容所への周知を行い、本事業を必要とする対象者への適切な情報提供に努める。
18	資料3	50	但野委員	【在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業】 令和7年度評価はBからCに下がっているが、交付者数が落ち込んだことへの言及がなく、課題、今後の方針が前年度の記載と全く同一であり、改善の方向が明確でない。	令和3年に対象者の要件が変わってから年々対象者数が落ち込んでおり、その点について課題として認識しています。事業内容に対しての検討を継続して行っているため、引き続き同じ方針で取り組む必要があると考えます。
19	資料3	53	但野委員	【介護教室】 令和7年度評価はAからBに下がっているが、利用者の実績値が大きく落ち込んでいるが、課題が前年度と全く同じ記載内容であり、改善の方向が明確でない	評価指標は延べ利用者数ですが、実利用者数を記載してしまいました。172人に訂正するとともにA評価に訂正します。
20	資料3	60	但野委員	【緊急通報システム事業】 令和7年度評価はAからBに下がっているが、課題と今後の方針が前年度と同様な内容であり、改善の方向が明確でない。制度の内容の見直しをどう行おうとしているのか、加筆してほしい。	計画通りに進んでいますが、先行しているわけではないので、B評価としています。 【今後の方針の修正案】 安否確認事業の一つとして、より多くのひとり暮らし高齢者の不安を解消できるように、一つ一つのケースを熟考し、可能な限り個別ケースに対応できるよう申請受付にあたる。また、引き続き積極的な事業の周知を行い、利用者数の増加を図る。
21	資料3	72	但野委員	【高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業】 令和7年度評価もDのままであるが、利用者数がさらに落ち込んだことへの言及がなく、課題、今後の方針が前年度の記載と全く同一であり、改善の方向が明確でない。	補助事業の開始から3年が経過し、電動アシスト自転車が購入希望者に行き渡った結果、利用者数が減少していると考えられます。 今後の方針としては、利用者の確保に向け、市ホームページや広報紙への掲載、区会回覧の実施、自転車販売店や警察署へのチラシおよびポスターの設置等、様々な方法で事業を広く周知するとともに、補助利用者への事後アンケート等を活用して、交通安全講習会の参加要件や申請方法、広報の仕方の見直しを図ることで、利用者数を増加させていきます。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
22	資料3	73	但野委員	【つくば市高齢者等買物支援事業】 利用者数が少し減少し令和7年度評価はAからBに下がっているが、移動販売のニーズの高い地域で実施できるよう実態に即したルートの見直しを進めてほしい。また、移動販売が見守りや集いの場としても活用されている状況なのか教えていただきたい。	引き続き、事業者と連携し、ルートの見直しを実施していきます。また、移動スーパーでの買い物を通して地域住民の外出機会や販売場所での交流が生まれることで、見守りや集いの場としての役割を果たしていると考えています。
23	資料3	81	但野委員	【住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進】 令和7年度評価はBからAに上がっているが、指標がなく、評価の根拠、課題、今後の方針は前年度と全く同じ文章なので、評価が上がった理由が分からない。	本事業は、介護保険利用者が必要に応じて行う住宅改修工事に対して負担軽減を行うものであることから、指標設定に馴染まない性質の事業です。令和7年度もこれまでと同様、工事業者やケアマネジャーと連絡を取って丁寧に処理を進め、申請に対して100%交付しています。これまでは指標が無いことからA評価を避けていましたが、実際に滞りなく事業が進んでいることや、本会議でのご意見を踏まえて、評価をBからAに引き上げました。
24	資料3	106	但野委員	【特定入所者介護（予防）サービス費事業】 実認定者数が少し減少し令和7年度評価はAからBに下がっているが、評価の根拠、課題と今後の方針が前年度と同一な内容であり、今後の改善の方向が明確でない。	本事業は施設利用者の食費・居住費を給付し、負担軽減を図るもので、認定者数は所得状況や施設利用ニーズに左右されます。評価については計画値に対する実績値の比率（91%）で評価しており、9期計画策定時は感染症影響からの回復増を見込みましたが、予想を下回る認定者数となりました。この認定には有効期間があるため、毎年更新期間に大量の申請を処理する必要があることから、対象となる方が確実に申請できるような周知と、迅速で確実な給付が重要になります。今後もこれまで同様に更新手続きをスムーズに行うための周知を続けていきます。
25	資料5	1	但野委員	1-1-5 「重層的支援体制整備事業（新規）」の意味・内容・経緯がよく理解できていないため追加説明をお願いします。また、つくば市での本事業の推進状況について概要説明をお願いします。	令和3年（2021年）4月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。本事業は、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、多様な複雑な福祉課題に対応するものです。本市では、令和7年度から事業を開始し、現在は地域包括支援課を中心として、体制の整備を推進しています。
26	資料5	2	但野委員	基本目標3の2家族介護者支援の充実の取組名3～8の備考の1-2は全て1-3に修正が必要です。	ご指摘のとおり修正いたします。
27	資料6	2	但野委員	第10期では、成年後見制度利用促進基本計画は内包しませんとありますが、その理由は何ですか？	令和8年（2026年）6月の法改正に基づき、令和10年度（2028年度）を目途に成年後見制度の制度改正が予定されています。制度改正を踏まえて国の次期成年後見制度利用促進基本計画の検討が開始されていますが、計画案が示される予定が3月頃を見込んでいます。そのため、例年に比べ計画策定スケジュールが大幅に後ろ倒しとなることを考慮し、本計画への内包を見送り、単独で策定を行う予定としております。
28	資料6	3	但野委員	真ん中の図中の記載整備：つくば市高齢者福祉計画→つくば市高齢者福祉計画（第10期）	ご指摘のとおり修正いたします。
29	資料6	6	但野委員	第10期の日常生活圏域区分け対応表には記載がなかった地名が追加されていますが、現状の区分けではこれで正しいのかどうか、再確認願います。	第9期では令和5年4月1日時点で住民が記載している地名のみ抽出して掲載しています。骨子案では、居住者のいない地名もすべて掲載しているため、差異が生じています。
30	資料6	7	但野委員	アンケート調査報告書によれば、転倒の市内全体の%は31.5%→30.7%	リスク割合の算出は無回答者を除いて実施しているため、31.5%としています。
31	資料6	8	但野委員	アンケート調査報告書によれば、認知機能の市内全体の%は43.8%→42.3%	リスク割合の算出は無回答者を除いて実施しているため、43.8%としています。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
32	資料6	14	但野委員	4の「認知症地域支援推進員」に関し、よく把握できていないので、その要件と役割について説明をお願いします。	認知症地域支援推進員は、認知症の医療や介護の専門的な知識を有し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護だけでなく社会資源と連携しながら相談支援や、地域づくりを行う専門職です。地域に出向き、認知症の普及啓発や相談支援を行います。
33	資料6	18	但野委員	4の「出前健康教室事業」は 介護予防・日常生活支援総合事業の推進の13に移動になったため、健康づくりの推進からは削除です。	資料5に合わせ、ご指摘のとおり修正いたします。
34	資料6	20	但野委員	「11傾聴ボランティア事業」の後に12介護支援ボランティア事業、13出前健康教室事業 を挿入し、順送りのため地域リハビリテーション活動支援事業は14になります。	
35	資料6	22	但野委員	「6介護支援ボランティア事業」は不要になったので削除。以降順番が1つずつ繰り上がり「敬老祝金給付事業」は11になります。	
36	資料6	27	但野委員	「11 高齢者台帳調査実施事業」は以前から行われていた事業であり、新規項目として取り扱うのは適当ではないと考えますが、いかがでしょうか？	資料5においては、第9期計画から第10期への移行区分として、「新規・継続」の区分を明記しているため、第10期計画で新たに記載を追加する場合は、「新規」区分として取り扱っています。
37	資料6	29	但野委員	福祉有償運送事業の概要の下記の説明は誤解を招くので修正したい。障害者や高齢者を対象に行う→障害者や要支援・要介護認定者等を対象に行う	ご指摘のとおり修正いたします。
38	資料6	30～32	矢口委員	表記のゆらぎ 一人暮らし高齢者（p30） 高齢者単身世帯（p31） ひとり暮らし高齢者（p32）	「ひとり暮らし高齢者」に文言を統一いたします。
39	資料6	32	矢口委員	【市営住宅のバリアフリー化】 8の最終文句「市営住宅に相応しい」が抽象的すぎるので、例えば「高齢者にやさしい」とか「高齢者が住みやすい」市営住宅の方がよろしいのでは？	以下のとおり修正いたします。 「市営住宅の建替えを検討する場合は、高齢者に配慮した構造・間取りの住宅とします。」
40	資料6	31	矢口委員	【高齢者への市営住宅の供給】 文頭の「真に」とは？	冒頭の「真に」は不要であるため、削除いたします。
41	資料3	3	村上委員	【地域ケア会議】 指標①の回数が計画3に対し実績2、なぜ？年3回でも少ないと思う。やる気を感じない。年度始めに年間3回の予定を決めていないのか？	地域ケア会議については、年間2回の開催を基本として計画しています。目標を「3回」としているのは、年間2回の開催に加え、検討内容によっては、2回の会議では十分な検討に至らない場合に追加開催することや、生活支援体制整備事業における会議とテーマが重なる場合に、情報共有や検討を行う場として開催することを想定しているためです。 今年度は2回の開催となりましたが、2回の会議において、地域の課題について検討を行い、その解決に向けた取組や成果物の作成につなげています。 地域ケア会議は、個別事例の積み重ねから地域に共通する課題を抽出し、その課題について関係者で検討し、解決につなげていくことを目的としています。 会議で検討した内容が地域課題の解決につながったかを評価し、具体的な取組や成果物の作成を通して、地域課題の解決につながる地域ケア会議の運営に取り組んでいきます。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
42	資料3	5	村上委員	【生活支援体制の整備】 生活支援コーディネーターが毎年辞めてしまい、替わるという状況は無くなっていますか？ 課題の社協の記述がとても不適切。自分たちの力不足を棚に上げて市民のせいになっているように感じる。「二度と来るもんか」と感じさせる運営をしているのは誰の責任か？	生活支援体制整備事業における協議体の運営および課題記述に関し、以下の通り回答いたします。 1. 協議体運営の責任と課題記述に対する認識について 協議体に「参加して良かった」と感じていただける場となるよう、事務局（社協）として企画・準備・進行面での工夫を重ねていく必要があると受け止めております。従来の課題記述は住民側の意識に偏っており、事務局の関わり方についての視点が不足していた点を踏まえ、今後の取り組みおよび事業の進め方において実質的な見直しを行ってまいります。 2. 今後の運営・支援方針について 住民の主体性は一方的な「説明」や「啓発」から生まれるものではありません。参加者が自然と発言し行動したくなる環境を整えるため、今後は以下の見直しを行います。 ・報告・説明中心から、思いやアイデアを丁寧に出し合える対話型運営への転換 参加者同士のつながりや地域づくりへの寄与を実感できるプログラム編成 ・生活支援コーディネーター（事務局）のファシリテーション能力および伴走支援機能の強化 3. 課題の考え方 本事業の課題設定につきましては、「生活支援コーディネーターとして、日頃より住民主体の活動となるよう視点を持って支援に努めてまいりましたが、さらなる対話を深め主体性を引き出していくためには、まだ改善の余地がある現状と受け止めております。 今後は事務局（社協）自身の「伴走支援・ファシリテーション能力の更なる向上を図る」内容へと更に協議体運営に努めてまいります。 4. 生活支援コーディネーターの人事異動について 毎年ではありませんが、退職により交代する場合はございます。 生活支援コーディネーターの配置については、各圏域で複数年従事することを目標にしておりますが、本会組織全体の運営状況を踏まえた人事異動をせざるを得ない場合もございます。ご理解いただけますと幸いです。担当者が変わった際にも地域の取組や関係性が途切れないよう、丁寧な業務引き継ぎの徹底と事務局全体でのバックアップ体制の強化に努めてまいります。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
43	資料3	6	村上委員	【地域見守りネットワーク事業】 ふれあい相談員、見守り支援員、顔見知り拡大事業、どれもほとんど知られていないのでは？市民の認知度は？ 具体的な実績値、いま何人、何か所で何人参加しているのか？また待遇は？ただ働きさせようというなら、それが問題。	高齢者福祉推進会議におけるご質問について、以下の通り具体的数字および制度概要を回答いたします。 1. 各事業の活動内容・実績・参加状況 【地域見守りネットワーク事業】 ふれあい相談員：7 圏域にて 113名を委嘱。月1回程度の訪問（必要に合わせて随時訪問）また、電話連絡を実施し、年間1500件の相談・声かけに対応。 見守り支援員：全地区にて34名が活動。近隣活動等を通じた日常的な見守りを実施。 見守り登録者：277 名 さりげない見守り： 371名 ※2026年3月現在 民生員連絡協議会資料掲載 【顔見知り拡大事業】 市内5箇所(サロン・地域交流拠点等)で実施、年間434回開催、延べ2300名が参加。 2. 認知度に関する現状と今後の具体的広報施策 一般市民層での認知が不十分であると認識しております。 改めて、社協通信つくば等以下の具体的手段により認知度向上を図ります。 ・社協広報誌「社協通信つくば」での事業概要を掲載し周知 ・区会ガイドブック（区長配付）への事業名掲載と協力依頼（継続） ・各圏域等での事業概要説明実施（継続） 3. 地域見守りネットワーク事業 【ふれあい相談員活動における費用弁償の具体的仕組み】 明確な制度・予算措置を講じております。 ①費用弁償：ふれあい相談員に対しては活動実費として年額 12,000円 の費用弁償を支給 ※費用弁償については、つくば市からの補助 ②安全保障： 全員に対し、社協負担にて「つくば市ボランティア活動保険」に一括加入(傷害補償・賠償補償) ③研修・サポート：年4回のふれあい相談員懇談会および圏域担当者による相談フォロー体制の構築
44	資料3	11	村上委員	【介護サービス相談員派遣事業】 いま何人いるのか？どういう人がなれるのか？待遇は？相談員不足はなぜ？ 今後「増やす」とのことだがどのようにして？ とても良い制度だと思うのでぜひ充実させてほしい。	現在、当市では5名の相談員を配置しています。相談員として活動するには、「介護サービス相談・地域づくり連絡会（国公認の事業普及団体）」が主催する養成研修を受講し、市からの委嘱を受ける必要があります。待遇面につきましては、当市の場合、活動に対する謝礼として日額8,200円をお支払いしています。相談員不足の理由については、なり手が不足しているというよりも、相談員の訪問を希望する施設（ニーズ）が多いためです。今後の増員に向けた募集の際は、市のホームページや広報紙等を活用して広く周知を行い、ご応募いただいた方への面接を経て、先述の研修を受講した上で活動を開始していただく予定です。
45	資料3	23	村上委員	【基準緩和型訪問サービス】 国がデイと訪問は保険から切り離してと直策したが、結局失敗した政策だと思う。安く使いたいニーズはあるだろうが、採算とれない事業を事業者は経営しない。いっそのこと、市社協の訪問介護をまた復活させてみては。	基準緩和型訪問サービスについては、総合事業全体の国の動向を踏まえて実施方法を検討していきます。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
46	資料3	31	村上委員	【介護支援ボランティア】 半数以上が辞めたとのこと。17人が何人になりましたか？登録が大変なのでは？（大穂まで行かないといけない）ポイントの交付金いくらですか？例えば、500円を1000円にするとかしても良いのでは？	令和6年度末にボランティア活動継続のアンケートを行ったことで、登録者数が約半数になりました。しかし、登録を取り下げた方々は、実際の活動には参加されていない方が大部分であり、実活動人数には影響ありません。実際に令和7年度は実活動人数が増加しており、17名となっています。 ボランティア登録は介護保険被保険者証をお持ちになり、お近くのつくば市社会福祉協議会窓口で登録申請を行っていただいています。大穂以外に、筑波地区の市民研修センター、荃崎地区のつくば市社会福祉協議会南支所でもご登録いただけます。 交付金は年度上限10,000円で、活動実績に応じてポイントが付与され、ポイントに応じて交付金が決定します。
47	資料3	41	村上委員	【おひさまサンサンいきいきまつり】 屋内になったとのこと。1500人の設定が過大なのではないか？ 「これ以上の拡大が見込めない」ならば計画値を下げるべき。何人が適正か？	来年度以降事業廃止予定のため第10期において計画値の設定はありません。
48	資料3	44	村上委員	【高齢者憩いの広場運営補助事業】 地域による格差とのこと。圏域ごとの実績は？計画値に圏域数を入れてみては？	令和7年度時点の圏域別で豊里1団体、谷田部東2団体、谷田部西2団体、桜4団体、筑波1団体、荃崎7団体の活動がございます。第10期の計画値については、検討いたします。
49	資料3	46	村上委員	【敬老写真贈呈事業】 なぜ2割しか利用がない？施設入所の場合は出張撮影をしてもらえれば良いと思うが。（No.48祝金は96.7%）	10歳区切りで贈呈をしていることで、次の機会に見送る方がいる可能性があります。要介護認定を受けている方や医療機関に入院している方については訪問撮影にも対応しています。
50	資料3	61	村上委員	【愛の定期便事業】 利用者の利用料はいくらなのですか？	乳製品代金の半額を負担していただいています。
51	資料3	62	村上委員	【宅配食事サービス事業】 市からの補助は出ていますか？ 民間の宅配サービスも増えているので、廃止、統合をしても良いのではないのでしょうか。	利用者の費用負担は400円（生活保護受給者は300円）としており、残額は委託費として市から事業者を支払っています。
52	資料3	66	村上委員	【資金等貸付事業】 茨城県生活福祉資金 相談499件→申請ゼロ？水際作戦ですか？ この実績はR7？R5から7の3年？	生活福祉資金貸付事業は茨城県社会福祉協議会が実施主体となっており、申請可否や貸付判断を行っています。 生活福祉資金貸付事業を申請するためには、住民票や印鑑証明書等取得費用のかかる添付書類が複数あるため、申請者の利便性を考慮し、貸付相談を受けた後、申請書類をそろえる前に事業実施主体である茨城県社会福祉協議会に申請可否を問合せをしていますが、対象となる世帯の条件や、貸付資金の要件が細かく、問合せ時点で事業の対象とならないと判断されるため、申請に至らない状況となっています。 相談実績は令和7年度のみの実績である。
53	資料3	68～69	村上委員	【福祉有償運送事業】【高齢者移動支援担い手育成事業】 福祉有償NPOの担い手があるだけつくば市はめぐまれていると思います。活動エリアはどのあたりですか？講習会が出来なくなってしまった、とはどういうことですか？県に支援を求めるべき。	補助金の交付を受けていない団体を含めると全6団体が活動しており、市内全域を対象とする団体が4団体、谷田部東・谷田部西・荃崎圏域を対象とする団体が1団体、筑波圏域を対象とする団体が1団体あります。 講習会については、道路運送法施行規則第51条の16に基づき国土交通省大臣の認定を受けた事業者には委託して行っておりますが、市内や近隣市町村には認定を受けた事業者はありません。令和6年度まで委託していた小美玉市の事業者による出張講習の実施が困難となってしまったため、令和7年度からは東京都の事業者には委託して講習会を実施継続ができており、県への支援要請は考えておりません。
54	資料3 資料6	77、 79 32	村上委員	【高齢者への市営住宅の供給】【居住支援団体等の情報提供】 高齢者の住宅ニーズに対応するために居住支援協議会を立ち上げて対応を検討すべき。「情報を提供した」だけでは無責任すぎ。	居住支援協議会の来年度の設立に向けて準備を進めており、情報提供に加えて居住支援協議会を通じた高齢者のニーズ把握や必要な支援を行っていく予定です。

No.	資料番号	頁数	委員	質問	回答
55	資料3	87	村上委員	【介護施設等の災害・感染症対策の強化】 9期のR7～9で実際に整備が進んだのは何ヶ所ですか？ 必要に応じ、市から補助をすると良い。	9期中に、当該補助金をつくば市から交付した実績は1か所です。事業所の種別により茨城県から交付されます。
56	資料3	90	村上委員	【要介護（支援）認定の適正化】 介護認定までとても時間がかかってしまい困る、という事例が全国にある。つくば市についてはどうですか？（他市よりも遅いということはないですか？）	厚生労働省が公表している「認定審査期間等の公表について」によると、令和6年度の認定処理期間について、対象者平均で全国39.9日、茨城県41.8日に対し、つくば市では56.6日を要しており、本市としても課題と認識しております。そのため、令和7年度には介護認定審査会ペーパーレス会議システムの導入及び認定調査員の確保強化、指定居宅介護支援事業者等への要介護認定等調査業務委託の強化を行いました。令和8年度についても介護保険認定審査会支援システムの見直しなど、引き続き認定審査期間の短縮へ向けた取り組みを進めております。
57	資料3	98	村上委員	【介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築】 加算の算定率は小さい事業所ほど低いというのが全国的課題です。つくば市の算定率はどうですか？（他市よりも高い？低い？）	つくば市指定事業所では、従前から加算対象である事業所については、小規模な訪問介護事業所等も含めてほぼ算定されている状況です。（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援については令和8年6月から新たに加算対象となっており、未算定の事業所が約30%となっています。）
58	資料3	99～100	村上委員	【つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金】 【つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金】 数値目標、計画値、実績値を9期のR7～9教えて下さい。8期よりも増えているという記述に見えますが、間違いありませんか？	第8期～第9期計画期間中の給付実績については、以下のとおりです。 つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金 令和3年度：33 令和4年度：35 令和5年度：52 令和6年度：36 令和7年度：66 つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金 令和3年度：9 令和4年度：6 令和5年度：2 令和6年度：6 令和7年度：16
59	資料6	22	村上委員	【介護支援ボランティア】 より効率的にボランティアに登録、参加できるようにICTを活用すべき。「スマホ教室」との連携をすべき。お手当のアップを検討すべき。	ボランティア登録時に制度の説明および受け入れ施設の紹介・マッチングを行っております。実活動者数を伸ばすためにも、登録時の丁寧な説明は必要不可欠であるため、ICTを活用したボランティア登録は難しいと考えます。 また、ボランティア活動を促進する事業であるため、現時点では交付金の引き上げは考えておりません。
60	資料6	22	村上委員	【ボランティア育成・支援・研修事業】 各事業所にも協力してもらう体制が有効だと思う。	ボランティア育成・支援・研修事業については、福祉政策課からつくば市社会福祉協議会へ委託により実施をしており、つくば市社会福祉協議会で設置する「つくばボランティアセンター」において各種事業を実施しています。今後、より効果的なボランティアの育成・支援・研修に向けて、各種事業所との協力について検討していきます。
61	-	-	神谷委員	業務の担当課は地域包括支援課、高齢福祉課、介護保険課とで担当していますが、連絡会等で情報交換や調整など、定期的に行っているのでしょうか。	計画策定に関わる部署については、検討会等で情報交換を行い、円滑な計画策定に努めております。
62	-	-	神谷委員	どの課でも、第10期は新規事業が計画されていますが、住民への周知はどのような方法が考えられているのでしょうか。	新規事業については、広報紙やホームページへの掲載、必要に応じて区会回覧等による周知を実施しております。